

14.5-54



1200501213197

111.5
4



始



14.5
54

料資法司

號五十四百二第

戦争と犯罪

モーリッツ・リープマン

—ドイツに於ける—

〔禁轉載〕（昭和十三年十月）

司法省調査部

戦争は犯罪現象に如何なる影響を及ぼすか。之は民族的社會生活の歴史的狀態と犯罪現象との關係の問題として犯罪の歴史的考察の對象たるのみならず、犯罪と社會の人的及び物的要素との關係如何と云ふ犯罪社會學の課題を爲すものである。今次譯載した Liepmann の 'Krieg und Kriminalität in Deutschland' 1930. は Exner の 'Krieg und Kriminalität in Österreich' 1927. と共に此の方面の貴重なる研究と云はれてゐる。もとより之は異常なる經濟的窮乏と戦敗の絶望に基く道徳的頹廢とに見舞はれた戦敗國の記録であるが、其の統計的所與に付深い心理的理解を以て爲された此の研究が廣く犯罪の社會學的研究の價値多き參考となるべきを信じ、茲に筆寫に代へて排印する次第である。譯者は 滋賀刑務所長小川太郎氏である。



發行所寄贈本

司法部調査



14.5
54

司法資料
第二四五號

モリッツ・リープマン
戦争と犯罪
——ドイツに於ける——

内容目次

第一章 対象と方法	一
第二章 犯 罪	一八
第一節 國家に對する犯罪	二二
第二節 人身に對する犯罪	四二
第三節 財産に對する犯罪	七一
第三章 個々の犯人集團	一〇四
第一節 少 年	一〇四
第二節 女 子	一七五
第四章 結論と展望	二三六
文 獻	三三七



昭和十一年三月

第一章 対象と方法

今日、戦争犯罪 (Kriegskriminalität) に關する報告に於て、個人的な回想や主観的な評價より以上のものを寄與しようとする者は、まづ最初に當つて、その敘述を妥當ならしめるところの認識的・方法的基礎について、釋明せねばならない。それには二つのことが必要である。即ち與へられた課題を明白に限定することとそれの解決に必要な手段・方法を批判的に検討することである。

ドイツに於ける戦争犯罪を科學的に説明することは世界大戰の社會的・經濟的影響の歴史にとつて、ドイツに於ける戦争犯罪を科學的に説明することは世界大戰の社會的・經濟的影響の歴史にとつて 欠くべからざる一環をなすものである。それは犯罪學 (die Kriminologie)、即ち全刑法學 (die gesamte Strafrechtswissenschaft) のうち犯罪を抽象的概念としてではなく事實的生活現象 (tatsächliche Lebenserscheinung) として探究せんとする部門にとつて、少なからず重要な課題をなすものである。ドイツに於ける戦争中に犯罪が増加したか否かといふ問題に答へんとするだけでは、此の目的には不十分であらう。かくの如く孤立的に問題を立てることは客觀的な時間的な觀點に於ては餘りに狭すぎるのである。それは此處に行はるべき研究にとつては全く効果のない出發點であるであらう。ある時代の犯罪といふものは特定の構成を有する明白な大さのものではない。だから、その増減を確定し得るためには一時代の初めと終りに専らその範圍を測定することを必要とする。犯罪は一の人生である。個人の責任と運命のうちに織りなされ、大小の團體、協同體の生活關係、否、實に全國民の生

活關係と密接に結合し、千變萬化で従つてあらゆる定型化を嘲弄する一の人生である。こゝに於て、現實的な犯罪學は、犯罪の探る形式の變遷を認識することと、犯罪の一定の形式から時々判つて來るところの人間の變化を觀察することに努めねばならぬのである。この課題のうち、前者に對しては、犯罪の構成要件の法律的な多様性に止まることを許されずして、個々の犯行形式の犯罪心理學的な特殊性に注目せねばならぬのであり、後者に對しては、社會學的關聯 (Zusammenhänge und Beziehungen) を探究せんとしなければならぬのである。即ち、個々の犯罪形式の社會の現實に占むる眞の地位を探究せんとするものであつて、かゝる關係に對して考へ出された、抽象的な社會學的法則性を探究せんとするのではないのである。しかし、この二つの方面に對してはたゞ記録するといふ記述 (ein registrierendes Beschreiben) だけでは不充分である。世界大戰の社會的影響如何の問題は因果的説明 (ein kausales Erklären) を必要とする。確認された事實を特定の原因に歸することを必要とする。そして又、最近乃至現在の犯罪現象の將來に及ぼす影響について釋明せんとする一つの見透的研究を必要とする。かゝる目的を得てこそ初めて、犯罪學的研究はその一面的に刑法的な態度とそれたみに非現實的な孤立を脱し得るのである。即ち、犯行や犯人ではなくて、人間生活の個人的・社會的・經濟的諸關係の眞只中におかれた人間が、今日の見解によれば、犯罪學的研究の對象であるのである。

かゝる目的をもつて、この述作は必然的に戰爭期間といふ狭い時間的な範圍を突破する。述作の基

礎となつてゐる材料を、最初の動員令公布の日に初まり休戰の時に終るところの期間に限ることはできない。戰爭犯罪をより深く理解し眞摯に批判する爲には、戰後の幾年かは、直接な戰時自體よりも更に甚だ重要である。多數の刑事訴訟手續と有罪判決は犯行の時よりも遅れた時期に全く外面的に行はれ、そして、事情によつては、やつと翌年の犯罪統計にあらはれるのである。この現象は、明かに觀察し得る心理學的事實によつて著しく強められる。物質界に於て妥當する有名な惰性の法則に對應して、一定の生活状態によつて喚び起された精神的態度も亦、何か固執的なものを有し、それは精神的態度の條件となつてゐる原因がなくなつてもなほ續くのである。國民生活に於ける深刻な變化も、傳來の生活形式や習慣——屢々恥づべき時代錯誤としての——に差當つて暫くの間は、影響を與へずにおくのである。問題となつてゐる多くの平和時の慣習にも、戰爭が始まつたといふことは差當つて何等の變化を與へない。國家の變革のみが崩壊した統治組織の社會的基礎工事にほんの僅かばかり變化を與へ得るのである。かくて、戰爭が總ての同時代の人々に押しつけた如き習慣と人生に對する心的態度とはなほ後に久しく影響を及ぼすのである。戰爭が國民の隅々にまで充した精神的基調は、恐らく外面的生活より以上に、何等か固執的なものを有し、そのものは久しくつき纏ひ、多くの驚くべき現象の最も深い根據となり、外面上の日常的な事物にすら或る特色を與へるのである。この事實を顧慮すると、ある限界内に於て犯罪統計上の數字を解釋するには、復歸關係の法則 (ein Gesetz der Rückbeziehung) が妥當する。即ち、後の時期の數字は、たゞそれを以前の現象に關係せしめたときに

み、理解し得るのである。反面では、材料を戦争犯罪の批判にまで擴張するといふことがこれに對應する。蓋し、戦時の精神状態が一定の犯罪形式の説明に役立つかぎり、犯罪のこの心的要素は眞の戦時に次ぐ時代にも亦存するからである。戦闘員たる大衆が普通裁判所の裁判権の下に復歸し、國家の刑の訴追作用が戦時よりも激しく行はれ得る時期に於ては、犯罪統計の數字は著しく好都合な觀察材料を興へるのである。それ故に戦後數年の犯罪は現在のこの研究に、本來の戦争犯罪を明かに認識し得るやうにするといふ特別な價值をもつてゐる。それ以上に、それはこの述作の範圍に於て、第二の獨立な意義を要求してゐる。この時期の犯罪は戦争の、最も感じ得べき社會的影響の一部でさへあるのである。即ちより深い意味に於てはそれは戦争犯罪なのである。戦争を通過した大人があり、戦争中に大きくなつた少年がある。そしてこれらの人々は、戦争によつて奇妙な規模の變革を経験した世界に住んでゐる。この見紛ふべくもない實情を、わがドイツの慣用語は、時間的な結果ではなくて内的な結合を表現せんとするところの「戦後」(Nachkriegszeit) といふ單純な言葉で呼んでゐる。この時期は、國內に於ける不安動搖、守備、ルール戦争、分立主義を蔽ひ、そうして一九二三年におけるマルクの最後の暴落の後デフレーションが急に起つて一九二四年以後本位貨幣の安定、従つて總ての國民・國家生活の安定が可能となるまで、生活を脅かすほどに増大して行つたあのインフレーションを蔽うてゐるのである。何故にこれら一切の現象が戦争に歸せらるべきであるかの證明を爲すことは犯罪學者の任務ではあり得ない。これらの年の犯罪を戦争犯罪に關する研究の對象と爲すところ

の考を是認するためには二つの事實を指示すれば充分である。第一に、疑ひもなく當時は誰れでもこの時期を戦争の影響以外のものとしては決して理解し得なかつたのである。即ち、關係は内面的な個人的に經驗された關係であつたのである。第二に、——本稿の研究の示すが如く——インフレーション時の犯罪を個々に分析すると、戦時自體に觀察されるべきと同様な形式、同様な原因に赴くのであり、それはたゞその程度が一層明白に認知せられ、事實上強められてゐるといふだけである。われわれの前には絶えず二つの頂點、一方の低い方は戦争の終末に、他方の高い方はインフレーションの頂點に照應する二つの頂點をもつた曲線圖があらはれる。戦争犯罪とは戦時及び戦後の犯罪である。

そこで、問題の提示の狭い結果、質的な觀點に於て補充を爲すと共に時期的な制限を擴張する必要が生ずる。かかる方法に於てのみ、ドイツ國民の經濟的・社會的・道德的生活に對して戦争犯罪が如何なる意義を有すべきかの觀念が得られるのである。たゞかくしてのみ、ドイツの戦争犯罪に關する現在の研究と相俟つて課せられた問題が理解され得るのである。この問題を理解するためには多少とも包括的な材料を必要とするばかりでなく、終始批判的な制限の下に批判的に持して、特定の結論を示すやうにとめねばならない。

かくの如く批判的な制限の下に批判的に持するといふことは勿論非常に必要である。此の研究の擴張された目的は科學の今日の状態に於て達し得らるゝ認識の適當な程度を逸脱してはならない。不良化と犯罪といふ現象に當面するや、感傷的な悲歎とパッサイ的な自負とが、同様に、一切の明瞭な理

解と客観的な判断とに對立するといふことは論を俟たない。ドイツに於てはフランツ・フォン・リスト (Franz von Liszt) の名と結びつけられてゐる「新派」(Moderne Strafrechtsschule) は、犯罪の經驗的・因果的研究、即ち犯罪原因論 (Kriminalätiologie) を刑法學と刑法改正との基礎にまで高めたのである。しかしながら、この運動の意義はこの綱領的な命題に勝利を得しむるといふ點に盡きてゐるかの如く思はれる。この運動は多數の個別的的研究に刺戟を與へて來てゐる。が、しかし、それはアシヤッフエンブルグ (Aschaffenburg) の犯罪とその鎮壓を越えて現代の犯罪の病源學的な綜合的理解にも、批判的方法論にも、移つては居らぬ。かくて、刑事學者のより大きな規模の特殊問題には、最も重要な準備研究が缺けてゐるのである。それだけに一層、一切の新しい述作は、その研究の前提に關して最も綿密なる辯明を爲すことを餘儀なくされるのである。

1. Lit. 1.

出發點はこれを犯罪統計がなす。その目的はその數字を適切な方法で利用し盡すに在る。前者は外觀上では願はしき客観性の基礎を爲し、一方、後者は殆ど全く觀察者の個人的態度と主觀的評價とに依存するらしいのである。より綿密に熟考するならば、勿論、この兩方向の事柄は著しく複雑なものであることが判る。犯罪統計的な基礎は缺くべからざるものである。けれどもそれは全體の敘述の根本的制限として此處で豫め述べておかねばならぬところの一聯の誤謬の源泉を負ふてゐる。まづ、犯罪統計はその名に相應する如く、現實に行はれた犯行や又はたゞ認知された犯行やの數的な把握では

なくして、有罪判決の統計であり、従つて根本的には刑罰統計 (Pönalstatistik) である。ドイツのライヒの刑事統計は、そこで、ライヒの法律に對する重罪と輕罪との有罪判決に制限されてゐる。この統計は違警罪、即ち、一五〇レンテン・マルク以下の罰金又は拘留を科せられる犯罪 (strafbare Handlungen) に關する報告も、ドイツの各邦の法令の規定の違反に關する報告も收めてはゐない。さらに、ライヒの法に對する重罪と輕罪からは、軍法會議の判決に服するものが除外される。これらの總ては統計的決定數 (statistische Endzahlen) に含まれてゐない。一年間の一定の犯罪に因る有罪判決の總數を示す數が所謂絶對數 (die absoluten Zahlen) である。絶對數の増減は、それがその間に起つた人口數の増減と關係づけられない限り、犯罪の増減に對しては未だ何物も示してはゐない。有罪判決の絶對數を一定の人口總數に關係づけて、初めて、この相對數に於て眞の「犯罪指數」(Kriminalitätsziffern) を得るのである。ドイツに於ては、以前は、この犯罪指數を軍籍に在らざる刑事有責人口十萬人に對する一人といふ基準で計算し、軍法會議廢止の後には、刑事有責總人口に對しこれと同一の比率の基準で計算した。この犯罪指數は一も二もなく明白な長所を有するのであるが、それにも拘はらず、後述の研究には絶對數を使用しなければならぬことが屢々出て來る。第一に、本書で扱つた期間のうち重要な數字については犯罪指數の計算が缺けてゐる。さらに、われわれは有罪判決を總人口の一定の數單位に關係づけるところの一般的犯罪指數しか知り得ぬのであり、従つて總人口の運動に起因する缺陷しか除くことを得ぬのである。しかし、總人口の運動と變化とは一樣ではない。その運動は、個

個の人口集團の互に相異なる獨自の運動から形成されるところの數多の背馳せる成分から生ずるものである。年齢階級、性別、職業部門、社會的階級等は決して總人口と常に同程度に増減するといふことはない。これらの集團に定型的な犯罪を認識するためには、個々の集團の有罪判決數を折々は存在する數、例へば婦女の數、少年の數、官吏の數などと關係づけなければならぬのであらう。残念乍ら、われわれはかゝる「特殊的犯罪指數」(spezielle Kriminalitätsziffern)を殆ど持つて居らず、加ふるに、多くの場合、それを幾分でも信憑し得る方法を以て計算し得る事實上の根據を缺いてゐる。戰爭犯罪にとつては、就中、犯罪可能者の集團としてのみ犯罪統計に問題となるところの人口、即ち、銃後の人々の大きさに、有罪判決の數を關係づける可能性が缺けてゐる。統計は事實的關係に曲りなりにも従ふが故に、此處に於ても亦、復歸關係の法則が妥當するといふことはさて置いて、戰爭の各時期に於て從軍した者の數については一切の可能な報告が缺けてゐるのである。われわれは軍法會議の裁判に留保せられた犯罪の範圍に關しては正確に近き知識も持たないばかりでなく、又ライヒ犯罪統計の有罪判決數が關係する人員の數は、全戰爭期間について未知量である。従つて、後述の研究を爲し遂げる場合には、戰闘員の増加數が、ライヒ犯罪統計のそれのみについて報告してゐるところのかの人口の部分から、年々急激な步調で差引かれたといふことを斟酌せねばならない。

一切の犯罪統計の第二の重要な缺陷は法律學的犯罪觀 (juristische Verbrechenauffassung) と犯罪學的犯罪觀 (kriminologische Verbrechenauffassung) の對立に在る。犯罪統計は法規の抽象的法律的構

成要件に従つて有罪判決を數へ、分けるのである。犯罪の社會的意義についての心理學的批判と價值判斷にとつては、此の概念的差異は多くの場合重要でない。これに反して、法律學の意味に於て相等しきものは犯罪學的立場よりすれば頗る種々に評價さるべきである。年々歳々數多の行爲が罰せられる。そしてそれは實に刑法との衝突を示してはゐるけれども、犯人の反社會的態度については何等徵表的意義を有しては居らぬ。反對に、より重き犯罪、最も重き犯罪すら、人間の施設の不充分なる結果、追及せられず、又は兎も角も罰せられずといふ多くの重大な場合が自然存するのである。そこで、この過不足は相一致し、従つて兩者の缺陷は償はれるのであるといひ得るであらう。しかし、残念なことには、この二つの缺陷は此處に論ずべき時期に對しては決して既知の大きさ乃至たゞ恒常的な大きさですらないのである。それは反對である、即ち兩者は相對立した傾向で動いてゐるのである。有罪判決のうち小さな訴訟事件の割合は減少する。先づ、戰時中は滅多に告訴・起訴に至らぬといふ心理學的な理由がある。今後は立法の變遷はこの方向に至るのである。蓋し、法定主義 (Legalitätsprinzip) 即ち犯罪の嫌疑に對する絶對的な起訴の強制は微罪の不起訴によつて打破られるからである。他方に於て實際に行はれた犯罪の數と、有罪と判決せられ、そのためにのみ統計的に把握し得る犯罪の數との距り、即ち所謂「暗數」(Dunkelziffer) が急激に増加するのである。戰爭は國民のあらゆる階級、あらゆる層に、夥多しい生活關係の變化を齎し、感情の旋風を齎らしたから、戰爭に無關係であつたものすべてに對しても冷靜な思慮が完全に中止したのであつた。平素ならば官憲へ

の道に拍車をかけるところの被害者の應報的な感情は祖國防衛の感情の洪水によつて抑制された。加ふるに、第二の、その作用に於ては多分なほ大きいと思はれる要素がある。わが警察署、検事局、裁判所の總ては、戦争の當初、幾分人手が足らず、従つて秩序のある刑事司法は全く不可能となつたのである。この制限された人員ではたゞ徐々にしか仕事が出来ず、餘儀なく古い官僚的な綿密さを全く實際上制限しなければならぬのである。而も相變らず、間に合はぬのである。そこで中止するといふことになる。又屢々頗る多くの事案に於て、主要な證人が出征してゐるとか既に戦死して了つたとかの理由からだけでも中止せねばならぬのである。工場内に對する監視・監督人員の儉約、街路照明の不足は、警察力の不斷の減少によつて齎らされるところの捕縛されぬといふ可能性をさらに強めるのである。即ち、増加する暗數がそれ自身強い犯罪的要素である。暗數の問題は、われわれが少しこれについて知るならば、戦争犯罪の歴史の上に廣い場所を占むるであらう。たゞ確實なことは、暗數が戦争中着々と増加し、平和條約締結に當つても決して戦前の状態までに減少せずして、ドイツに於て國家・社會生活が安定するまでは、内國の不安な状態と重大な政治的・經濟的危機とに依つて、尙上昇力を有して居つたといふことである。此の場合、此處に於ても亦多様な犯罪集團に對する發展の經過は全く多様である。戦時經濟犯罪と性的範圍に屬する一切の行爲、殊に墮胎も亦、特に高き暗數を示してゐる。戦時中に爲された多くの詐欺行爲は、見易き理由よりして、瞞着されたる者の口を緘し、それによつて刑事訴追を免かれたのである。之に反して、死罪に在つては、かの緊張せる

状態に相對的な不變さを以て之を數へることが出来る。これらの事柄を辿つて行くことの出来る場合には、國家の刑事司法の活動と犯罪の曲線との内的關係が露はれる。しかしながら、全體としては、暗數の專恣な曲線は甚だしく攪亂的な誤謬の源泉となるのである。

人口の推移と暗數との外に、第三の可變的要素として、立法の變遷がある。新しき法律は新しい犯罪の構成要件を作り、従つて犯罪統計の對象を擴張する。けれども、この増加した數が犯罪の増加の兆候であるのか、又如何なる範圍に於て然るかは問題である。新しき立法が反社會的行爲の新しくあらはれる形式を犯罪とするといふことがあり得る。そのときには、有罪判決數の増加は眞の犯罪の増加を反映する。これに反して、新しき立法が、たゞ從來罰せられた構成要件のより明瞭な限定とより完全な法律的理解とを目的としたり、又は本來の犯罪の内容を缺いてゐる犯罪をつくる場合には、かかることを云々することは出来ない。規模は之より小ではあるが、同様な方法で、裁判の動搖は犯罪統計に影響を及ぼすのである。故に一切の犯罪學的述作に對しては、研究された期間の立法と裁判との批判は缺く可からざるものである。このことは目下の説明に對しては特に妥當する。世界大戰による一切の生活形式のグロテスクな變革は、——たゞにドイツに於てばかりでなく、——立法の意外な豊富さをうみ、新しき刑事法規の眞のインフレーションを齎らした。それらのうち一群の刑事法規は、その急激に増加する範圍のみならず又それに固有な性格によつて特別な地位を得てゐる。即ち、數多の、未曾有な範圍で犯されたところの犯罪構成要件を有する戦時經濟法規がこれである。戦時經

濟犯罪は、封鎖されて食料と原料の不足から假借なく脅かされた戦時ドイツといふ特殊な状態に於て、反社会的態度を示してゐる。が、しかし、それらはその大多数が言葉の傳來の意味に於ける犯罪には加へらるべきではない。之に刑を科するのは、飢餓に對する鬭争をも亦刑法によつて遂行しようといふ企てに淵源する。それ故これが説明は戦時食糧經濟論に屬するものである。これが研究はスカールワイト (Skarlweit)^[2]の全著作中にこの問題に特定された部門に於て爲されたのであつた。それ故、次に、も一度これを述べなくとも、この戦時の微罪の、間接な、然し重要さに於ては劣らぬところの一般犯罪に對する歸結はこれを指示することが出来る。戦時の他の現象には殆ど見られないところであるが、戦時經濟の禁令の多様な違反は國法への尊敬と刑への恐怖を覆し、従つて實際の犯罪へ墮落するのを阻んでゐた價值多き阻止力を除くことに寄與するところが頗る多かつたのである。原始的な自己保存の本能は禁令の制度に對して自らを防衛したのであり、禁令の回避や違反は日に日に顯著になつたのである。此處に國家と法に對する國民の道義的態度にとつて重大な危険が伏在したのである。この道義的態度の論究は犯罪學的述作の爲さねばならぬところであり、これが説明自體は戦争の道義上の影響の歴史に屬するものであつて、オットー・バウムガルテン (Otto Baumgarten)^[3]の既に本叢書中に報告したところである。

2. Lit. 382.

3. Lit. 16.

そこで、外觀上は争ひ得ない統計的基礎の客觀性を多少とも問題とするところの一聯の可變的な。その重要さに於ては看過し得ない要素があるのである。この要素はこれを絶えず顧慮すべきものであり、一般的制限として、いはゞ括弧のうちに入るべきものである。そしてこの一般的制限をおかざるときは此の書の一切の發表は信憑し得べからざるものとなるに相違ないであらう。

かゝる熟慮の結果として、統計的基礎は眞摯な制限を以てしてのみこれに客觀的意義を付することが出来るのであるといふことが判る。しかし、さらに顧慮せねばならぬことは、統計の結果はそれのみが洵に此處に提出された問題の前提條件ではあるが、決してその解決ではないといふことである。刑事學上の數は死せる材料である。その數の關係する個々の現象の適確なる知識を基礎としてのみ、われわれは此の數を讀むことができ、又その數列の背後に潜む生きた事件を感知し得るのである。數的材料に關する概觀は、激烈な個別的な研究と、生活關係に付ての直接に視得る直觀的認識、即ち、他の精神上的の研究の形式と同じく最後の合理的研究には到達し得ないところの直觀的認識、とによつて補充され、基礎づけられねばならない。かゝる意味から、以下述ぶるところに於て、發見された統計的材料を悉く利用して因果的研究によつて掘り下げる企てが繰返し爲されるならば、それは常に主觀的價値判斷の流出以上のものである。かゝる犯罪學的説明の出發點を爲すものは、心理學的・社會學的な個別研究と個々の犯人の人格の發生的説明とをとして一定の・典型的な・素性と組立ての見渡し得る人々の犯罪と不良化に關する研究とである。われわれはかゝる「大量的な個別研究」(massenhafte

Einzeluntersuchung) を就中、醫者と教育家と保護事業家とに負ふてゐる。かゝる述作が有益であり全く缺くべからざるものであればあるだけ、残念乍ら、從來あるところのものは此處に要求せらるる如き極めて重要な研究の目的には不十分なのである。戦争犯罪に關する研究はこの方面に關するわれわれの知識の不完全さを極めて強くわれわれに意識させるのに適してゐるといふことが、實際、本書の末章に於て暗示せんとするところの最も重要な結論の一であるのである。此處に於ては全く新しい廣大な個別研究が必要である。これに對してはアメリカの刑事政策と保護はケース・スタディス(Casestudies) に於て非常に價値の多い見本を既に作つてゐる。他方、個人的經驗も亦、材料の説明・解釋に必要なべき要素としてその地位を要求せねばならない。次の諸研究の著者はその戦後ハンブルグに於ける刑事裁判官としての仕事よりして、職業的な自己批判によつて醇化された觀察——その觀察はハンブルグ監獄委員としての仕事によつてさらに深められたのであるが——といふ特殊な尺度を驅使したのである。これ以上の所は、戦時の獨特な體驗は、この時代の總ての人々には確かに主觀性と一面性といふ危険となつてゐる。しかしそれだからといつて、それは、觀察の鋭敏化とか、戦争犯罪の背景を爲してゐる戦時の生活をその數多の個別的事象に於て理解するといふ用意とかをなしてゐないといふことはなす。

従つてこの方法的な研究は一般的・犯罪學的問題から戦争犯罪とその時代といふ特殊性に立返るわけである。この特殊性を評價するためには、なほも一の最後の根本的な熟慮が必要である。われわれ

これは福利問題の新しい研究の影で次の如き見解を得るのである。即ち、實際は、われわれは動學的觀察方法によつて永久に變轉する生活の絶えざる流れを模寫せんとしなければならぬのに、社會的事實の一切の觀察と説明が、方法と言葉の表現によつて、恰も何かいはゞ靜的に固執的なもの、狀態的に與へられたものに關係でもするかの如き印象を喚び起すといふやうな虞の生せぬ様に注意しなければならぬといふのである。この警告は戦時の犯罪學のために全く特別につくられたものである。蓋し、此の時代、此の時代に生き死する人々、そして、思ひも寄らぬ程の貧窮と運命との充滿を以て背景を爲してゐるところの日に變化する大小の世界——此等一切のものは決して「戦時」といふ言葉を以て確固たる範疇に制縛される様な恒常的なものではない。われわれは最近に至つて初めて、即ち、十年の潜在期を経て初めて、「戦争の光景」を意識的に戦争時代の「體驗・口碑・回想」の一篇として文學的科學的に證明せんとするに至つた。^[4] 此處に於ても亦われわれの機構は物事を單純化し、そして、特に價値の強調された部分、即ち本來的な意味に於て實際に體驗された部分ではあるけれども外見上は狭い部分に押し縮めるのである。「戦争とその回想の本來的なテーマは、物質の戦ひであり、塹壕であり、長年月の防禦であり、戦線の懸け隔てなき同胞相互の間に於ける一切の階級の喪失である」。^[5] 然し歴史的に見るならば、この根本的體驗は多様な各々變化するところの數多の生活形式を含んでゐる。即ち、戦線、兵站、郷里と。西部戦線、東方、バルカン、近東地方と。海軍、殖民地と。「西部」そのものも變化してゐる。即ち、マルネの戦、最初の形式の陣地戦、ヴェルダン、ゾ

ンメ、そして一九一八年三月の攻撃と退却の開始に至るまでのフランダー地方と。しかし「郷里」は各々異つてはゐない。都市と地方は殆ど橋渡の出来ない溝罅で分離されてゐる。郷里の心的態度は益益明らかに変化する。巨大なる運命を共通にする社會といふ祝福すべき體驗に際しての高揚せる獻身、最初の眞摯な心配、それから最初の戦争の成績をみての急速な大勝への信賴、損失の増加と共に益々増大し激しくなつて行くところの「家に居らぬ」子、夫、父に對する心配を伴ふ反動と疑問、漸く始まりつゝあり、假借なく激烈な歩調で尖鋭化する貧窮、石炭と光源の缺乏、そうして、飢餓との闘争と同時に、巨大なる利得と高き賃銀を伴ひ、銃後の人々の益々新しき層、特に女子と少年とを益々工業化して行く戦時工業の驚くべき伸張が全生活を支配しつゝ——遂に崩壊。以下述ぶる説明に於て戦時といふ簡単な言葉であらばされるものは、總てかゝる運命の變遷のうちを含めて考慮されねばならぬ。

4. Weniger, Lit. 438.

5. 同書第一六頁

ドイツに於ける戦争犯罪の研究は、フランツ・エクスマー (Franz Exner) が此の叢書のために寄せたところのオースタリーの戦争犯罪についての卓越した説明に於て、その價値多き準備的述作をもつてゐる。^[6] 兩國民が内的に同種であり、その運命が同一であるため、エクスマーがオースタリーにつて述べたことの極めて多くはドイツ國內の事情によく一致して通用するのである。形式に於ては、

以下述ぶる説明は多くの點に於てエクスマーの著書とは異なる。彼の著に於ては戦争、その諸段階、犯罪の範圍と形式に關する一般的考察から出發し、この暫定的な結論を統計の數的現狀と批判的に比較するのであるが、之に反して、本書に於ては現在する統計的確定から出發し、これを既に述べたる意味に於て犯罪學的に利用し盡さんとするのである。この方法はエクスマーの効果多き遣り方よりも正しく且つより良いといふのではない。寧ろ、兩説明にとつて多くの點に同種である對象を、二つの同種の・一定の方法でずらした立場から考察することが有益である様に思はれるのである。丁度すこしずらした映像が實體鏡に於ては空間にある現實の印象を喚び起す様に。之と同様な方法がこの述作自身のうちにも亦用ひられてゐる。蓋しこの書のテーマは二つの異なる出發點から着手されてゐるのである。即ち、次の第二章に於ては、最も重要な犯罪群 (Deliktgruppen)、その範圍、その特殊な形式並にその擔當者の研究として、後の第三章に於ては、一定の人間の集團 (Personengruppen) の犯罪並に一定の犯罪に對する之が關係の研究として。これによつてドイツに於ける戦争犯罪に關するわれわれの知識はその原因と社會的意義とに於て終局的に決着したといふのではなくて、讀者自身が、われわれの現在の方法と今日得られる材料とを基礎として、本書のテーマと共に提出されてゐるところの解答を必要とする諸問題を論議することが出来るやうになるといふのである。

9. Exner, Lit. 81.

第二章 犯 罪 (die strafbaren Handlungen)

戦争開始以來の犯罪の發展は下圖^[1]が示してゐる。犯罪統計の對象は有罪判決であるが、その有罪判決を受けた人員の總數は、戦時に於ては著しい後退をみて居り、戦後の數年間は平時の状態に比し注意すべき増加をみて居る。この曲線の動きは、戦争を原因として發せられた特殊な刑罰法規の違反行為に關する有罪判決を總數の基礎とするか、乃至はそれを除くかに従つて、相異なる動きとなるのである。

1. 本章の數は官廳の材料から借りて來たものか又はそれより算出したものである。 Lit. 84. p. 322.

此の數列は刑事責任を有する一般人の數の動搖を顧慮せずにつくられたものであり、従つて、強い缺陷を有する現實の犯罪曲線をその儘に寫してゐるのである。犯罪指數は戦時及び戦後についてはただ散在的にしか存在せぬのである。總犯罪は刑事責任を有する一般人口十萬につき一九二三年には一、一七五人の有罪者を示し一九一六年には七〇二人(直接な戦時犯罪を含む)^[2]といふ犯罪指數を以て底に達してゐる。平時については、その後起訴されなくなつた兵役義務違反を除き、戦後については、以前には知られなかつた戦時法規の違反を除くならば、一九一三年には一、一六九人であつた平時の犯罪指數に比し、曲線は一九二三年に一、六九三人を示し頂點に達し、一九二五年に再び一、二一七

人に後退してゐる。

2. v. Hippel Lit. 175. 第五六三頁及び Lit. 176. 第五四六頁

年 度	有 罪 者 數	直接の戦時犯罪、兵 役義務違反、軍事的 犯罪を除けば
1913	561,805	555,527
1914	460,858	454,064
1915	425,566	287,535
1916	341,283	287,500
1917	357,808	294,584
1918	476,113	341,526
1919	402,434	348,247
1920	697,283	608,563
1921	743,241	651,146
1922	722,699	636,817
1923	954,847	823,902
1924	767,580	696,638
1925	592,051	575,745
1926	598,460	589,611

普通刑法の犯罪集團の數に反映する犯罪の運行は、決して總ての犯行に同一に動いてゐるのではなく、減少や増加は或る犯行に於ては際立つて居り或る犯行には際立つてゐないとか、又は、反對の方向に動いてゐるのである。全く外面的には、財産犯罪の増加に照應し、人身に對する犯罪の減少があ

る。インフレーション時代は財産犯罪の頂點である。國家犯罪 (Statalklitter) は戦争が突發的に終焉した後一九二五年までは増加してゐる。官吏の犯罪 (Die Beamtensriminalität) は規則正しき・インフレーションの後には他と比して不變な・上昇を續けてゐる。以上のことは次の對照によつて明らかである。

年 度	重罪及び輕罪の有罪者			
	I 國家、公秩序、宗教に對する犯罪	II 人身に對する罪	III 財産に對する罪	IV 職務上の罪
一九一三年	九四、二九五	二二一、九〇九	二四八、二三〇	一、〇九三
一九一七年	一八、九五四	五六、五四六	二一七、三四六	一、七三八
一九二三年	一一一、〇七一	一一六、一〇八	五九三、九八九	二、七三四
一九二五年	一七五、三二九	二二七、三二七	二七〇、三三五	二、七五四

かゝる集團を個々に研究することが大切であり、そして、この目的のために、かゝる集團を取巻いてゐる無定形の數大量 (die amorphe Zahlmenge) を、特殊な犯罪類型と特定な個人集團とに従つて分けることが大切である。かくしてのみ、原因論的な、犯罪現象の原因を探究するところの、説明につ

いて觀察材料が得られるのである。この場合、第四の集團は、これを、その共通な心理學的關係からして、第一の集團と關聯して説明する。

第一節 國家に對する犯罪 (Straftat Handlung gegen den Staat)

われわれの今日の法律觀に従へば、總ての犯罪は國家の禁令を犯すといふことによつて、その多少とも顯著な社會的貶價を有するとも、國家に對する反抗をも有してゐる。それにも拘らず、われわれは多數の犯罪行爲のうちから一定の犯罪をぬき出し、これを國事犯 (politische Verbrechen) と名づけるのが常である。蓋し、此の場合には、特に著しく、國家が侵害された法益 (Rechtsgut) の擔ひ手として直接にあらはれ、そしてこの行爲の政治的傾向は犯人自身にも明瞭であるのみならず、犯罪たるべき事案に於て直接に意識してゐるのが常であるからである。犯罪統計も亦一群のかゝる國事犯を集めてゐる。それらは勿論、夫々全く異なる心理學的意義竝に社會的意義の行爲を含んでゐる。即ち、大逆罪 (Hoelverrat) と叛逆罪 (Landesverrat) 竝に故意の軍機漏洩といふ特別な關係を必要とする事案、これに加ふるに極めて稀ではあるが、親交國に對する敵對行爲、更に公民權の實行に關する犯罪の如き (ライヒ刑法 §§80, 81, 83-90, 92, 102-109: 軍機漏洩に關する法律 §§1-5)。

年 度	國 事 犯				
	政治的犯罪總數	大 逆 罪	軍 事 的 反 逆 罪	外 交 的 反 逆 罪	間 諜
1913	35	—	—	—	23
1914	38	—	7	—	18
1915	62	—	26	—	10
1916	40	—	25	—	14
1917	89	—	75	—	14
1918	134	—	124	—	10
1919	277	225	29	1	2
1920	107	51	12	2	12
1921	117	32	14	6	32
1922	227	44	17	34	115
1923	135	14	—	25	89
1924	501	338	2	16	119
1925	561	328	1	14	114
1926	176	1	2	14	69

圖表をみると全體として戦時には國事犯の著しい増加がみられる。しかし就中、それにも増して著しく、更に二つの激しい上昇がみられる。即ち、崩壊後の年にあたる一九一九年、それに激しい不安と政治的動搖——それに伴つて貨幣本位の最後の大瓦壊があり、そして突如としてその安定をみるに至つたのであるが——以後にあたる一九二四年、一九二五年である。この圖表を更に深く洞察するには、なほこれ以上に分類する以外に途はない。勿論それは量的に限界づける意味よりは寧ろ圖解する意味に於てである。典型的な戦時の國事犯、即ち反逆罪と間諜罪とは、犯罪心理學的に最も著しい事案に於てライヒの統計には正に缺けてゐるのである。即ち、それらが占領地域内に於て軍人又は外國人によつて行はれる限り、それらは軍事裁判權に服したのであつて、ライヒ犯罪統計はこれに關し何等の報告もなさぬのである。それでもなほ、手許にある數字は、典型的な戦時の國事犯は軍事的反逆罪なることを示してゐる。それはその犯罪構成要件に従つて概念上はたゞ戦時に於てのみ犯され得るのであるが、(「ドイツ國ニ對シテ勃發セル戰爭ノ間敵國ニ援助ヲ爲ス」)、同様に統計上も亦、徐々に増加し戰爭の終末にはこの種の國事犯の全集團を支配するやうになり、それから徐ろに消滅するといふ犯罪である。注意すべきことは、外見上はかく極めて明白な犯罪の判決が不確實であるといふことである。即ち、戰爭の最初の三年間は無罪の數が有罪判決の數を全く著しく越えてゐるのである。

軍 事 的 反 逆 罪

有罪判決	無罪
一九一四年	七
一九一五年	二六
一九一六年	二五
一九一七年	七五
一九一八年	一二四
	三五

これは、ドイツの輸出貿易が著しく増加して來た輸出の禁止に違反したと認められる場合又は實際に違反せる場合に、それらは叛逆罪として起訴されるといふ危険を以て脅かされた事案が數多あつたことを暗示するものである。^[3] 戦争の経過中、交戦國の全經濟は軍事的權力に直接間接に役立つ戰時經濟となると同時に、中立國の經濟力は、戰狀の許す限り、戰時經濟に合流したのであるから、中立國との貿易は敵國の軍備といふ意味に於ても亦、敵國を援助する可能性を有する行爲になつたのである。このことが有力となり認められる様になるに従つて、恰も、國民と經濟とに對して向けられた世界大戰が、昔の大陸の法律觀から規定された決闘罪 (Waffengang) とは異なる如く、叛逆罪の法條の意圖する典型的な事案とは異つたところの行爲が犯罪的性質を帯びるに至つたのである。使用品とか原料とか益々明白な軍事的價值をもつに従ひ、「ドイツ國ノ戰闘力ニ不利ヲ與フル」といふ他の犯行形式も亦、實際の犯罪行爲に關し、又構成要件の法律的擴張に關し、豫期しなかつた程の擴張の可能

性を經驗したといふこと、即ち、收穫物の破棄、使用不能の軍需品の交付、軍需工場における怠業行爲 (調革竊取!) はかゝる意味をもつことになり、屢々その様に判決されたのであるが、そういふことは又上記と同様の觀點に基いてゐるのである。全體として三百三十一人が一九一四年から一九二四年までのうちに叛逆罪の名の下に有罪の判決を受けたのである。上述のことを顧慮するならば、この數は、實際の犯行のあとを示すものとして、又これらの現象を正式な刑事裁判によつて判決したことを示すものとしては、控へ目に語つてゐるのである。

3. V. Liszt, *Lehr. d. Str. R.* 第七八六頁以下、v. Lilienthal, *Lehr. d. Str. R.* 第三頁以下、Walbrodt, *Lehr. d. Str. R.* 432, 第二八四頁、Graf, *Lehr. d. Str. R.* 125.

間諜罪は軍事的叛逆罪と深い關係をもつてゐる。此處に、この數が他とは異つた發展を示してゐるといふこと、即ち、戰時中には少數であり、一九二一年以後に著しい増加を示してゐるといふことは一層注意を要するところである。前者については、大多數の間諜罪の事案は、戰場に於て行はれ、従つて、「ライヒ」犯罪統計に採り入れられずにあるといふことから、説明されるし、後者の現象に對しては、戦後の特殊な事情が顧慮されねばならない。即ち、夫々の國民にあつて極めて多様な判定を受けたところの、外部から強制された武装解除と、これが外國の多くの監督機關による監視と、そして、犯人が報酬を外國貨幣で受けることを期待した一切の行爲への誘惑と。犯罪心理學的には、間諜罪の事案は屢々富を目的とする犯罪 (Bereicherungsdelikte) である。それは間諜的な詐欺に至ること少しとしない。即ち、犯人は近々に報告を供給することを欺罔して「前金」を詐取せんとするのである。

戦後の顯著な犯罪は外交的な叛逆罪であり、ドイツ國の安寧のためには秘密にしておくことを必要とする國家の機密 (Secret) を通知し、報告することである。統計を観察すると、叛逆罪は戦争の終末と共に軍事的な犯行形式の方面から外交的な犯行形式の方面に變つて行つたかのような印象を受けるのである。間諜罪に於けると同様な要素が此處では心理學的に影響を與へる。この兩犯罪の曲線の經過は、たとへその頂點が異なるにせよ、相似てゐるのである。

大逆罪とこれに近き犯罪の曲線はこれにもまして、取扱ひ難きものである。實際は崩壊に次ぐ一九一九年の頂點は殆ど一九二四年の頂點に劣らぬであらう。蓋し、當時は、大暴動の鎮壓に關聯して屢々非常裁判が行はれたからである。されば、ミュンヘンの委員會政治に關係した人々は、一九二二年十一月四日のバイエルン法竝にこの法に深く入れられた一八一三年のフォイエルバッハ刑法の規定に基いて設立された軍法會議に於て有罪判決を受けたのである。しかし乍ら、こゝにいふ缺陷を斟酌しても亦此の一九二四年の高き數字は驚歎すべきものである。それはラディカリズムに對する國家の安全のための闘争といふ點から説明されるのであるが、その闘争は又刑法の闘争でもあり、そして、ラテナウの暗殺の結果實施された一九二二年七月二十一日の共和國保護法 (Gesetz zum Schutz der Republik) のちは世人は特殊・例外法といふ問題の多い方法を更に採ることを踐んだから、それは又正常な刑事司法の闘争でもあつた。このことが刑事司法とそれにとつて極めて肝要な信頼の念にとつて重き負擔となつてゐたことは明瞭である。構成要件の範圍を廣くし、豫備行爲にまで擴張して

刑罰を科するといふことは、かくて、犯罪構成要件に何等か不定なものを付し、當事者の意見と總體的な傾向とに基いて、更に廣く訂正されるといふ結果となり、時折は、必ずしも確實に検討されずに證明するといふ危険も避け難いことがあるのである。裁判さるべき事件によつて、國家に惹起せしめられるであらう危険を考慮するの餘り、共和國保護の國家裁判所と大審院との裁判に於ては、國家犯罪の客觀的な限界をかくの如く擴張することに對して懸念を感ずることが、他の時代に於けるよりも少くなつたのであらう。急速に、相次いで爲された恩赦は、その原因は一定の議會政治的な状態にあるのであらう。が、それは同時に、ドイツの戦後の犯罪の歴史にあつては、刑罰を擴張するといふ司法の傾向に對する反對現象として記録すべきである。結局、從來はそれのみが研究の對象となつてゐた刑法典の政治的犯罪に、共和國保護法中の刑罰規定の違反行爲が補はれねばならぬのである。一九二四年と一九二五年の政治的な訴訟事件の高き數はそれ故なほ明白にあらはれるわけである。

共和國保護法の重罪と輕罪

一九二二年	二〇	一九二三年	二四三
一九二四年	五八〇	一九二五年	五九七
一九二六年	二六〇		

4. Liepmann, lfr. 250.

上述したところの國事犯が、大體に於て、個々の乃至は一定の集團の犯罪を描くのであるならば、

國家に對する一般の犯罪的な反動は、公共秩序に對する犯罪 (Delikten gegen die öffentliche Ordnung) 即ち、執行官吏に對する反抗、暴動、多衆聚合、複雑家宅侵入、騷擾罪、となつてあらはれる。多くの法律上の差異はあるけれども、これらの犯罪構成要件には、内的に近似した行爲の大きな集團が共通となつてゐる。それは公共、秩序の維持に對する暴力行爲である。暴力的な犯行が、個人の財物と安寧に向けられるか、乃至は、それらの保護のために施行せられてゐる國家の執行權に向けられるかは、たゞ偶然に依るのである。心理學的には個々の行爲は相互に移行するものである。犯人が度々の警告にもかゝらず公に徒黨をくんで執行官吏に對して反抗がなされる時、例へば警官に對して第一石の飛ぶ時、多衆聚合は暴動となるのである。住宅又は營業所に侵入するところの示威運動ばかりでなく、人及び物に對して暴力行爲のなされるところの示威運動に参加することは騷擾となる。これらは類似した情況であつて、暴力行爲そのものへの關與ではないが、示威運動への關與は屢々充分確認せられ、それだけで充分處罰に値ひするところの典型的群衆犯罪である。これらの犯罪は住民の輿論に對し、「街路」の安全、否緊張に對し、そして又、國家機關の權威と強度とに對して測定器となるものである。

衆擾	273
多騒	170
動合	81
暴聚	522
	1189
	630
	2633

個々の犯人によつてなされる國家權力への反抗と、暴動、多衆聚合、騷擾の典型的な群衆犯罪との間に、曲線のとる経過が如何に異なるものであるかを、戦時の

年度	對國權に反抗する
1913	18113
1914	14241
1915	7102
1916	4849
1917	3508
1918	2874
1919	4417

年には、有罪者の半数以上は前科者である。即ち、有罪者四八四九人中二四四三人は前科者である。これとともに感情激發の犯罪がある。それは屢々精神病のな、訴訟狂的素質をもつた者の反動であり、屢々、つひには警官に「拘引」されるに至るところの過度の飲酒の結果であり、そして、執達吏に對する不當な「自救行爲」の結果である。かゝる事案は戦時にあつては減少する。能動的な要素が夥多しく缺けてゐることの外に、多分意識的又は無意識的に變化して來た官吏の態度が、そして又、兎も角も告發と訴追とを決定する官廳のかゝる紛議に關する比較的溫和な見解が、このことに大なる影響を及ぼしたであらう。有罪者の總數が六分の一までに減少した際に、同じ犯罪で有罪の判決を受けた少年の數が相對的にみて不變であるといふことは考ふべきことである。犯人集團の構成の變化は次の對照に於て示される。即ち、一九一三年には有罪者一八、一一三人のうち約三分の二、即ち一一、六六三人は前科者であるが、一九一八年には、之に反して、二、八七四人までに減少した數のうち、三分の一を少し越えた數、即ち、九八六人が前科者である。かくの如く全體的にも激しく減少し、且

數は非常に特徴的な方法で示してゐる。前者の集團にあつては、まづ、平時における高き數字が目立つてゐる。職業的犯人 (Das professionelle Verbrechen) がこの時代には相當に著しい程度で關與して居り、戦時の初期に於ても亦この状態は續いて居る。一九一六

つ、前科者の占むる割合が著しく急激に減少するのに對して、少年の数は僅かに三一六人から二三二人に減少するに止るのである。

典型的な群衆犯罪の發展の経路は全くこれと異なる。此の場合には、一九一六年の数が既に平和時の最後の年以上であり、一九一七年には曲線は飛躍的に向上してゐる。一九一八年の相對的な減少は外観的のものに過ぎない。加ふるに、多數の觀察は、同じ法律的な構成要件でも、戦時にあつては、平時におけるよりも重く且つ心理學的に異つた事案を包括してゐたことを證明してゐる。騷擾罪の犯罪構成要件は、パン車の襲撃といふ一般的な騷動に誘惑せられる女子と變らず、酒食に時を過して夜半公園のベンチを運び去つて近くの海に投ずるところの昂奮した群衆の中の少年にも該當し、又事務所窓に石を放つ示威運動の關與者にも該當するのである。この群衆犯罪に關與する人集團 (Personengruppe) の變化は比較的明白である。前科者は割合上は減少し少年が急速に増加するのである。

群衆犯罪

——暴動、多衆聚合、騷擾——

	總數	内前科者	内少年
一九一三年	二七三	一四九	九
一九一七年	一一九八	一一〇	五五三
一九一七年には犯人の殆ど半数は少年であつて、其の数は、平和時の最後の年に於ける同じ犯罪集			

團による有罪者の總數を遙に凌駕してゐる。この數は、ドイツの少年が戦時に於て直面して居つた重大な危険を明らかに示してゐるのである。即ち、彼等は街路上に横たはり、平和の時代であるならば立ち至らせずに済んだであらうところの犯罪態様のうちに成育したのである。

此の犯罪に比すると、群衆犯罪の一である複雑家宅侵入は平和時及び戦時に於て極めて僅かな役割しか演じてゐない。群衆が暴行を爲さんとして家宅に侵入する時には概ね何等か實際上の暴力行爲をなすに至るものであつて、この場合はかゝる徒黨に加はることは騷擾罪となるからである。公の秩序に對する一切の犯罪の戦後及びインフレーション時代に於ける急速な増加と伴つて初めて、複雑家宅侵入の數も亦非常な程度で増加するのである。この時代を更に精しく觀察すると、國家權力に對する反抗は、一九二三年に頂點を示して居り、その年には、二二、〇七五人といふ有罪者數が戦時の減少を取戻した上に戦前の状態を凌駕してゐることが判るのである。しかし、原始的な經濟的慘禍、最早殆ど避けることの出來ぬ最も重大な困窮、そして最後の激烈な政治的衝突のあつた年に於て、國家執行權の擔當者と角逐したのは他の人々である。即ち、一九一三年には全有罪者の約三分の二は前科者であつたが、一九二三年には、嘗て刑を受けたことなき者の數は前科者の四倍半以上となつてゐるのである。同様な狀況は一九二四年に頂點をなしてゐる群衆犯罪にもみられる。

暴動、多衆聚合、騷擾、複雑家宅侵入

總數

内前科者

一九一三年	二八〇	一五三
一九二四年	一一、一〇二	二、一一五

此處で戦後の犯罪の數を、戦争及びその結果のドイツ社會生活にとつての模寫とし、餘波として考へることが許されるならば、それはこの諸變化が、主として、住民の社會的に健全なる部分に如何に深刻な影響を及ぼしてゐるかを明白に示すものである。この特徴のある群衆犯罪は此の時代にとつて典型的な集團現象となつてゐる。そして、その現象は、戦時が少年を、そして戦時に次ぐ貧困化・過激化が平和時にあつては不良化と犯罪とから保護されてゐる住民の他の大部分を街頭に齎らしたといふことによつてのみかゝる規模を得ることが出来たのである。當時に於てあらゆる種類の衝突となつて勃發したところのものは——必ずしも完全な規模に於てではないが、しかし、常に十分明白に——この犯罪統計の數のうちに反映されてゐるのである。

國事犯及び外的秩序に向けられた闘争よりも、もつと深刻に、官吏の犯罪は國家生活の法的存續を侵害する。従つて、職務犯罪が戦時及び戦後に於て増加することは國家機關の確保とその機能の保全にとつては容易ならぬ兆候であるのである。勿論、この關係は、ドイツの官吏の戦時の特殊な事情を顧み、そして、社會的及び心理的背景を深く探究することに依つて、統計の上に報告された數の外觀上の並列を批判的に擴充する場合にのみ、正しく批判されるのである。

ドイツの官吏は戦前にあつては特殊な型であつて、種々なる國家の部門の官吏の間に質的な區別がなされ得るといふこともなく、又は、上、中、下の官吏の間に、精神的社會的關係には非常な相違があつても、彼等独自の職務に對する心的態度について根本的な對立が存するといふやうなこともなかつたのである。公吏についても、彼等が多くの點に於て獨立し、自由に活動してゐた時分には同様なことがいひ得るのである。屢々諷刺畫となつた官吏の弱點は、官僚主義と形式的な非獨立性との傾向にあり、統制と支配とへの傾向を強調し過ぎること、書類を餘りに重く見過ぎること、そして活氣ある行動力と人間の個人的取扱の方法とが萎縮し、その結果、適應性が不充分となり、世間から離れるやうになるといふ點にあるのである。以上の缺點は、しかしながら、一聯の長所の裏面であるに外ならぬ。ドイツの官吏は、歴史的な素質、殊に、フリードリッヒ・ウイルヘルム一世以後のプロシヤの歴史に於て發展した素質に従へば、眞摯なる義務履行に關し模範的であつたし、その潔白さと、官廳の日常の要求に對して没頭する點とに於ては、カントの「無上命令」の生ける權化であつた。たとへ、それはほんの小規模のものであるにせよ。成る程、ドイツの巨大なる官吏群のうちには眼界的の狭い、公衆と交通するに當つて高ぶつた官僚も少くはなかつた。しかし、大體に於て、全ての機關は非常に慎重に、誠實に働いてゐた。不誠實な不正な官吏は事實極めて稀であつた。そして、このことはこれら官吏の大多數が大部分が自身もその家族にとつて不十分な退職手當（「プロシヤ國王のために働く」）で生計を立てるやうに訓練されてゐたのであるから、それだけ一層尊重すべきものである。

この安定し、傳統となつたドイツの状況に世界大戦は脅威すべき力を以て侵入して來たのである。戦争なるものは、さなくとも、工業、商業、交通の近代的な諸事情にあつては、——通例は國民力に課する要求であるが、それと同時に——第一流の行政問題でもある。戦線の兵士は各邦の中央、地方の官廳によつて秩序正しく保護せられ、その上に郷里に秩序正しき状態が支配する時にのみ、活躍し得るものである。故に、官吏の任務は短期間な、所謂小規模な戦争にあつてすら無限に増大するのである。しかしながら、世界大戦が、その範圍、戦線の兵員、食糧封鎖及び陣地戦並に官吏の長年の萎微沈滞によつて、齎したものは、從來の歴史にあつたすべての事實を裏切るのみでなく、人間の一切の想像と心理学を裏切り、たとへ後に現實となつた現象の小部分が極めて明白に當局者の意識にのぼり得たであらうとしても、ドイツの行政機關の如き能率の高い秩序のある行政機關でさへ一週間のうちに瓦解したであらうといふ程度に至つたのである。

全く外觀的には、まづ第一に不可能な任務が課せられてゐたのである。戦争は、都市並に地方の警察署、検事局、裁判所、行政機關の職務室から、中央、中級、下級の行政官衙の職務室から、貪慾にも、從來存してゐた力の大部分、即ち、平和状態の二分の一乃至四分の三までも要求し去つたのである。そのために、残された役人らは、どれ程のことを英雄的な仕事を爲すことについて要求されたか、如何なる後世の人々も、その現實の全く冷酷な意味について十分に理解することは出来ぬであらう。戦時にあつて、如何に多くの官吏が役所における仕事により、益々強化する缺乏と心配とに際し

ての不斷の緊張によつて、困憊した結果、文字通り、死に至り、そして重大な破滅と多年にわたる衰弱を來すに至つたことであるか——統計は單に大略的な説明すらも與へない。此のすべての年月を生きたながらへたに違ひないところの、そして、この年月を克服した（かゝる時期の一般に克服し得る限りに於て）ところのわれわれでさへも、此の戦時を全く理解し難き夢としか感ずることはできぬのである。

官吏の補充の問題は、時の進むにつれて、兵員の補充の問題と同様に壓倒的になり、解決し難きものとなつた。まづ第一に恩給をうけて多年経つてゐる古手の官吏で間に合せ、そして、それを召集された官吏のあとの缺員に再び編入したのである。それから、齟つて若い、益々若い、課せられた任務には根本的に準備の出來てゐない、精神的にも倫理的にも成熟して居らぬ人々に手を着けた。女子を官吏の機關に据ゑた。而も、若い力ある女子ではなくて、衰弱し過勞し、屢々最も纖弱き體軀をもつた非常に神経質な、時には機能障害を有し、家庭内の心配で差支の多い女子であつた。そこで、鐵道、郵便及び都市交通施設に於て官吏の機能を守る義務のあつたものは、當時の封鎖の影響によつて食糧や衣服や下着や長靴の補充のために現はれたごとき言葉の悪い意味に於ける「補充」官吏として以外にはこれに價値を認め得なかつたのである。この補充官吏は實際の官吏を補充するにどうしても適してはゐなかつたのである。それは既に官吏の活動の普通の機能に對しても訓練されては居らず、又精神的にも成熟して居らなかつた。戦争の繼續とドイツ國民の益々加はる窮乏化と、加ふるに軍政の食

慾な繼續的な要求とが官吏に對してつくり爲した突飛な状態には、此の補充官吏は全く不適當であつた。——これらの官吏は翌日自分と家族とを辛酷な困窮と缺乏から保護すべき力を如何にして得べきかを屢々自分自ら殆ど知らなくとも、頗る數多い義務を果さねばならなかつたのである。

この一切の心理的な制止と心理的な現象とも拘らず、戦争は、個人の私的生活といふ狹隘な個人的領域に及ぼす一般的行政の直接の影響を豫想外に増加したのである。あらゆる生活必需品の杜絶と統制とのために、ドイツのいづれの家庭にあつても、日常のパンに對する原始的な懸念が生じ、それは數多くの徴發・制限・分配・配給の機關への依存といふ、結果に於て禍のある而も壓迫的なものに依つてゐたのである。自由に處分し得べきものの領域は益々狭くなり、昔の概念によつて要求しうべき最低の限界は夙に破られてゐたのである。無數の人々にとつて、密輸入、と戦時法令の無思慮な侵害とが、精神的經濟的崩壊からの最後の遁道として、又自己の生存と家族の生命を維持する唯一の手段として、現はれたといふことは不思議ではない。これと同様な境遇にあつた官吏にとつては、此の不自然な、唯一つしかない力は「統制された飢餓」の只中にあつて未曾有の誘惑とならねばならなかつたのである。

此の諸現象の一部が、ごく僅かではあるが、犯罪統計の數にあらはれて來る。

官吏の犯罪は、戦時にあつては不斷に増加し、一九二一年の頂點には激増し、そして戦後數年間に、微弱な程度で減少しつゝも高度な状態を持して、その總體的傾向は上昇の傾向を示してゐる。

職務上の犯罪

年 度	總 數	贈 賄	收 賄	職務上の横領	其他の職務上の重罪及輕罪
1913	1093	368	28	362	435
1914	918	232	30	327	329
1915	1142	194	8	479	461
1916	1578	374	34	512	658
1917	1738	487	27	496	728
1918	2524	825	40	522	1137
1919	1517	748	38	249	482
1920	2531	1372	128	395	636
1921	3058	1400	166	676	816
1922	2910	1126	209	729	846
1923	2734	1114	166	515	939
1924	2600	817	183	791	809
1925	2754	490	110	1378	776

官吏の犯罪のうちでは、收賄が特別な意味をもつてゐる。この場合には官吏の清廉・潔白、乃至不信・腐敗が直接に表現されてゐるのである。贈賄は一般人が官吏に贈物又は利益を提供し、約束し、又は保證する一般人の犯罪である。その度數は公衆が官吏を如何に評價してゐるかの測度器である。確乎として、風評に左右されぬ信頼を享けてゐる官吏に對しては贈賄は近づかうとはしない。官紀頹廢

の時には贈賄の企ては危険ではなくて多望である。長く平和の續く時、總ての官吏の犯罪にとつても、收賄並にその對照たる贈賄にとつても、同様に、發展には著しい減少が見られる。

贈 賄 收 賄

(刑事有責の普通人十萬人につき)

平均	1882—91.....1.7	0.16
	1900.....1.0	0.07
	1913.....0.56	0.05

戦時には收賄の事案は比較的低くなつてゐる。一九二〇年に初めて、著しい増加が始まるのである。贈賄の事案は一九一六年に既に増加し、戦争の終結にあつては、その絶対数は戦後の初期の数年に於てみらるゝ高度な状態に比してはなほ著しく下位にあるのではあるが、百分率でいふと、激しく飛躍的に増加してゐるのである。この兩曲線の相異なる發展については考慮を必要とする。多分、この贈賄と收賄との間隔を、官僚の清廉なることを示す兆候として考へてもよいであらう。即ち、この間隔が大であれば、それだけ多く無理な誘惑的な要求が現はれて無駄に歸したのであり、又小であれば、それだけ官吏の誘惑に屈したことも多かつたのである。勿論、收賄に屬する行爲の範圍は更に廣し、即ち「それ自身に於ては義務違反に非ざる」職務行爲に對する贈與の收受をも含んでゐる。この點に兩犯罪集團の關係の利用に當つて誤謬の點がある。即ち、兩曲線間の特別に大なる間隔は法律上の構成要件の差異に基くともいひ得るのである。これは贈賄の割合の小なりとする樂觀的判斷には對立してゐるけれども、贈賄の増加的傾向については重大なる意味を有する何物もないのである。か

くて、この比例数は、官吏の犯罪の全貌に對して經過の全く獨自獨特であるところの曲線を爲してゐる。贈賄一〇〇に對し收賄は次の如し。

一九一三年	一〇・四五	一九二〇年	九・三〇
一九一四年	一二・九〇	一九二一年	九・三三
一九一五年	四・一三	一九二二年	一八・五六
一九一六年	九・〇九	一九二三年	一四・九〇
一九一七年	五・五一	一九二四年	一二・三九
一九一八年	四・八五	一九二五年	二〇・四〇
一九一九年	五・〇八		

この曲線は戦時にあつては半數に減少し、戦後にあつては平和時の二倍に増加してゐる。官吏の犯罪の總数は既に下降し初めてゐた一九二四年にこれの頂點(五分の一以上)があることは注目すべきところである。エクスマナーが戦時の風俗犯罪について注意した一事はこれが考慮をなすに當つても顧慮されねばならない。即ち、犯罪統計の数は小であつても必ずしも道德的に完璧な状態を證明しては居らず、深い意味では、衰退の結果であることがあると。問題はかゝる時期が一般の法律意識を如何に廣く動搖せしめ、「酒代」「厚意」「友誼」「手数料」「私的營業」をば、その正確さに於て昔と異るところはあつても、刑法上の賄賂行爲となしたかである。

官吏のその他の犯罪はこれを分けて官吏の典型的な財産犯罪即ち職務上の横領と強制、傷害、監禁、家宅侵入、犯人擁護、無罪者への刑の執行、囚人の逃走幫助等による委任された國家權力の濫用といふ個々の特徴的な事案となる。兩者は戦時にあつて賄賂の場合より明瞭に増加し初める。この二つの犯罪の小集團 (Untergruppe) 相互の關係は此の場合又興味あるものである。一九一四年——一九一五年の戦時に於て、既に、職務上の横領といふ財産犯罪は、職權濫用の犯罪 (Hoheitsdelikte) に比して割合的にいつて従前より重大な役割を演じてゐる。之に反して一九一八年には職權濫用の犯罪が重きをなしてゐる。百分率から見ても、又絶對的に見ても、職務上の横領は一九二五年に頂點がある。これは、戦争の結果として生じた官吏の犯罪現象が克服せられ、従前の程度に復歸するに至るまで、如何に長く續いてゐるかを示すものである。この事情は又總數のうちにも明白にあらはれてゐる。犯罪指數は一九二三年には二・三で、一九二五年には六・〇である！ 戦後かくも長期間に亘つて出現してゐるところの官吏の犯罪の増加については次のことが顧慮されねばならない。即ち、官吏と他の職業に携はる者との關係は年の経過につれて、官吏の方に移つてゐるのであり、司法はその上刑法上の官吏の概念に含まれる公務員の範圍を益々擴張したのであり、最後に、司法は最近數十年の判決とは反對に、國務に就く者が刑法的の意味に於て官吏なることを意識せず^[5]に刑辟に觸れる場合にも亦、故意の官吏犯罪が成立するとなしてゐるのである。一九一三年には官吏にして有罪の判決を受けたる者は一〇九三人であつたが、之に一九二五年の二七五四人といふ數を對立させると、其間に刑法の

意味での官吏であり従つて可能的な犯人として考ふべき人々の範圍は上述の理由から非常に大となつたことを忘れてはならぬ。我が國に於ける官吏犯罪の事實上の増加を正確に知ることがたゞ、絶對數を刑事有責年齢者十萬人に關係づける代りに、刑法上官吏である人々の單位分母に關係づける場合にのみ可能である。遺憾ながら、特殊犯罪指數の計算には必要な統計的基礎が缺けてゐる。それで、官吏犯罪の増加は總體的現象として確證せられるのであるが、その増加の程度は決定することが出来ない。その傾向を完全に説明するのはさらに難しい。過誤を直接に犯さしむる狀況——困窮、誘惑、輕率、自他の誘惑に對する覺悟の缺乏——の背後には非常に複雑した性質の問題が潜んでゐる。破壊的な戦時の餘影は老人の緊張力と覺悟を如何に弱めたか、不安定なインフレーション時代の體験は官吏の心理に如何なる影響を與へたか、戦時の青年の損失は今日の世代に如何に現はれてゐるか、社會的な素性や職業及び國家に對する態度が、今日の後輩官吏に於て如何に變化してゐるか、そしてこの變化は何と説明され、如何に評價されるべきであるか、——これらはわれわれの未だ知らざる問題であり、この現象を理解し、克服するためには、是非とも細心に探究せねばならぬ問題である。

5. 196 經過のことは die Entscheidungen des Reichsgerichts in Strafsachen (RGSt.) Bd. 23, 374; 51, 65; 53, 131; 57,

第二節 人身に對する犯罪

一般の輿論は犯罪の程度に關する判断を、強盜と家宅侵入とに對する感情的な不安の念によつて、又それ以上になると、大體殆ど完全に日々の新聞紙に載せられる重大なる殺傷事件の數によつて、なすのが常である。しかし、この場合、事實上の尺度となり、他國の狀況との比較を可能ならしめるところの信憑すべき曲線に對し、正確なる基礎を見出すのは難かしいことである。それは根本的には犯罪統計に勢力のある殺人犯罪の法律的な構成要件を獨斷的に解釋するからである。殆ど總ての法律は故意の殺人の事案を重大なる構成要件と稍々輕き、なほ分類の可能なる構成要件とに二分することを認めてゐる。けれども、分岐線は異なる法律にあつては夫々全く異なる立場から布かれてゐる。ドイツ現行法は故意の殺人に二つの場合を認めてゐる。即ち、最も重き事案、専ら死刑を科せらるべき謀殺 (Mord) と、普通、五年乃至十五年の重懲役 (Zuchthaus) を科せらるべき故殺 (Totschlag) とである。そして故殺の場合には此の刑の範圍は法律によつて特に認められた事案に於ては六月の輕懲役 (Jahrgang) にまで減ぜられ、加重される事案に於ては無期懲役にまでの上るのである。この兩構成要件の相違點は即ち謀殺が豫謀に基いて行はれた殺人であり、故殺が豫謀に基かずに行はれた故意の殺人であるといふにある。有罪者の運命にとつては決定的な意義をもつところのこの二分類は、犯罪心理學的考察からは全く不適當なものとなる。まづ第一に、「實行の際に於ける豫謀」といふ單に死刑を科せらるべき犯行態様にとつて必要である徴候を法律は何と解するのであるかは必ずしも明瞭に認めることが出來ぬし、従つて、對照すべき動機の意識や、行爲の方法手段に關する明白さや、又は

人が爲さんと欲しそしてなさしめんとすることの明白な具體化が、考へられてゐるかどうかは必ずしも明瞭に認めることが出來ぬ。そして又この見解をつきつめても、その見解は智的な一面性のために、犯罪心理學上特に注目すべき類型には觸れて居ない。即ち、それは、犯人の性格と動機の性質に對して何等徴候的な意義を有して居らず、そして、犯人の方面の判断にとつて、現行法のうちで唯一の死刑を科すべき犯行にまで犯人を加重することを是認し得るであらうものは何物も含んでゐない。加ふるに生殺如何を決定すべき内的な徴候を自然に従つて法廷に於て (in foro) 示すことは極めて難かしい。それ故實際にはこの二つの殺人の構成要件の間の決定は——無意識的に——屢々全く他の立場からなされるのである。即ち、感情的に理解されたところの行爲の特別な重さ、動機の道義的な評價、犯人をして罪を犯さしめた狀況の全部——そしてこれらが職業的な裁判官、素人裁判官をして謀殺に對しては死刑の判決に至らしめ、故殺については廣汎な範圍から選り出せる個人的な刑に至らしめる要素である。かく考へてくると、比較犯罪統計の仕事にはたゞ一つの方法しか残つて居ないのである。即ち、ドイツ現行法の謀殺と故殺とを故意の殺人といふ統一的集團として包括することである。この總集團は法律的にはオーストリー法の謀殺の事案に相當するのである。オーストリーの現行刑法の意味に於ける故殺は我が傷害致死にあたるのである。しかしながら、此處では犯罪統計の比較のために兩方の犯罪集團は合せて計算すべきである。蓋し、兩者の構成要件の間には明瞭な法律的な區別が多々あるにかゝらず、種々なる重さの科刑が、オーストリーに於ても亦陪審裁判所の判決に

選ばれるからである。即ち、多くの真に有責なる殺人が謀殺としてではなく、故殺として有罪とされてゐるのである。^[6]

6. Esner, Lit. 87. 第九五頁以下

かく總括して、ドイツ法とオーストリー法の領域とに於ける總體的發展を觀察するならば、此處に於ても亦、外觀は他の多くの犯罪集團に於けると同様である。即ち、戦時に於ける減退と戦後の増加。此處で注意すべきは戦時の減退数は、正に活動的な力強い壯丁が居らなかつたといふことを考へても、比較的高度であり、戦後の増加はとりわけドイツに於ては非常な高度に達するといふことである。

この曲線の説明を求むるならば、刑法の死刑の個所を除かねばならぬ。これは隣國の死刑の行はれてゐる國と行はれてゐない國とに於ける重大なる罪 (Kapitalverbrechen) の數を比較すれば判る。オーストリーに於ては死刑は新憲法によつて廢止されてゐる。ドイツ・ライヒ及びチェッコスロバキヤには未だ存してゐる。死刑の存続もドイツに於ては激烈な増加を阻止し得なかつた。死刑が新憲法により廢止されたところのオーストリーにあつては、現代チェッコスロバキヤに屬する舊オーストリー領の地に於けると等しく、ドイツより三年遅れて初めて平和時の高さを超過したのである。オーストリーに於ける一九二二年から一九二三年への激増は、刑事訴訟の偶然的な一時的な分布に基くものであると考へることが許されるならば、そしてこの缺陷を兩年の八五といふ平均數を補ふことによつて取

謀 殺 と 故 殺

年 度	ド イ ツ			現在チエッコスロバキヤに屬する地方、ベレン、シレジャ[7]	オーストリー [8]
	總 數	少 年	前科者		
1912	323	37	181	87	74
1913	367	31	217	64	85
1914	312	22	162	78	—
1915	170	16	80	49	62
1916	165	39	66	36	29
1917	142	37	54	14	28
1918	178	41	67	25	39
1919	431	26	184	65	73
1920	602	28	234	78	76
1921	626	36	242	86	74
1922	530	28	194	116	58
1923	419	22	136	—	112
1924	602	22	227	—	90
1925	570	14	242	—	86
1926	574	9	251	—	94

備考、少年及び前科者の數は總數の内數なり

除くならば、比較的高度な戦後の数への漸次的な移行があらはれてくる。そしてこれは、われわれがドイツに於て認めなければならぬところの急激な増加とは雲泥の差である。それ故オーストリーとチエコスロバキヤはその刑法が死刑といふ點で異ると雖も、重大なる犯罪の動向に於ては相似てゐるのである。ドイツとチエコスロバキヤには死刑は未だ行はれてゐるのであるが、しかし、犯罪の發展は異つてゐるのである。それ故、死刑を廢止しようと、又は存続しようと、殺人犯罪の曲線には何等影響を及ぼさぬわけである。

7. Lit. 392 第三五頁 Lit. 396

8. Exner, Lit 87 第二四頁

因果的説明は此處に於ても亦犯罪集團の社會學的分類から出發せねばならない。此の場合二種のものが注意されるべきである。第一に、少年の殺人犯罪の非常な増加。——これは典型的な戦争現象である。一九一二年、一九一三年の平和時の殺人事案に於ける少年の割合は九・八六パーセントであつたが、一九一七年には二六・一パーセントに増加した。一九一五年には十五歳以下の少年六人が謀殺と故殺の廉で罰せられた。一九一八年には四一名といふ少年有罪者の最高數を出してゐる。従軍者の歸還後は少年の數は比例的には非常に減少する。少年裁判法公布の前年たる一九二二年には、青年にして重大なる犯罪 (Kapitaldelikte) に關係したものは五・三パーセントである。

この觀察には第二の經驗が加はる。即ち、初犯者と前科者との間の關係の變化である。謀殺と故殺は偽證 (Meinaid) と同様に、反社會的態度を益々脱し得なくなるといふ關係に於て、犯罪的人格の典型的な反動の態様であるところの犯罪であるばかりでなく、壓倒的な運命として、確實なる行狀をその軌道から投擲するところの犯罪でもある。このことによつて此の最も重大な、人間の生命に向けられた犯罪には、通例、前科者と初犯者とが同じ割合で關與するといふことが、説明される。兎も角も一九一二年、一九一三年にあつては、有罪者の大部分——五七・七パーセント——は前科者である。一九一七年の戦時にあつては、その割合は三八・一パーセントであつて、重大なる犯罪事件の大多數は初犯者によつて行はれてゐる。殆ど同様な關係が、謀殺、故殺數の最高潮の時代にも存する。即ち、一九二〇年、二一年には初犯者は六一・二四パーセントの多數にのぼつてゐる。

これらの確證から、この領域の戦争犯罪は靜止的な不良化現象とは殆ど關係してゐないといふ結論が得られる。就中、軍隊の歸還後、即ち、國內の對立と經濟的混亂の時代に於ては、初犯者が殺人の曲線を跳ね上らすのに、あづかつて大いに力があつたといふことをわれわれは見るのである。戦争の影響といふものは、どの位廣いものであるか。戦争參加者の典型的な犯罪が此處にみられるとか、軍務の習慣が此處では犯罪的な行爲の形式に強制するのであるといつた所で、それは無意味なことである。しかし、要するに、われわれは此の關係については知識が非常に乏しいのである。突撃隊乃至挺身隊の卓越せる戦績と、後の同じ様に身を顧みることのない大膽な犯罪的行爲との間に、内的關係が存するといふやうな個々の事案にして科學的に研究されたものは殆ど知られてゐないのである。加

ふるに、これらの事案に於ては犯罪的行爲の傾向のある生活形式が戦場で一時的にその社會的昇華を受けた場合と、事實、戦功のある兵士が犯罪者となつた場合とは區別せねばならぬのである。あるハンプルグの事案に於ては、戦場の非常に大膽な猪突さとの内的な關係が明らかになつてゐる。然し、この場合は謀殺や故殺に關してゐるのではなく、強盜的恐喝 (räuberische Erpressung) に關してゐるのであり、後には家宅侵入に關してゐるのである。結局のところ、此の場合にも亦、戦後のドイツの混亂状態が關係してゐるのであり、その状態の背景として歸還者の必然的な精神的危機があつたのである。それ故特殊な戦線の體驗と其後の生活との間の典型的な關係を各個人の運命に求めることは興味あることである。——要するに、これは戦争の體驗が他人の生活に對する犯罪的侵害の準備に及ぼす一般的影響の一斷片である。これ以上の確實なことは此處ではいふことが出来ない。近代的戦争の機械化と技術化が、その直接に野蕃化する作用を弱めるといふならば、それは臆測である。——しかし同様に、人を殺すといふ意識を、昔の個人的な肉迫戦と同程度の壓迫的な責任感を以て、個人に體驗させるものではないとはいひ得るのである。餘りに長期に互る戦争による疲労、困憊は國民の意氣を沮喪せしめ、その活動力を犯罪の方面に於てすら阻止したと、いふことが出来るのである。——然し乍ら、正に、疲弊した人間の間では、争闘が極端な爆發を起しやすいといふのも恐らく確かであらう。心理學的にいつて、兎も角も次の一事は輕視されてはならぬ。即ち、習慣的な生活形式とまでなつた死の危険といふものは、好き結果を盲目的な偶然たらしめ、そして、他人の生命の價値に對す

る意識をも亦消失せしめる一時的感情を起さしめたのである。戦争の外面的影響を殺人犯罪と關係せしめてこそ、研究はより確實な基礎を得るのである。戦争の終結後、非常に多數の武器・彈藥が住民の手にあつた。退却に際してだけでも、百五十萬の武器が失はれた。一九二〇年政府は不法な武器所有に關して次の如き數字を擧げてゐた。即ち、銃一、八九五、〇五二 機關銃八、四五二 擲彈筒四、〇〇〇、一九二三年十月のハンプルグ防塞戦の如き事件は、武装解除にもかゝらず武器と彈藥が其の後如何に長く職權なきもの手に残つてゐたかを示してゐる。^[10]此の事實が多くの家宅侵入と、強盜と、さらにも多くの革命的計畫に向けられた一切の企てとに、特別に威嚇的な性質を與へたのである。初犯者の殺人の數の増加は戦争の影響が更に廣いことを示してゐる。即ち、それは絶望的な經濟事情のうち、最も密接な不可分の共同生活のうち、そして強き新舊の對立の時代のうちに、集積されたところの憎惡と憤激を示すものであり、又一方、自救行爲竝に國家の正當防衛と他方、犯罪的な専横との間のかの限界が多くの人々の意識から消せたところの、そして穩健な人々が英雄的に理想化された行爲に驚いて、混沌より善き將來への變化を願つたところの、政治的・經濟的混亂状態を示すものである。かくて屢々觀られたところの戦後の一家心中 (Familiennord) があり、ドイツの新政權の代表者に對する暗殺即ち、アイスネル、アッエル、エルツベルゲル、ラテナウに對する暗殺があり、——遂には、戦時犯罪の餘影たる「祕密殺人」(Fememord) があるのである。實際、戦争と殺人犯罪との關係を深く觀察して見ると、この場合も亦犯罪の態様と範圍を決定するものは、同時代的現象といふこ

とではなくて、程度と結果とに於て禍多きところの戦争の間接的な結果であるのである。

9. Kankelst 文獻二〇三
10. 文獻三四一、三四二第四頁

謀殺と故殺と相並んで、傷害 (Körperverletzung) もその心理學的・社會學的意味に於て後退してゐる。數的には、それは非常に減じたのである。大體の數字を掲げるならば、一切の故意の傷害 (輕き傷害・危険なる傷害・重き傷害及び共毆 (Raufhandel) 即ち、二二三條、二二三a條、二二四條、二二六條、二二七條) は次の如くである。

1913.....	114000	1919.....	230000
1914.....	88000	1920.....	375000
1915.....	42000	1921.....	45000
1916.....	35000	1922.....	36000
1917.....	26000	1923.....	37000
1918.....	29000	1924.....	36000

戦争年間には明白に減少があらはれてゐる。即ち、活動的な、暴力行爲に走りやすい男子の正しく大部分が戦線にゐるし、戦争中はアルコール類の供給が益々減ずるし、そして最後には榮養不良と失望と心痛とによつて高められた疲労困憊が、犯罪を行ふに必要な活氣を自然的に壓迫するのであるから、

減少は不思議ではないのである。しかし乍ら、戦争終結後の數も亦戦後の他の犯罪と對應した増加は示して居らぬ。動員の解除と革命でさへも、又インフレーション時代の經濟恐慌による心痛と頹廢でさへも、數の増加は惹起しなかつた。一九二三年及び一九二四年にはその數は遙に戦前の状態以下である。此處に禁酒、節酒の運動の影響が有効に働いてゐることは疑ない。ドイツ國民は總體的にみて (それだからといつて、この状態を以て直ちに一般的に賞讃すべきであるといふことはいへぬが) 最前戦前の如く多く飲酒しない。禁酒した學生と禁酒した勞働者は戦前は驚異の眼を以て見られ孤立して居つたのに、今日では——久しい以前から自明の理となつてゐて——何處に於ても人の眼をひかないのである。此の減少の傾向には、常に著しい犯罪的内容を示すところの事案が關係してゐる。即ち危険なる傷害 (gefährliche Körperverletzung) と抗拒不能なる者に對する傷害 (Körperverletzung an wehrlosen Personen) とである。しかも、この數字は謀殺と故殺の數が典型的に極めて多い時代に於ても比例的には低いのである。しかもこれらの事案に於てこそ、訴追如何は被害者の形式的な告訴には左右されないのである。

この減少の傾向に與つて力あるものは檢察官廳が戦争の關係によつて他の方面への活動を必要とせられ、その訴追力が弛緩したこと、公衆が多くの無害な格闘の事件に對して敏感でなくなつたこと、であることは疑ない。しかしこの外に、この分野の犯罪の實際上の減少がある——これは戦時及び經濟恐慌時に通例見受けられる一現象である。これに反してこれに近接せる分野に於ては、その

減少はこれと同程度に推論することは許されぬ。即ち、誹毀 (Beleidigung) の場合である。

年 度	危険的傷害	無防備の者に對する傷害
1913	90262	728
1917	20225	250
1920	37099	307
1921	32918	241

誹毀の訴訟

年 度	有罪判決	無罪判決	棄 却
1913	61002	15779	8767
1914	47381	12426	6025
1915	26813	6511	2791
1916	24132	5961	2585
1917	20035	4814	2304
1918	21917	5019	2489
1919	20180	4374	2681
1920	39410	8781	5047
1921	49002	11180	6190
1922	48655	10338	5516
1923	53361	10904	5274
1924	46998	9012	5134

ドイツ刑法は誹毀の下に根本的には三つの類型を集めてゐる。即ち、誹毀 (üble Nachrede — 一八六條) 讒謗 (Verleumdung — 一八七條)、及び單純な形式的な侮辱 (Beleidigung) と名譽毀損 (Ehrenkränkung — 一八五條) である。滅多に訴追されぬ「死者の名譽毀損」(Beschimpfung des Andenkens Verstorbener — 一八九條) は誹毀の題下に在り、そして勿論名譽に對する侵害と緊密な關係を有してゐる。——それにも拘らず、これは根本的には名譽に對する侵害とは異なるものであつて、眞實は

遺族の篤信感情 (Pietätsgefühl) に對する侵害である。しかし本稿に於てはこの區別はあまり價值がない。同様に種々なる誹毀の態様の區別も必要とせず、又此の題目に關する屢々絶望的なほどに微妙な至難な凡ての他の問題の研究をも必要としない。本稿の目的にとつて意味のあることは戦争と誹毀との間に何等か因果的な關係を確證し得るか否かである。

加ふるに又私人起訴 (Privatklagen) の少なからざる部分は、有罪判決、無罪判決乃至棄却 (Einstellung) によつて終るのではなくて、和解 (Vergleich) によつて終るのであつて、誹毀訴訟事件に於ては、どの裁判官もこの和解にまづ特に骨を折るのが通例である。何人もこれがパーセンテージを犯罪統計のうちからとり出すことは出来ない。

しかし乍らドイツの裁判所に繫屬する私人起訴事件に關する司法統計の數字を總括すれば、このパーセンテージの大體の觀念は得られるわけである。見積では、一切の私人起訴の八〇——九〇パーセントは誹毀である。私人起訴事件の繫屬せるものは^[11]

- 一九一一年—一九一三年平均 一五〇、五八九
- 一九一五年—一九一八年同 六六、三八七^[12]
- 一九一九年—一九二三年同 一四九、五八九
- 11. 文獻三九七
- 12. 一九一四年 一〇七、〇四二 一九一五年 七二、三六三

一九一六年 六四、七三五 一九一七年 五九、〇四二 一九一八年 六四、四〇八

従つて誹毀事件のためどの程度に裁判官を煩はすに至るか、^[13]の觀念を得るためには、有罪判決、無罪判決、棄却の數字を加算せねばならぬ。此の數と繋屬せる私人起訴事件の數とを比較することによつて、どの位の誹毀事件が和解（訴訟手續を形式的に停止することなしに）によつて終結されてゐるか大體の見當がつくであらう。この場合、一九一五年—一九一八年度は次の如し。

有罪判決の平均	二二、二二八
無罪判決の	五、五七六
棄却の	二、二九四
計	三二、〇九八

一九一五年—一九一八年の年平均に於ては、六六、三八七の私人起訴事件が繋屬してゐたのであるから——大體に於て——三〇、〇〇〇の誹毀事件が和解で終結したわけである。

13. 通例訴訟の提起は、當事者間の賠償の企てが特別な和解官廳（例へばプロイセンに於ける仲裁者 *Schiedsman*）に於て無効となつた後に初めて許される。（*StPO* § 380）

この數字をみると、まづ戦時にあつては常に、夥多しい數の誹毀訴訟が提起されたといふことが認定されるのである。われわれは次のことを明らかにして置かねばならぬ。即ち、男子の殆ど大部分のものは戦争に参加して居つた結果、犯罪統計の範圍から脱落してゐるといふことを。銃後の人々の大

部分、即ち凡ての少年と凡ての老年とが誹毀事件で刑事裁判官を煩はすことは極めて稀であらう。銃後の人々は總て、この時代には、食糧、衣服、家計の心配のために——そして最後には世界大戦といふ原始的な運命の體驗のために、殆ど窒息するまでになつてゐる。戦線と兵站と郷土とに於ける凡ての國民が生命がけの持久戦、自然的・經濟的・社會的・政治的な點に於ての、又精神的・國民的な點に於ての存否にかゝる持久戦を耐え忍ばなければならなかつたところの世界大戦といふ體驗のため、に殆ど窒息せんばかりになつてゐるのである。かゝる状態と時代とは誹毀訴訟の要求を最少にまで減ずるであらうと考へるべきであらう。それにも拘らず、戦時中六〇、〇〇〇以上の私人起訴事件が繋屬し、二〇、〇〇〇以上の誹毀による有罪判決があり、三〇、〇〇〇以上の和解があるのである！これは如何に説明するべきであるか。この數が、われわれに語るものは、昔からわれわれドイツ人についていはれてゐる過敏さとか怒り易き性質とかに過ぎないのであらうか。——われわれドイツ人には「病的な塾居者の過敏さを有する誇大な自己崇拜が刺の様に肉の中につきさゝつてゐる」と古き刑事學者ケストリン (*Kohl*) がシュワーパーンの露骨さでわれわれを批評したのは由ないことではないけれど、——斷じて然らず。此處には全く特殊な戦争の影響があるのである。戦争は人間の興奮性と闘争性を昂じさせて、忍び難きところに至らしむるのである。生活の同體性の凡ゆる習慣的形式ははじめにも、弱められる。——戀愛や性の諸關係は、禍多くも斷絶され又は放逸な、破倫な軌道に驅られる。經濟的にみれば、年を重ね、週を経るにつれ、日々、強度の英雄主義的な禁欲が要

求せられ、そしてそれと關聯して、繼續的な喜悅感の抑制と満足な解放的な感情の褪色が要求せられた。その上に、戦争の發端の日以來、空想生活の肥大は屢々心理的な混亂にまで昂せしめられたのである。そしてそれは、人間を、否敢ていふならば、ドイツ國民を、戦争によつて世界から孤立せしめるにつれて、丁度多年獨房に於て孤獨な生活を送ることを餘儀なくされてゐる囚人と同じ様に、非現實的な・豫測し難い・現實によつて支配されぬ方向へと驅逐し、各個人からも、全體からも、本質的なもの、現實的なものに對して顧慮し感ずることを奪はんとするのである。かゝる状態は、しかし乍ら、無節制に驅らしめ、思春期の現象のやうに、精神生活の混亂に驅らしめるものである。この興奮状態は戰時中到来とくに弘まつた。まづ第一に、あらゆる場所、あらゆる家庭に於て、話や印刷物に對して無批判な幻想が蔭々として語られ、噂をされたのである。戦争當初におけるスバイに對する恐怖とその空想的な現象はこの例證である。このスバイに對する恐怖から、容貌とか外國人らしい姓名とか、事實上「敵國民」の流れを汲んでゐることとか、乃至は生活方法が何處か獨特であると考へられることとかの爲に、人の注意を惹く者に對して告訴がなされ、秘かな誣罔がなされたのである。隣り近所の人について話したほんの平和主義的な見解でも屢々このことに充分であつたのである。——就中戦争の當初の年には誹毀訴訟はかゝる蔭口から生じたのであつた。第二に、性的な爆發とその影響が、つひには裁判沙汰にまでなるところの誹毀の喧嘩沙汰に充分な材料を與へたのである。正常な職業的行動の破壊、即ち、密輸入及び中間商業によつて儲けを得ようとする數多くの祕密的な方法

は同様に競争を惹起し誹毀訴訟にまでなつた。住宅難のために種々な形で起る紛騷は誹毀となつて特に多様に激烈にあらはれる。隣人に對する嫉妬と猜疑、即ち、表面上高賃銀を得てゐる労働者に對して手工業者や下級官吏の抱く如き嫉妬と猜疑、都市の大資本家や大農等に對する嫉妬と猜疑、現實的な或ひはやゝもすると推量に止るだけの安樂生活と二三の「奸商」(Schmeißer)の贅澤三昧との對立、そして大衆の困窮、——これら總てのものは無限に多くの精神的心理的不調和を惹起し、氣持を緩げる可能性を抑壓する。それ故に相對的にいふならば戰時における誹毀訴訟事件の増加はこの紛騷の影響と考へらるべきである。不満で、絶望し、途方にくれた人間は屢々心中にたぎる苦痛を相互に誹謗中傷する以外には緩げることが出来ぬ場合がある。

此處に更に決闘 (Zweikampf) に關する有罪數が加へらるべきである。これは犯罪心理學の立場からは何ものも意味するものではない。が、文化心理學的諷刺劇としては意義のないものではない。大審院は學生の間に普通に行はれる細長劍を以てする決闘 (Schlängelmessur) を人を殺傷すべき兇器を以てする決闘と明らかに看做したのである。(大審院刑事判例第八卷八七——聯合部判決^[14])。けれども検事局は法定主義にも拘はらず、大多數の事案についてそれを訴追しなかつた。従つて統計の數字は殆ど例外なしにたゞ重き決闘の挑戦 (Herausforderungen) と決闘のみ關聯して居り、特に結果が危険の多い形式を採つたものに關聯してゐるのである。その動機を觀察するに、それは大抵「名譽恢復訴訟」(Ehrenhändel) に關してゐるもので、アルコールによる刺戟とか戀愛や性的な争ひから生

じたものではない。職業上の奸計とか競争とかも亦屢々そのはけ口を決闘に求むるものである。士官の決闘はライヒの犯罪統計には載らない。それは軍の犯罪統計のうちにみられる。即ち、次の如くである。

一九一四年……四八	一九一七年……一一
一九一五年……一〇	一九一八年……六
一九一六年……一五	

14. 此の場合、検事局は、大審院に反して、人を殺傷すべき兇器といふ認定を拒んで、殆ど全員一致の理論的見解に従つてゐる。

民間にあつては決闘による有罪者は

一九一三年	一五四	一九二〇年	三一
一九一四年	五七	一九二一年	二五
一九一五年	八	一九二二年	二五
一九一六年	二	一九二三年	三五
一九一七年	五	一九二四年	七〇
一九一八年	三	一九二五年	六四
一九一九年	一一		

有罪判決が戦時に於て減少するのは自ら明白である。世界大戦がかかる私的争闘にもなほ時を興へることに世人は驚嘆するに相違ない。又戦後に於て、政治的變革が行はれ、新制度が布かれたに拘らず、徐々に、再び數の増加することにも亦驚嘆するに相違ない。即ち、一九一九年には一一、一九二四年には七〇である。わが國の多くの大學生は、他の國民層にも増して、中世的のものは此處に終に克服されねばならぬといふことに對して何等の感情も有しない「古き支配者」の傳統に左右されてゐるのである。それ故、戦時に於ける有罪者はその著しき部分が中年者となつてゐるといふことに果して特徴があるのである。(わが國の大學生のためには安心すべきだが)一九一三年には六〇歳より七〇歳までのもの三名である。一九一四年の有罪者五七名中

一九名は三十歳より四十歳未満まで

四名は四十歳より五十歳まで

であり、一九一五年には有罪者八名中

三名は三十歳——四十歳の間

五名は四十歳——五十歳の間

である。一九一六年の有罪者については、年齢に関する詳細な報告がない。一九一七年には有罪者五名のうち、三十歳——四十歳と、四十歳——五十歳の兩者に一名づつ、そして五十歳六十歳に丁度二名、たゞ一名のみが二五歳——三十歳の間である。其の後の年については年齢につき報告がない。

戦争が風俗犯 (Sittlichkeitsdelikte) の増減に如何なる影響を及ぼしたか、即ち、性的領域に關係してある犯罪行為の増減に如何なる影響を及ぼしたか、といふ問題の研究には特に困難が存する。正に、この場合にはわれわれはこの行為の眞實の範圍に關して極めて僅しか知らぬのである。これと同様に、われわれは今日なほ、犯罪原因論的要素に關し、又この領域に於て特に問題となつてゐるところの素質と環境とのその相互關係に於ける依存性に關し、報告をなしそれを吟味する状態に至つて居らぬのである。此處では極く僅かの觀察が爲され得るに止まる。それはこの犯罪集團の犯罪の動向を示すには充分ではある。この領域に於けるその他の點については、個々の個人集團に關するより、詳細な敘述によつて、一般の犯罪統計的研究が補はるべきである。蓋し、性的犯罪が、その種類と範圍とに關し、犯人の年齢と性別と極めて密接な關係にあることは自明の理であるからである。

風俗犯の集團のうち差當つて、近親相姦 (Blutschande) は特別な取扱を受けねばならぬ。これは戦時に於ては必ずしも著しい減少を見せず、其の後になつて非常に増加したのである。重懲役の有罪判決は特別な意義をもつてゐる。即ち、それは、通例、尊屬親 (Ascendant) に關係し、そして多くの場合、男子に關係してゐるのである。各年に於ける數は次の如し。

姦	
内重懲役	
169	
153	
89	
80	
49	
59	
90	
120	
251	
211	
181	
283	

數字の利用に對しては、まづ二要素に重きをおかねばならぬ。^[15]まづ第一に、とりわけ大都市の保護や後見

近 親 相

年 度	有罪者一般
1913	541
1914	523
1915	302
1916	309
1917	235
1918	227
1919	261
1920	421
1921	760
1922	711
1923	613
1924	862

官廳及び少年保護官廳の活動やに於ける新しき經驗乃至離婚事件とか精神病院内の經驗の示すところに依れば、近親相姦は檢察官廳の知るよりも又刑事判決の爲されるよりも、ず

つと多くあらはれるといふことが明らかである。蓋しそれは隸屬關係を創り出し、この關係にあつては、誘惑された方が——これは通例は女であるが、しかし常に女と限つたわけではない——恐怖と隸屬との状態に墮ち入り、刑事訴訟手續の開始を爲し得るところの警察署とか検事局には勿論のこと、第三者に通報するといふことが極めて稀となるからである。刑罰權の活動を可能ならしめるには全く特殊の事情が必要である。即ち、夫が娘や養女と關係する場合、妻が官廳の援助を求めるとか、或は、残念ながら餘り起らぬことであるが、傭人や近所の人が騒ぎ出すといふやうな外聞の悪いことになるとか、若くは、墮落したひどく精神病的な乃至は低脳な人間の場合であつて、それが自らを制止することなく開け放しに行爲や言葉にあらはすので發見せられ、訴追せられるとかいふのである。事案の大半は、内々の家庭悲劇として發見せられぬにゐる。加ふるに、第二に、戦争關係が事案の刑事訴追に至る割合を更に減するのである。警察署と検事局は著しくあらはれて來る治安の妨害 (Störungsfall) とか竊盜とか暴動とかに對しても殆ど反撃を爲し得ず、従つて家庭内に内々に生ずる危険

や被害を發見する力もたず熟練さもたぬのである。そして平素は官廳に近親相姦に對して防衛を求め告訴を爲すところの人々さへも彼等自身非常に直接な食糧や生活の心配にかゝはつてゐて、かゝる家族内の邪淫の如き内部的な家庭的な而も「面倒な」事件を官廳に知らしめようとする力を出し得ぬのである。即ち、給養と密輸入とが、食糧封鎖と強制經濟との影響下に於ては、非常に價値の高い觀念であつた。これは勿論一切の犯罪統計上の數に對して妥當するものであるが、有罪判決をうくるに至つた風俗犯から得らるゝ結論に對しては特にそれが著しい。一九二一年以來、近親相姦の有罪判決が異常に増加したことは、たとへその大部分は訴追を免れたとはいへ、戦時中に發達をみたものに對する兆候と看做し得るのである。この證據は全く若年のものと全く老年のものとの受けた有罪判決である。第一の範疇の有罪判決は精神的にみて重大なことなのである。しかし、それにも拘はらず、この數は變態性慾的な過敏さと放縱との尺度と看做され得る。極く若い少女の數は戦時にあつては未だ増加をみてゐない。一九二二年——一九一三年の兩平和時代に於ては、合せて十五歳未満の少女が十七名有罪の判決を受けた。そして、これは一九一四年から一九一七年までの四年間の戦争時代に於ても同様なのである。一九一二年——一九一三年の平和時の年平均に於ては、十五歳から十八歳の間の少女が二十一^[16]名有罪判決を受け、一九一四年——一九一七年の戦時の年平均に於ては、十八名が有罪となつた。その場合は（普通ならば法律によつて無罪となるのであるから）自分の兄弟と性的關係を生じた姉妹が問題となつてゐるに相違ない。大抵の少女が行爲の當時前科がなかつたといふこと

は、この現象の獨特な犯罪心理學的特徴にとつて、特に著しい傾向である。同様な結論を、われわれは老人の有罪に對してもなさねばならぬ。しかし、そのうち、無罪者の數以上に、一部のものには責任能力に關する疑問が提出されたことは言ふまでもない。いづれにせよ、一九一六年と一九一七年とに於て、七十歳又は七十歳以上の男子で有罪とされた者が各四名を數へたことは一驚異である。多年異常なき生活を送つて後、老年になつてかゝる行動に傾くのは、たとへ責任能力を除外するまでにはならぬにせよ、大抵の場合は、病的な變質の疑を暗示するものである。最後になほ十八歳から四十歳乃至それ以上の男子の大部分はこの時代には戦闘力を有して居り、従つて、近親相姦の犯罪を全く犯し得ず、又通常裁判所の有罪判決を受け得なかつた（このことは統計のみが報告を與へてゐるが）といふ原因を考へるならば、統計にあらはれた數字が決して樂觀的に評價されてはならぬといふことは明らかである。一九二一年、一九二三年、一九二四年の數が特に高いのは、又、疑もなく、戦時の放縱的影響である。その上に戦後のインフレーションと住宅難の特殊な影響が加はるのは勿論である。經濟的困窮は正常な性的生活の可能性を大いに阻害し、それによつて脆弱な人々を邪淫といふ陰慘な運河に追ひやるのである。そして、人間の無味乾燥な密集生活はこの影響を更に肥大させるといふことは詳細に説明するまでもない。

15 以下については Marcuse 文獻二七八 Tobben 文獻四〇八 v. Heubig-Vienstein 文獻一七一參照

16 各年の數を個々の考へることは、近親相姦にあつては判決が屢々行爲の後の年に初めてなされるのであるから迷ひの

もとである。

其他の風俗犯については、以下の表で四の集團が總括せられてゐる。即ち、十四歳未満の兒童に對する猥褻行為の實行、猥褻なる文書の流布、重婚、男子間の同性愛的交渉である。概況は今日前二者にあつては戦前以下に低下し、後の二者にあつては戦前よりも増加してゐる。戦時の減退の程度は數的にみると、重婚に於て最も弱く、猥褻なる文書の流布に於て最も強い。が、しかし、後者は勿論戦後間もなく豫想外の増加をみたのである。

猥褻文書	重婚	男子間の同性愛的交渉		
		内子	一般	内少年
合計	合計			
634	56	4	408	76
696	49	3	412	65
167	23	5	189	54
122	41	12	215	65
90	37	4	109	35
75	46	10	116	54
381	120	9	80	24
1113	169	18	169	41
1100	220	17	357	63
808	179	10	493	83
610	109	8	416	64
431	150	15	689	102

この數字を利用しようとするなら、個々の犯罪類型を特別に研究せねばならない。さて、兒童に對する猥褻行為の實行といふことについてみると、かゝる犯罪構成要件のあらはれることを證明するには、二つの前提が大いに關係してゐるのである。まづ第一には、家庭や學校に於ける秩序正しい状態。即ち、そ

風

年 度	十四歳未満の兒童に對する猥褻行為		
	合計	内 前科者	少年
1913	4844	2317	794
1914	4345	2037	822
1915	2373	1187	737
1916	2015	859	616
1917	1102	442	421
1918	1035	398	408
1919	1072	364	241
1920	1800	599	385
1921	2883	819	555
1922	2967	857	531
1923	2699	720	442
1924	3547	1145	620

ここでは兒童と大人との間に十分な信頼の念があり、従つて兒童が大人に對して自分等の體驗に就て思ひ切つて話すのである。第二には、公園等の場所で見られる行為の犯されるのを未然に見出すところの秩序正しい監督の行届いた警察署。この兩方のも

のは、戦時に於ては勿論存するものではない。それ故、兒童に對する性的行為の大部分は確實に發見されずに済んで了つたのである。有罪判決の減少は、従つて大した意味をなさぬのである。同時に、訟廷心理學の諸經驗は裁判官をして、多くの場合に唯一の證據たるところの兒童の供述を信ずるに當つて、(被告はかゝる訴訟に於て否認するのが常である) 近年益々用心深くさせたのであるから猶更のことである。裁判所は兒童の供述の暗示的の間違ふ可能性を必ずしも完全には卻けることは出來ぬから、今日では尠くともこの諸經驗のために被告が無罪となるのは珍らしくないのである。かくて戦後とインフレーション時代にも續いて存してゐたところの有罪の減少はかゝる行為のあらはれることが實際上に減少したことを必ずしも意味してはゐないわけである。又他面では、こゝ數年間に於て、

防壁が立てられ、従つて、この犯罪は今では十年乃至二十年以前の様に容易には犯され得なくなつたといふことを忘れてはならない。かゝる攻撃を最も受け易い状態にある子供等の親である素朴な人々に於ても、今日では子供を脅かす危険を知悉し、従つて未然にかゝる危険を避けるやうに非常に努力してゐる。そして早くも児童のときに性教育を施すことが盛になつたので、兎に角、十四歳未満の児童ですら、今日では、疑はしい接近とか、他人の疑はしい贈呈品に對しては以前よりも遙かに用心深く、拒絶的な態度をとつてゐるといふ點ではそれは好結果を齎らしてゐるのである。そこで、戦争がこの犯行に對して好影響を興へたか、又は悪い影響を興へたか、又然りとすればその程度はどの位であるかに關しては、この數字から絶對的な結論を導くことは出来ない。

17 噂が強い暗示力をもち、その上に多くの裁判官は訟廷心理學の教養を有して居らぬ中、小の都市に於ては、勿論、無冤の者にして有罪となるものが未だに相當多いらしいのである。W. Stern, III, 401 参照

有罪と對比した無罪の數は圖表の完成には必要である。戦争當初に於ける無罪の増加は（一九一三年には五・七パーセント、一九一四年には六・四五パーセント）少年の不良化の増大した結果、児童の供述に對して殆ど信用をおかぬやうになるといふことから説明される。

特殊の「風俗犯」は、猥褻なる文書といふ構成要件とこれに關聯する一八四條第一號乃至第四號及び一八四條の微罪とによつて成立する¹⁸。これらのものは性的放縱を精神的に誘發するといふその可能的な作用に於てのみこの名稱がつけられるのである。蓋し、犯人自身にとつては、淫行媒介 (Kuppe-

lei) の如く、財産犯罪、いはゞ、性慾の企業化と謂はるべきものであるからである。多くの點に於て暗黒な分野である。此處に成長中の、とりわけ精神の動搖期にある人間を性的な關係に於て制止力を失はしむるやうに誘惑するところの相當な原因があることは疑ない。一方に於て法律の犯罪構成要件は不確實になつて居り、そして大審院の判決はこの不確實を除くことが出来なかつた。その結果、この方面に於ける刑法の研究は客觀的に明瞭な規準に依るのではなくて、各個人や「矯風會」 Sittlichkeitsvereinen などの豫測し難い感情に依つて居るのである。ベルリン、ハンブルグ、ライプツヒの諸都市に於て訴追されずに済んだものが、リュートネブルグに於ては正に、「普通人」 Normalmenschen の性道徳感を害するものと看做される。多くの眞實の藝術とか裸體沐浴圖とか裸體美術とかは、それ故、警察署、検事局及び刑事裁判所によつて沒收される。——これはわが司法當局の體面に何等利する所はなく、たゞ稀に汚水に實際上栓をすることがあるに過ぎない。戦後にはシユニツラーの「輪舞」に關する訴訟が、狭量な俗物根性の反映たる官僚化の頂點として著しきものである。それはベルリンの小劇場の監督と俳優に對して——そのうちにはアイゾルト級の女藝術家があるのであるが——起されたものである。それは猥褻行為の公然たる實行といふ廉で起されたのである。蓋し彼等は「輪舞」に於て俳優として協力し、監督はこの犯罪の教唆者として、演出家は幫助者として協力したからである。訴訟は全ての被告の無罪で終結した。公判の判決と進行 (控訴院長ブラムハッセン博士) は優れて居つたといふべきである。訴訟全體は辯護人の一人 (ウォルフガング・ハイ

ネ)によつて、速記録のうちに保持されてゐる。^[19] 道學者の「迷妄」と眞の藝術との間の觀念の對立をわれわれに示すところの貴重な資料があるし、「猥褻」といふ法廷上の概念の不確實なこと、訴追の笑止千萬なこともみられる。刑事裁判は此の場合眞の名譽を以て全うしたのであるが、しかし、残念なことには、かゝる訴訟に於ては、それは全く單純・未開な、狹量な、パリサイ的な俗人の代辯者にみえることが往々あるのである。一方に於て、「淫猥・不潔」に對する國家權力の眞の闘争が、明瞭な立脚點と純粹な熟した人間性によつて導かれてゐるとするならば、意味深き國民教育の任務たり得ることは疑ふべくもない。が遺憾ながら、かゝる場合は極めて稀である。そして淫猥・不潔なる文書に對する少年保護の新法(一九二六年十二月十三日)も亦確かに此の要求とは相容れぬものなのであつた。

18

第一八四條は猥褻なる描寫等を販賣すること、これらを十六歳以下の少年に對價を得て給付すること、猥褻な目的に使用するために物件を呈示すること、猥褻なる交通を爲さんとして公然と展示すること及び十六歳以下の少年に對價を得て無耻なる文書を給付することを禁止してゐる。

19

Wolfgang Heine 文獻一四九

此の犯罪集團の數に於て、特徴として興味あることは、第一に、一九二〇年と一九二一年とに於ける有罪の驚異的な増加であり、第二に、戰時に於て少年の有罪が割合の上からは増加してゐることである。少年は戰時に於て特に成年者の不良化の犠牲となる。成年自身、戰時に於てこの犯罪のため有

罪となつたのは極めて稀であるといふことは、紙の不足が文書の印刷を非常に弱めたといふことと關係がある。この場合、いふまでもなく、附帶的要素として考へられるのは、かゝる——戰場に於ける重大事件と比較してみると——全く第二義的なもの、即ち、文書上の猥褻といつた様なもののため、國家が時と勞力を費やすといふことは餘りに負擔に過ぎて爲し能はぬといふことである。

姦通 (Ehebruch) の有罪については、ドイツ現行法及び草案はそれが可罰性を保持してはゐるのであるが——離婚と告訴との二重の前提と關聯してゐるのであるから——實際上の兆候的意義は之を有しないのである。しかし、重婚 (Bigamie) による處罰は激しい増加をみせてゐる。

戦後の有罪の法外な増加は一九二一年に於てその頂點をきはめ、一九二四年まで戦前には見られざる程多數に達したのであるが、これは容易には説明され得ない。此處では明瞭に種々の要素の相互關係がある。第一には、簡易化された略式の戦時結婚がある。その結果多くの輕率な、瞬間的に暮してゐる軍人は、現實に生涯に互つて束縛されることを厭つて、休暇をとつて、戶籍役場の方へ愛人への道を急いだのである。結婚といふ状態すら、時によつては何等の障礙とならなかつた。又は初めの「戦時結婚」が間もなく精神的に解消され、離婚をまたずに新しい結婚によつて、とつて代られたのである。私は裁判官として、重婚の多くの事案の典型であると思つたやうな、も一つの場合を體驗したことがある。ある俳優が戦前、外國婦人と結婚した。彼は戦争の最終の年に戦線から休暇をとつてかへり、彼の子供達が、ひどく不良な状態にあるのを見る。彼の妻は戦時給養に倦きて郷里に歸つて

るた。自分の子供の世話をするため、彼は暫らく休暇を費やして他の婦人と結婚することになった。——そして自分が既婚者であることを戸籍役場では黙つてゐた。又最初の結婚を解消する可能性もないのである。重婚の心理に對する主なる動機はかくの如きものである。即ち、一方が離婚に反對し、そしてそれにも拘らず、これを遂行せんとする場合、手段と法律上の注意とが缺けてゐるところでは、何處に於ても離婚が困難であるといふことである。戦時に於ての重婚による有罪の大部分は、それ故、恐らく「戦時現象」といはれ得るであらう。——この關係は蔭口と、それから欺かれたと感ずる人——大抵は女子である、女子が被告となるのは戦後の數字の示す如く極めて稀である——の努力によつて、初めて次第に官廳の知るところとなるのである。戦時に於ては、同棲してゐる男女が「舉式」の結婚をしたものであるか、又その権利を有するか否かを懸念する暇はない。

終りに、ドイツ現行刑法に於ては、何等の區別なく刑を科せられてゐるところの男子間の同性愛的交渉 (gleichgeschlechtlicher Verkehr unter Männern) はこの方面に屬するものである。犯罪統計的研究はこの犯罪に對しては正しく非常に不完全な認識を與へてゐるに過ぎないのではあるけれど。

戦争が同性的行爲の増加を促進したか否か又その程度は如何といふ問題については、統計の數は他の事案にも増してこの場合何等の解答をも與へてゐないのである。世界大戦の結果として感情生活が非常に破壊されたために、この方面に作用する力をも亦強化したと考へるのは尤もである。一方刑事訴追が眞に起つた事件の領域に對應して居らぬこと此の場合より甚だしきはないのである。塹壕内の

強制的な禁慾が如何なる程度まで破倫行爲を惹起したか又そのために此の時が過ぎてからも墮落者が増加したかどうか、といふ問題に對しては、精密な醫學的體驗に基いて初めて意見が立てられるのであらう。戦後の有罪數の多きことは顯著である。それは一九二四年には少年に於ても亦平時の状態を著しく越してゐる。訴追力が戦時に比して非常に増加したといふことはあらうけれど、數多の經驗によれば、それを斟酌しても、尠くとも又この現象の眞の増加が問題となつてゐることが分るのである。これを如何に説明すべきか——典型的な個別的事案を非常に綿密に知つて初めて何等かこれについて云々することが出来るのであらう。

第三節 財産に對する犯罪

あらゆる時代に於て財産犯罪は、犯罪の日常の様相に性格上の特徴を與へる犯罪集團である。ドイツに於ては、戦前の時代は財産犯罪の領域に於ける絶對的有罪數の恆常的な上昇によつて特徴づけられて居つた。住民の増加といふことを顧慮すれば、勿論、犯罪指數は時折下降運動によつて中斷せられるところの大して急激ではない上昇を示してゐるのである。

戦前の財産犯罪

有罪者の絶對數

一八九〇年

一六八、一〇七

犯罪指數

四八七

一九〇〇年 一八八、〇八八
 一九一〇年 二三八、三三九
 一九一三年 二四八、二三〇

四八〇
 五二四
 五二二

この數字を更に分類して行けば、ドイツの戦前における財産犯罪の典型的な特徴として、二つのものがあらはれる。最も多數なる財産犯罪即ち、竊盜についてみるに、初犯者は著しく減少してゐるに反し、累犯者は非常な勢ひで増加してゐる。刑事有責の普通人一〇〇萬人に對し竊盜による有罪者は年平均にして次の如くであつた。

初犯者 三乃至四犯者
 一八八二年—一八八六年……二二四一 四六〇
 一九〇七年—一九一一年……一五八二 八一〇

20 Aschaffenburg, lit. 7, S. 240f.

戦時中に統計の様子が變化した。財産犯罪も亦戦時においては先づ減退しはじめた。しかし、財産犯罪におけるこの絶對數の減少は他の犯罪集團の下降の傾向とは本質的に異つて評價されねばならぬ。成程、總數は平和時の状態以下である。しかし、財産犯罪自身の曲線は一九一六年に著しく上昇しはじめ、既に一九一七年には一九一四年以上となつてゐる——總ての者が軍隊に召集せられたにも拘はらず、戦時に於ける財産犯罪の絶對數はこのことを示してゐる。即ち

一九一三年 二四八、二三〇
 一九一四年 二一〇、四〇一
 一九一五年 一六六、一三二
 一九一六年 一八七、〇四七
 一九一七年 二二七、三四六

従つて財産犯罪の數の絶對的減少は、戦争によつて惹起せられた他の領域の有罪の減少より甚だしく劣勢である。これは總犯罪に於て財産犯罪の占むる割合が非常に高くなつたことを意味してゐる。此處で擧げることの出来る第一の確證は即ち、戦争當初の年より財産犯罪の割合が増加し、それに従つて犯罪の全貌を益々支配するやうになるといふことである。「ライヒ」の法に反する重罪及び輕罪による總ての有罪のうち、財産犯罪は次の如き割合を占めてゐる。

一九一三年 四四・七%
 一九一四年 四六・三%
 一九一五年 五七・八%
 一九一六年 六五・一%
 一九一七年 七三・八%

これ等の數字は何人もこれをみて受ける印象と異らぬ事實を示してゐるのである。即ち、戦争は財

産に對する犯罪の非常な増加を齎したといふことである。これを數的に明瞭にしようとするならば、われわれは一般的な財産犯罪の無定形な集團のうちから、個々の典型的な構成要件を探り出して了解せねばならぬ。この研究の出発點は此處では竊盜、即ち、最も多數なる財産犯罪であり、そしてその「影像」たる贓物授受罪 (Hehlerai) である。贓物收受は法律的には事後行爲 (Nachthat)、換金の行爲 (Verwertungsakt) といふ點に於て竊盜を助くるものである。贓物收受が発見されないといふ見込又は儲けの多しといふ見込は、犯罪心理學的には、竊盜の企てを刺戟するところの強い犯罪的要素である。有罪の絶對數は各年次の如くである。

	竊 盜	内 累 犯	贓 物 收 受
一九一三年	一一四、七〇七	一九、三〇八	一〇、〇七二
一九一四年	九八、一七七	一七、〇四四	八、九二六
一九一五年	九一、九一二	一四、〇六四	八、七二四
一九一六年	一〇九、三三二	一二、七五九	一二、二六六
一九一七年	一三七、六〇六	一一、八七二	一七、五二二
一九一八年	一六一、〇五九	一二、七六六	二四、六七四
一九一九年	一五九、七五七	一六、五五二	二一、八一〇

21 John, Lit. 197, S. 9.

この對照の結果は注目に値ひする。初犯及び二犯者の竊盜と贓物收受は夙くも一九一六年に平和時の状態以上に昇り、戦争の終結と共に驚異的な高度に達する。就中贓物收受は一九一八年には平和時の状態の二倍半に増加した。これに反し、竊盜の累犯數は常に相對的には不變で平和時の状態の高度以下にある。驚くべき均整を保つてそれは一九一八年には初犯二犯の竊盜と贓物收受との微かなる下降に答ふるに著しい上昇を以てしてゐる。戦争當初の年からそれまでは竊盜總數に對する累犯の割合は常に減少してゐた。²² 次の如くである。

一九一三年	一六・八	%
一九一四年	一七・三	"
一九一五年	一四・九	"
一九一六年	一一・七	"
一九一七年	八・六	"
一九一八年	七・八	"
一九一九年	一〇・三	"

22 前掲書

此處に於てか或る法則性が示されるやうである。竊盜に於ては、初犯と累犯とは戦時に於ても以前と同じく反對の發展をしてゐる。平和時に於ては初犯の恆常的な減少と累犯數の恆常的な進展があ

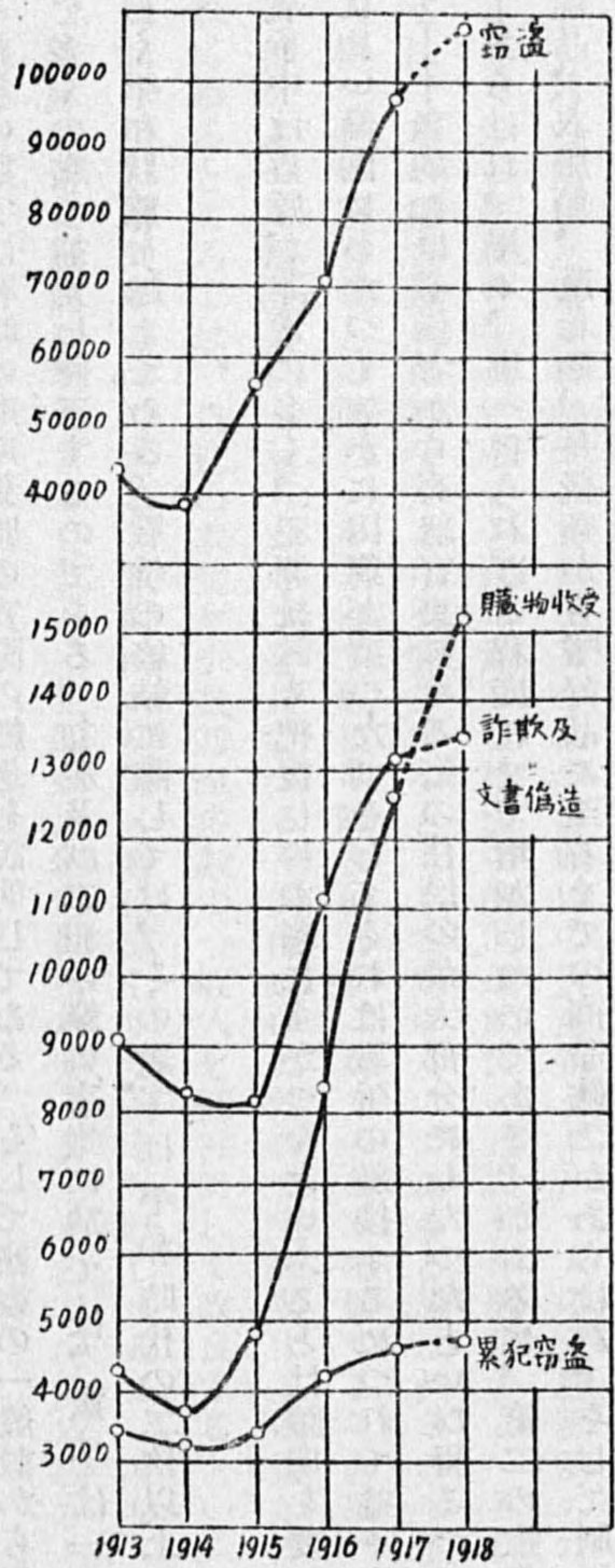
り、戦時に於ては、反對に、初犯の恆常の上昇と累犯の減少的傾向がある。この現象の説明を企てる前に、この背馳的な傾向を正確に理解するためにわれわれは研究をある住民の集團に集中せねばならぬ。即ち、兵役關係がなく、従つて相對的に不變な量として犯罪曲線を明瞭に反映してゐる集團に集中せねばならぬ。かゝる相對的に不變な集團は三つの住民範圍の綜合によつて成り立つてゐる。即ち、十八歳未満の少年、女子及び五十歳より六十歳までの男子である。これ等三つの集團で出來上つた住民層は戦時の財産犯罪に對し範例的な意味を有するばかりでなく、益々その擔當者となるのである。それは一九一三年には竊盜犯罪に四一・五パーセントの率で關係してゐたのに、一九一七年には一切の竊盜事案のうち七四パーセントが此の銃後者の集團に屬するものに當つてゐる。このことは戦時の財産犯罪をかゝる銃後者の層によつて示さうとする企てを是認するであらう。この研究の結果は次の表と曲線であらはされてゐる。この場合、一九一八年の數字は事實上の増加に相應しては居ない。蓋しこの年には統計は老人に關して特殊な報告をなしてゐないし、その爲めに近似數並にこの小集團 (Unterguppe) の數字が餘りに低いからである。

銃後者の財産犯罪

年 度	初犯及二犯竊盜	累犯竊盜	贓物收受	詐欺及文書偽造
一九一三年	四三、九四一	三、三九五	四、二七一	九、〇七七

一九一四年	三八、九八五	三、一六四	三、七四六	八、三三五
一九一五年	五六、〇四四	三、四三七	五、八一〇	八、二七一
一九一六年	七一、二九九	四、二二三	八、四八一	一一、一三一
一九一七年	九六、九一〇	四、六〇八	一一、六三六	一三、一四九
一九一八年	(一〇六、四一五)	(四、七三六)	(一五、二三五)	(一三、四四二)

銃後者の財産犯罪曲線圖



これらの數字は戦時の財産犯罪の實際の経過を説明してゐる。そして竊盜の一般數から得られた様相を多くの點で補充し修正するのである。初犯及び二犯の竊盜事案に於ては、數字は一九一五年に著しく平和状態を越えてゐる。戦争の終結に際しては、その數字は平和時代の二倍以上になつてゐる。

戦争中は盜難が非常に多く、犯罪統計も把捉し得ぬ程に多かつたといふことは證明を要しない。第一に廣い範圍にわたつて速かに困窮が襲つた。そしてそれは戦争の進捗するにつれて益々廣範圍に互つて——數的には勞働者から高級官吏に至る迄の住民の最大部分にわたつたといひ得るのであるが、——あらはれ、屢々、堪へ得られざる程度にまで増加したのである。加ふるに、第二の推進力として食糧品、衣服類、肌着類、長靴類から嗜好品に至るまでの商品缺乏があらはれ、そして制限分配 (Rationierung) や高價にも拘はらず、——いや、その當時の大抵の人にはその「結果である」と考へてゐたのであるが——兎も角、益々強く、益々堪へ得られざる程に缺乏が加はつたのである。第三の要素といはるべきものは、感情的な・最初は刺戟的であつたのにもなくたゞ壓迫的に物質的になつたところの・戦争の影響の結果、生じた精神的な抑制不能である。即ち、人々は食糧、衣服、肌着、嗜好品に事缺いてゐるわけであつて、これらの物品を合法的に又は「法網をくゞつて」も、換言すれば戦時規定に違反しても、得ることができず、買受けることができなければ、それだけ、精神的に肉體的に疲弊困憊した・榮養不良の人間の心裡には、これらの物品を得たいといふ「情慾」、「憧憬」、狂熱的

に昂進した執着心が激しく燃えたさるのである。禁止行爲に對する心理的制止作用が益々強くほり下げられれば、それだけ、他面には、竊盜を働かんとする精神的な衝動が増加するのである。この制止作用の弛緩といふものは、一切の戦争に於て、とりわけ、長期の飢餓戦争に於て、全住民に對し必然的に起る現象である。戦線に於ては、規律ある隊にあつても、最初の數週間又は數ヶ月間の戦争によつて、自他の財産の觀念は、その意義とその尊重の念に弛緩を生ずるのである。常に生命を失ふ危険にさらされてゐる時、他人の財産に一體何があるであらうか。戦闘の必至的目的のために、他人の私有財産を合法的に要求すること、又、見捨てられ、そして變轉常なき戦闘によつて亡ぶべき運命にあるところの住居と屢々接觸すること、且つ又、占領地の農産物をドイツ人の食糧經濟のために沒收すること、——これらすべてのことは、かゝる横領の内的違法性の意識を相對化する。そして犯人にとつては、その場合他人の確乎たる所有物が多少とも不安定のものであると思はれるのである。所有者の人格とその所有物との間の・平素は一般に明瞭な結合が、かくの如く弛緩することは、一切の團體所有權によつて擁護されて居らぬことを是認する。同僚或ひは他の舍主に對する竊盜が意識的に嫌惡されてゐるところでは、自己の衣食を少數乃至多數の一般人を犠牲にして改良するといふことに對する抑制作用が消失するのである。軍隊内の犯罪の數は著しい上昇を反映してゐる。そしてその増加は、軍隊が常に數的に増大すること、犯罪が比例的に増加することとの二つの成因から成つてゐるのである。

有罪とせられたものの数は、^[23]即ち

軍刑法第一三八條の竊盜によるもの

- 一九一四年 一、〇一〇
- 一九一五年 二、〇四〇
- 一九一六年 三、五〇四
- 一九一七年 五、二〇七
- 一九一八年 六、一八一

かくて繼續的に増加し、一九一四年より一九一八年までに六倍となつてゐる。

軍刑法第一三八條の横領によるもの

- 一九一四年 三四二
- 一九一五年 六四〇
- 一九一六年 一、三五四
- 一九一七年 一、八三〇
- 一九一八年 三、〇六二

同様に繼續的な増加があり、一九一四年より一九一八年まで九倍となつてゐる。

これに加ふるに、刑法第二四二—二四四條による竊盜の有罪者は

- 一九一四年 四二〇
- 一九一五年 八五一
- 一九一六年 一、六九〇
- 一九一七年 二、五五九
- 一九一八年 三、三七七

即ち八倍以上となつてゐる。

刑法第二四六條の横領によるもの

- 一九一四年 一八四
 - 一九一五年 二二二
 - 一九一六年 二九四
 - 一九一七年 三一〇
 - 一九一八年 三三八
- 一九一四年より一九一八年までに殆ど二倍となつてゐる。

23 Lit. 387.

戦線と兵站に於ける犯罪の實情は、この數字では示されない。塹壕内や砲煙彈雨の巷の筆紙に盡しがたいほどの艱苦缺乏に際しては、且つ又、絶えざる生命の脅威に際しては、或る程度の妥協心が氣

をとがめることなしに生活の必然性となり、そしてそれは峻厳な刑罰手段によつても、最小限度以上にこれを制限することを得ぬのである。この極限の意識を識らず知らずの間に拂拭しようとすることは、「徴發」とか、「調達」とか、「遣り過ごし」(Verpassen)とか、「クラウフェン」(Klaufen)——これは兵士のウィットで意識的に、非難のないところの「買ふ」(Kaufen)——といふことに真似て萬引といふ言葉の代りに用ひたもの、結局「盗む」といふ言葉と同じものであるが——とか、の概念を婉曲に用ふることのうちにあらはれてゐる。かくて、精密な検査を受けないところの疑はしい調達のあらゆる場合の内に、少なからざる眞實の竊盜が考へられ、行はれるのである。不可避的に風俗を紊す結果を伴ふ・兵站と占領によつて、又困窮に喘ぐ家族や家からの訴の手紙が益々激しく影響することによつて、更に又、休暇の時には、どんな手段をとつてもよいから、食べ物か、そうでなければ、面白いものを出来るだけ豊富に家に持つて来てくれといふ願ひによつて、これらの現象は増加する。故郷の人々は、たとへ賜暇兵、傷病兵、捕虜の直接な影響をうけないところの人々でも、困窮、誘惑、前例によつて、益々「禁止された行爲」の領域を侵して行く。蓋し、「禁止された行爲」は漸次日常の仕事となり、制限分配令 (Rationierungsvorschriften) の内的拘束が停止し、食糧封鎖の年がつゞくにつれて、生活の規矩準繩となるからである。人々は自らの飢餓を防ぐため、又妻子の衰弱を見ぬやうにするため、一切の諸關係を賭して、金のかゝらぬ食糧品と嗜好品を得ることを餘儀なくされてゐるのである。制限分配令が遵守されざることは「自明」であり、そして、反對に、これが遵守は、功

績としてではなく、病的態度として嘲弄されるのである。かくの如く、許されてゐる行爲と禁止されてゐる行爲との限界は、國民間にあつて何等効果をもたなくなり、かくて、戦時條例に對する違反の行爲と竊盜とは紙一重の差となるのである。

更に、戦争の影響によつて、發見されず、そして「訴追されぬ」竊盜が益々増加して行くことは見逃し得ない事實である。戦争の進むにつれて竊盜を働かうとする衝動がよくなればなるほど、「最も簡単な方法の原則」^[24]への願望をつかまへられて、警察署、裁判所、刑務所に行くといふ危険を経ることなしに、實行に移すことが容易になるのである。蓋し、監督、監視が、至る所で手薄となるからである。少年は屢々終日を自分獨りで暮らし、成年者は家の外で勞働に従事する。市街は暗黒であり、警察署とか工場とか商店とか官廳とかの監視員も亦、極端に減ぜられてゐる。かくて、戦争は竊盜の非常に強い誘因であり、とりわけ、發見されず・訴追されず・罰せられない竊盜の誘因である。最後に、戦闘員の特赦と恩赦とを擧げねばならず、それから、證人をつれてくることが出来ぬとか居らぬとかのために、無数の刑事訴訟が完結出来ぬことを擧げねばならぬ。犯罪統計の數字はそれ故日常の竊盜のうち、實際のとるに足らぬ部分の微罪を含むに過ぎない。

24 Marx, I, 279.

竊盜數の増加的傾向には累犯も亦關係があるのである。研究の基礎となつてゐる内地住民集團にあつては、累犯の曲線は初犯のその如くには急斜をなしてゐない。戦時と平時とに於けるこの二つの

犯罪曲線の相反する傾向は、つまり、直接の戦争年代にとつては、一般の竊盜數にみられるとき、著しい特色をもつものではない。平時とは反對に、累犯の増加は常に、初犯の急激な増加に及ぶことができぬのである。かくの如く、累犯の増加が意義を減じたことの説明には、種々な要因をあげることが出来る。前科者として次の竊盜に際して累犯たるの構成要件を充たすところの多數の者は、召集によつて犯罪統計の埒内から脱してしまひ、それ故一般の竊盜數のうちには、累犯の減少がみられるのであり、一方内地住民集團のうちには、この潜在的な累犯者が依然存するのである。初犯が急激に増加する場合には、このことによつて、將來の竊盜に於て累犯たるの前提が非常に多くの事案に存する可能性は増加するのであるが、それは數年を経て初めて結果を生ずるのであらう。反對に、戦時の累犯數は、或る意味では、戦前に於ける初犯の減少に關聯してゐるのである。他面に於て、戦時の場合には、仕事に都合よく就くことが出来るために、仕事に就き難い一般的な失業時代よりも、刑事政策上都合のよい豫後が釋放者にとつて存してゐたといふことが、實際上、犯罪を減少することになつたのであるともいひ得るであらう。戦時の竊盜犯罪の状態にとつて決定的なことは、前科者が犯罪を爲さぬやうになつたといふことでなくして、寧ろ、新しい・從來罰せられなかつた者が踵を接して、加はつて來たことなのである。

内地に於ける贓物收受の曲線は、總數に比して重要な補ひをなしてゐる。一九一五年には既に平和時代を超過してゐる。曲線の急激な上昇は、召集によつて緩和せられなかつた・眞實の経過を示して

ゐる。戦争終結時の増加は殆ど三倍半となつてゐる。

詐欺は特殊な研究を必要とする。詐欺の總數は戦時にあつては非常に減退する。詐欺による有罪數は次の如くである。

一九一三年	二九、二五七
一九一四年	二五、七一〇
一九一五年	一四、三九〇
一九一六年	一四、二〇二
一九一七年	一三、〇三八
一九一八年	一四、〇六一

犯罪心理學の立場からみれば、この數字は罰せられた詐欺事案の一部のみしか表はしてゐない。蓋し、犯罪構成要件の欺罔行爲として、受領證、債務證書、手形の偽造といふ手段を用ひる者は、統計的には文書偽造のうち、特に、利慾を目的とするが故に、刑法第二六八條^[25]に關する重き文書偽造としてあらはれるからである。文書偽造も亦平時以下にとゞまつてゐる。しかし、總體的な曲線は一九一六年以來、再び上昇し始め、召集の最高潮に達した一九一八年には、平時との差は極めて僅かとなつてゐる。文書偽造の總數は次の如くである。

一九一三年

八、二四九

一九一四年	七、一五二
一九一五年	四、三八〇
一九一六年	五、五九五
一九一七年	七、二七四
一九一八年	八、一〇九

25 Trommer, l. c. 416, S. 18.

銃後者の集團に於ては、詐欺と文書偽造とが結合して、共通の曲線となつてゐる。この曲線は、召集によつて緩和せられたところの總數よりも、自然、重大なる状態を示すものとなつてゐる。一般數に於て、文書偽造と稱せられてゐるもの、一九一六年の相對的な増加は、此の場合、戦前の數に比して著しい増加となつてあらはれる。しかし、戦争終結時に於ける之れが増加も、初犯、累犯の竊盜及び贓物收受が數倍となつてゐるのに比較すれば、甚だ劣つてゐるのである。贓物收受の曲線は、平時にあつては、詐欺、文書偽造に遙かに劣つてゐるが、戦争の最後の年には、著しくこれを越えてゐる。絶對的とはいへぬが、しかし、比例的には、詐欺の範圍は減少してゐるのである。

これと共に、戦時に於ける財産犯罪の根本的現象を考へねばならぬ。即ち、財物に對する直接の侵害として行はれたところの財産犯罪の増加と、これと同時に、多くの場合金錢に對して爲された詐欺事案の比例的な減少とである。この場合、竊盜と贓物收受との増加の原因を示すことは、詐欺事案の

意義の減少した理由を擧げるより、容易である。此の現象が、實際統計のいふごとき『經驗上は、工業の經濟部門の活況を呈する場合は、普通の状態に於ては、それは詐欺の主なる行動の舞臺となるのであるから、……商工業の完全なる不況・沈滞』から説明され得ぬのは確かである。²⁶事情がこゝでは錯綜してゐる。經濟生活の異常な状態は、確固たる商業慣例によつて拘束された。打算することの出来る平時の状態より、遙かに一切の種類の詐欺にとつては、有利である。しかし、この状態に於ては、同時に、犯罪たる詐欺として受入れられるものに對する感情と、かゝる行爲を告發しようとする用意とを、大いに輕視する傾向がなかつたかといふ點は問題である。非常な商品缺乏は、あらゆる物の主觀的價值を高め、物が元來、非常につまらぬものであるにせよ、又は、買手が瞞着されて暴利を貪られてゐるにせよ、買手は自ら次の如く考へて慰めてゐるのである。即ち、自分は「一般に何か」もつてゐるのだ、そして困窮が急天直下の激化する場合、昨日はなほ、がらくたであつたものが、明日は貴重な代用物となるのだと。眞實の商品を代用品で驅逐するのが昂すると、質の點は、段々考へられなくなる。そして、間道への誘惑は之に従ふ者を生ずる。彼等は、以前の行動によつて嫌疑をうけたと自ら考へてゐる犠牲者の告發が恐るべきものではない故に、益々「祕密に」工夫せられた廣範圍の供給といふ詐欺的瞞着へと誘惑されるのである。そして、人々が原始的な衣食の不足のために、激化する貧困化に對して、絶望的な鬭争をなしてゐる一方では、巨大な戦争社會の傳説的な黄金陶醉によつて、驚くべく且つ賤しむべきことには、戦線からの報告について自分自身の氣懸りに満ちた噂が

ひろがつて行く。支離滅裂となつた生活秩序といふ理解し難きものに對して、益々無批判的な態度を採るところのこの気分は、巧みな詐欺師の活動の新しい培養地である。彼等は未知な人々から、必ず何百萬の儲けがあると稱して幾許かの金をせしめんとするのである。變動があつても、世間の人々から馬鹿げたことであるといふ罵詈雑言を受けはしまいかといふ心配のために、瞞着された人々は、これを告發し、立證したりせぬのである。これらすべてのことは、戦争が如何に詐欺の新しい形式に便宜を興へてゐるか又、如何に一般の人々の詐欺に對する『犯罪の敏感性』(Kriminelle Reizbarkeit)—— Hermann Seuffert —— を減じてゐるかを示す經驗である。これは、統計的研究の説明にあたつて、注意せねばならぬことである。これをわかり易くするには、ある訴訟の例が役立つ、それは、一九一七年の夏、ベルリン地方裁判所第二部の陪審裁判に於て行はれたものである。^[27]

25 Lit. 84, S. 30.

27 Lit. 63, 4, Sp. 295.

K 婦人、K 地の殖民地貿易商人、後 L 地の土地投機家の娘、一八九三年に十八歳で毛皮商のロバート・K と結婚する。ロバートは六年後に、被告と二人の子供を營業困難の状態に残して死す。そこで K 婦人は父の死迄父によつて扶養されねばならなかつた。彼女は父の死後その二〇〇、〇〇〇マークの財産を相続した。一九一五年にベルリンに移り住む前には、寫字の仕事をなし、特許を得た發明をなした。しかしそれは何等の財産も儲かさなかつた、遺産は其の間に費消した。それ故 L 地を去るときには非常に困難な状況に在つた。そして借りた一三〇マークの金子のみでベルリンに來た。そこで、彼女はパン切符の袋と清涼飲料水の販賣に従事し、それで「食糧品商の女主人」たらんとした。商賣はうまく行かなかつたので、新たに金子を調達せねばならなかつた。その際に、彼女は大きな利益を保證することによつて金主から金を引出す原則を追つてゐたのである。彼女の商賣の骨折は失敗した。一九一五年

四月彼女は公示宣誓をなした。この時期に、彼女は v・F 男爵のベルリンの園藝所によつて L 地で生産されるジャムの販賣權を得ることに成功した。商賣は大規模に行はれ、商品はどん／＼送られた。被告は必要な借金を、再び大きな利益を保證して短い間に得ることが出來た。しかし、それに支拂ふのは、彼女の眞實の収入を以てせず、新たに借り入れた借金を充てたのである。拂込金の一部を以て今や既に彼女の商賣の資金を屬したのである。従つて巨額の資金が彼女の自由になつた。K 婦人はそこで娘をベルリンに來らしめ、その名前で一つの會社をつくり、それから大仕掛けな詐欺の仕事を始めた。その間に彼女は家の商賣關係と樞密顧問官の K の知己範圍とを結び付けることに成功した。人々は戦時給與について語つてゐた。そして K 婦人は v・W 婦人を誘つて、表面は素晴らしい、實際は存在してゐない仕事に二〇〇マークを拂ひ込ましめ、それに十四日以内に二〇%の利子をつけようとした。v・W 婦人は正確にその金子を得た。K 婦人は彼女の表向きの仕事を素晴らしい飾ることによつて更に金主を誘き寄せ積りであつた。その拂込は段々に巨額に達した。ダーレムの技師 K も亦彼女と一緒になつた。表面上、彼を信頼せしむるために、豫備隊の病兵收容所長からの手紙を偽造し、そのうちで、チョコレート送付について彼女に感謝の意を表せしめてゐるのである。それは近衛師團の經理部と K 婦人との間になされた極めてよき契約の證明として役立たしめてゐるわけである。その上に更に一つの手紙を用意し、そのうちでは、ドレスデンの v・K 閣下が第十九聯隊の食糧品の購入について彼女と一緒になつたことを示してゐるのである。K は商賣の確實さをこれらの「基礎」によつて證明して、十四日以内に約三〇%の利益として一〇、〇〇〇マークを支拂つた。そのうちに、拂込金は著しく増加して來た。K 婦人はその主義に忠實に、新しい拂込金によつて、前の拂込金の利益を支拂つた。そして表面上は多く外國の食糧品の供給と關係してゐる彼女の企業に、絶對的な信頼を置かせるやうに常に工夫した。O 中央購買會社 (Z E G) が全部の外國の食糧品を差押へた時でも尙、これは成功してゐた。被告は今や金主等を豫め欺罔して、彼女は高官と締結した組合契約に基いて、Z E G にも拘らず、内外の食糧品の商賣を續けることが出来るのであるとしたのである。このことを「示す」ために、彼女は特に v・K 閣下及び D 陸軍中佐が組合員として出て來る三つの契約書を偽造したばかりでなく、食糧品についての偉大な地位に關して、巧妙につくられた印章を押捺した第十九聯隊の注文書と Z E G の免除書とを作製した。又押し寄せる貸主に、短期間で大きな利益を生ずることを信せしむる爲めに、手紙と小切手を偽造した。殆ど總ての商賣を伴はつたのち、K 婦人は二つの本當の企業を創立して貸主を眞實に満足せしめる手段を作り出さんと考へた。そこで「電氣熔解」(資本金二五〇、〇〇〇マーク)と「エレベル

ジンゲン・エナメル工場」(資本金一、九〇〇、〇〇〇マーク)があらはれた。しかし、それは遅過ぎた。大きな詐欺は被告の手に及ばぬ程に大きくなつてゐた。種々な契約の解決が著しく困難となつた。彼女の貸主の、圖書検閲官のBが、確實なことを知らうとして、組合契約の表向き署名者の一人であるD陸軍中佐から、K會社には何等の關係もないといふことを知つた時に、K婦人の正體はあらはされた。そこでK會社はつぶれて了つた。被告は逮捕せられた。

口頭辯論に於ける破産管財人の報告によれば、彼女の自由に委された金額は六、七〇〇、〇〇〇マークにのぼつたのである。此の額に同額の返済が對立した。特にK會社の末期に金を拂込み、最早法外な利益に與らなかつた拂込人は總て損害を與へられた。一群の商人は例へば、崩壞の三週間前である一九一七年一月二日になほ、三、五〇〇、〇〇〇マークを拂込んで居り、それは總て損失となつた。他の金主の損失は二、三百マークと三〇〇、〇〇〇マーク以上との間である。此の損失に對立して他の金主の莫大な利益があつた。彼等は一〇〇、〇〇〇人に上り、被告の保證した月々六〇%に上る歩合で短期間に利益を得たのであつた。

K婦人がかゝる多數の金主を得たといふことは又、多數の貸主が親戚、知己を誘つて彼女と商賣上結合せしめたこと、否それどころか、その商賣に益々大きな額で参加し得るために組合や商會までつくつたことによるのである。K婦人の貸主のうちには、殆どあらゆる階級のもの、あらゆる商賣のもの、小工業者から名門の騎兵將校に至るまでがゐるのである。

K婦人自身は其の商賣の最も盛んな時には大名葬しをし、その表向きの財産と表向きの巨大な金子とについて信ぜしむるために非常に贅澤なことをした。彼女は極めて華かにお客を呼び、三月内で花のために一、四八二マークを費し、二月内に革製品、水晶などのために一、二九七マークを費し、そして三週間のうちに御馳走のために二、一九六マークを費したのである。彼女は現金六〇、〇〇〇マークを住宅設備に支拂つた。洋服に關する未拂額は彼女の逮捕の際二〇、〇七六マークにのぼつてゐる。彼女は社會的に非常に確實に登場しそして目撃者から偉大なる商才を有するものとの言葉を得たのである。

訴訟では彼女は最初から腹藏なく眞實を認め、總てのことに責任のあることを明かにした。陪審官はこの問題につき詐欺を否定し、情狀を酌量されて、被告はたゞ重き文書偽造と單純なる破産の責任あるのみとされた。檢事は五年三月の輕懲役と十年の公權剝奪を求刑した。判事は二年五月三日の輕懲役の判決を下し、五月三日は未決拘留を通算した。被告は直ち服罪にした。

戦時における財産犯罪の全貌を回顧すれば、戦争犯罪一般の最も著しい現象は、この分野に存することを認めざるを得ない。戦争犯罪は經濟的犯罪であるとのエクスマー^[28]の定義は二重の意味に於て眞理とされてゐる。第一に、それは戦争犯罪の對象と形式に關してゐる。戦争犯罪は、強い程度に於て、財産犯罪を含んで居り、それは著しく經濟的財貨を目指してゐる。しかしながら、この定義には、なほ、深い犯罪原因的な意義がある。といふのは、この定義は戦争犯罪の因果的要素、とりわけ、財産犯罪の優位のそれを示してゐるからである。これが理由は、戦闘の心理的影響に存するのでなく、戦争の經濟的影響、一切の豫備原料を消費し盡す・戦時經濟、封鎖、貿易の杜絶、數年後、貨幣本位の没落といふ大きな經濟的破綻となつて、もつと強い程度で、再來するに至つた・諸現象の結果に存するのである。この論題を證明するには、ドイツの戦争犯罪の状態を、一つには、外國のそれと比較し、二つには、インフレーション時代の犯罪と比較せねばならぬ。

28 Exner, lit. 83.

戦時の列國の財産犯罪は、次表に總括されてゐる。英國に於ては、財産犯罪の一方の曲線は、相對的に不變であり、他方の曲線は常に相當な増加を示してゐる。このことは、内地の住民が益々多く軍務に召集されるといふ點を斟酌すれば、犯罪が少なからず増加したことを意味してゐる。そして、それは、ドイツの事情と比べてみるに、一九一七年の財産犯罪の一般數に對比して、これより高き上昇

を示して居り、これに反し、ドイツの竊盜罪の曲線と比べると、それより遙か劣つてゐる。この場合、如何なる程度で、一致があり、如何なる程度で相異があるかは、英國の犯罪統計の特殊な個別的研究をなした上でなければ何ともいふことが出来ない。しかし、正しくドイツの状況は總體的財産犯罪の素直な數字の背後に、銃後者の犯した微罪の急激な増加が如何に潜在しうるかを示し得るのである。²⁹それだけ中立國の數字は教訓的なものである。竊盜數が半數以上増加してゐるノルウェーは、召集によつて減少してゐない犯罪の増加を示してゐる。スエーデンとオランダは、完全に竊盜數の増加を示してゐる。そして、その増加はドイツの内地住民集團におけるそれを超過して居り、ドイツのインフレーション時の状況に似てゐる。かゝる財産犯罪の熱病的な増加は一國民の經濟生活が恐慌的互解に襲はれる處では、何時、何處にでも、現はれるものである。戦時中又は戦後に於て、交戦國や中立國で此の運命に逢着したところでは、同じ現象が現はれる。戦争は、それがその手段と結果によつて全時代を引張り込んだ經濟的破綻によつて、その犯罪を惹起する最も強い作用をあらはすのである。

29 私は、ドイツとイギリスとの戦争犯罪が相反的に發展してゐることに關してエクスナーより投げられた問題については、現在の資料では未だ結論を與へる時期に非ずと考へるのである。しかし、兎も角、戦争の經濟的な影響に觸れてゐない遠國、カナダと日本に於ては犯罪曲線は明らかに遙かに好望であつたといふことは注目すべきである。

年 度	イギリス[30] 絶 對 數 財産ニ對スル犯罪		ノルウェイ[31] 住民平均百萬人ニ對シ	
	暴行ニヨルモノ	暴行ニヨラザルモノ	竊	盜
1913	—	—	733	
1914	50,210	3,753	851	
1915	49,109	3,005	820	
1916	52,008	3,590	923	
1917	56,167	4,041	970	
1918	51,232	4,227	1,194	
1919	—	—	989	

年 度	スエーデン [31] 住民平均百萬人ニ對シ		オランダ[32] 住民百萬人ニ對シ	
	輕 竊 盜	重 竊 盜	單 純 竊	複 雜 盜
1913	134	260	358	124
1914	93	217	333	135
1915	126	254	392	142
1916	137	300	428	169
1917	224	500	573	281
1918	426	903	840	483
1919	228	443	1,032	668

30 Lit. 391, S. 7.

31 Grönlund, Lit. 135,

S. 331 ff.

32 Zohn, Lit. 456,

S. 262.

インフレーション時代の犯罪を研究することは、それ故、經濟上の戦争犯罪を理解するには缺くべからざることである。戦争犯罪の現象は、インフレーション時代に強くあらはれ、戦時自身よりも、もつと明瞭に認められるに至つたのである。軍事上の争闘は終つた。が、經濟的困窮が新たに訪れ、それは一部はもつと峻烈な、尠くとも敗戦の意識と舊帝國の瓦解とによつて精神的にはもつと烈しく感ぜられるものとなつたところの惨めな形となつて、訪れたのである。ドイツ貨幣は外國に對する購買力を失ひ、そのために、戦時中の封鎖に代つて、ドイツの消費の絶望的な孤立状態が起つたのである。一九二二年十月以來、新しい饑餓時代が始まつた。「體重の減少と、榮養不良、及び心臟障害の増加、衰弱者、病弱者の増加と胃病、神經衰弱の増加とが再び訪れた」^[33]「プロイセンに於ける結核兒童の數は、一九二〇年から一九二三年までの間に、二・七二%から三・三九%に増加し、榮養不良の兒童の數は五二・五%から六八%に増加する」^[34]。困窮が再び財産犯罪の新しい・從來の一切を飛び越す・奇怪な飛躍を促進した。——自分自身の困窮は直接な犯罪の動機としてあらはれるとともに、更に、非難のない市民的生活が放棄されて、氣懸りや控へ目の氣持も失はれるやうに見えると、それは抑止作用を取除くものとして、あらはれるのである。又、他人の困窮は、これを誘惑する機會としてあらはれるのである。マルクが下落する額だけ不正への衝動が増加した。一切のもの、一切のものだけが價值を増した。買ひ得る物品にだけは購買性があり、熱心な買手が迫つた。一切の計算や一切の責任や現實を超越した一切の思考は、その意義を失つた。戦場に在つて、常に生命が脅かされ、今日とい

ふものだけが、即ち、現在の時間だけが、變らぬものであつた様に、個人も國家をも捲き込まずとする經濟的破綻といふ不可避な且つ又豫測のつかぬものが、人間を一日一日の存在 (Eintagswesen) としたのである。困窮が鋭くなり、生活苦が激しくなるとともに、無秩序な「實價への逃避」、一時的な奢侈の陶醉がはじまつた。

33 Lit. 193, S. 53ff. und Heutig, Lit. 166, S. 540f.

34 Lit. 420, S. 206 und 29 (v.) Heutig, Lit. 166, S. 538f.

戦後の財産犯罪の數を觀察するには、かゝる状況を背景とするのでなければならぬ。軍隊は動員を解除せられてゐる。國民の總てが再び刑事學上の論證の對象となつてゐる。この場合、比較的な觀察にとつては、戦争の損失はこれを考へないでも、人々がまづ考へる程には缺陷とならない。即ち、一九一四年以降に於て出産が超過せることと、明らかに戦争の損失には關係なく、住民が年齢を加へることによつて、^[35]絶對數を前年のそれと對照することが可能になる。最も重要な財産犯罪の數を、この目的のために、次の表で總括することにする。

35 v. Heutig, Lit. 168, S. 30f.

この數字は、一般財産犯罪が一九二三年に頂點に達する迄の奇妙な増加の状態を示してゐる。即ち、それは多くの點に於て戦時に於ける銃後者の財産犯罪の曲線に似てゐるが、しかし、その範圍とその急激な増加に關しては、戦時の直接な影響さへも遙かに凌駕してゐる。戦時中は、一九一八年に

インフレーション時代ニ於ケル財産犯罪

年 度	初犯及二犯		累犯竊盜	單純ナル 贓物收受	職業的及 累犯贓物 收受	詐 欺
	單純竊盜	複雑竊盜				
1913	79,554	15,845	19,308	9,694	378	29,257
1921	179,075	49,333	23,504	41,487	617	34,072
1922	193,818	34,821	22,890	40,267	529	33,872
1923	286,178	50,684	30,573	65,257	997	32,510
1924	162,693	37,222	24,615	42,639	841	37,110
1925	79,465	16,627	16,504	17,757	407	44,658

銃後者の初犯・二犯の竊盜が平和時の最後の年である一九一三年の二倍に増加してゐる。が、——一九二三年には一般の竊盜の總數は三倍半に増加したのである。戦時に於て、内地の累犯竊盜が五分の二までは増加しなかつたとすれば、それは今や平時の總數の二分の一以上増加したのである。そして贓物收受は、戦時に於ては、内地の集團につき、三倍半だけ増加したのであつたが、一九二三年までに、一般的に平時の水準の六倍以上に増加したのである。増加そのものばかりでなく、戦時に於ける財産犯罪の他の特徴も亦、部分的には、インフレーション時代に於て強度にあらはれる。財産に對する微罪が全貌を支配してゐる。その増加は總犯罪の増加よりも比例的には顯著である。——されば、その割合は平時より遙かに大であり、それは他の犯罪集團を犠牲として増加してゐるのである。次の數字はこの

ことを示してゐる。

年 度	犯 罪 指 數	財産犯罪の
一九一三年	一、一六九	五二二
一九二三年	一、六九三	一、二二〇
一九二五年	一、二一七	五七一

百分比の上からいへば、一九二五年の七二・二% (二七〇、三三五) といふ財産犯罪の割合は、戦時中の一九一七年の七三・八% (二一七、三四六) に劣ること僅かである。この財産犯罪の内には顯著な傾向として「實價への逃避」があらはれる。——當時は、犯罪生活の領域外に於ても、合法的であれ、非合法的であれ、これは日常を支配したものであつたのである。竊盜の増加に對立して、詐欺の減少的な傾向に於ける僅かな増加がある。盜まれないものは何一つとしてない。即ち、犬、猫は奪ひ去られ、家屋の階段からは電燈がもぎとられ、玄關からは眞鍮の表札がはぎとられ、塵埃用の手桶まで消失する騒ぎである。新しい法規は金屬の贓物收受を嚴重に取締らうとする。輸送中の貨車の「轉位」が大審院の裁判の仕事でさへあつた。³⁶⁾ しかし、金錢の詐取は儲けがない。つまりぬものですら、手放すことを人々は躊躇した。何故なら、高い價格も、しばらくすると下落するかも知れぬからである。これと反對の場合、即ち、犯人が未知の者から價値のある所有物を詐取せんとするときこ

とは、明らかに直接な竊盜の考へよりも劣つてゐるのである。戦時に於けるが如く、終には累犯の数の發展に相對的な退歩があらはれる。絶對的にみれば、累犯は著しく増加する。又、インフレーション時代に行はれ、とりわけ、訴追の力が増したために有罪とせられるに至つた累犯の増加は、戦時に比すれば、著しいものである。一九二三年には前年に比し、八、〇〇〇人の有罪者が増加してゐる——これは平和時の總數の約半數である。しかし、初犯の大々的な飛躍に比べると、比例的には、此の場合でも累犯の増加は著しく劣つてゐる。累犯竊盜は約半數位を増して居り、職業的及び累犯の贓物收受は三倍迄は増加してゐなかつた。これも亦、戦時現象を一層強く繰り返すものであつて、それは戦時現象と共に、平和時の發展に對して一つの對照をなすものである。これは住民の大きな層が再び新たに犯罪を犯すに至つたことを意味するものである。刑法の一般豫防力は戦時及び戦後の影響の動搖に堪へ得ない。財産犯罪の怒濤は戦争の影響と相俟つて、國民の無傷の部分を侵蝕して行くのである。

36 大審院刑事判例 Bd. 53, S. 340.

これら總ての觀察は、次の年の經驗によつて確證される。安定の度が増すとともに、財産犯罪の大きな數が消失してゆく。此處に於ても、初犯の竊盜犯人、贓物犯人の曲線の急激な下降がみられる。財産犯罪の相對的に不變な領域に於て、形式が變つてゆく。竊盜の減少と共に詐欺が増大する。ベルリンの刑事警察部の報告では⁽³⁷⁾

侵入 盜

一九一九年

三六、五三九

詐欺

九、五八八

一九二四年

一四、六五二

三〇、八二〇⁽³⁸⁾

である。同様な狀況をハンブルグの次の如き告發狀況が示してゐる。⁽³⁸⁾

竊 盜

一九二二年

六〇、〇八〇

詐欺

七、〇一〇

一九二五年

二五、五八五

一〇、二〇四

詐欺は典型的なデフレーション犯罪となる。貨幣の缺乏のため「レンテン・マルクの不思議」が得られたのであるが、この貨幣の缺乏は貨幣の詐取を再び渴望の目標とするのである。實際上、又推測上、價格を高めやうとする人々の要求は、あらゆる詐欺に對して有利な地歩を與へる。この犯罪の眞實の増加は、數字的には、既遂又は未遂の詐欺事件を告發するに際して以前と同じ經濟的要素が寄與することによつて、更に高められる。貨幣が缺乏し、信用の逼迫する時期には、債權者は速かに、滞納せる債務者に詐欺の告發をなすことがあり得る。そして債務者が告發の壓迫の下に、極端な犠牲を決心するならば、告發せる債權者にとつては、この方法は非常に効果のある簡易な強制執行としてあらはれる。ドイツ現行刑法における詐欺罪の構成事實の特殊な經濟的見解によれば、危険も現在に於て既に財産價值を減少する程度になれば、財産侵害に等しくなるといふのであるが、かゝる見解は刑

法的根據からすれば、歓迎すべきものであるが、同時に詐欺告發の濫用を擁護することになる。その外、經濟狀態の恐慌的な變化によつて生じた程度以上に、竊盜から詐欺への移行のうちには、現在の犯罪狀態の、「犯罪の知識化」といふ意味に於ける根本的變化が始まる様にみえる。^[39]

37 Weiss, Lit. 437.
38 v. Heutig, Lit. 169.
39 Trommer, Lit. 417.

この外、「犯罪のデフレーションへの適應性」(von Heutig) の特に明瞭な例證は放火 (Brandstiftung) である。それは貨幣價値の低落の時期には非常に減少したのであり、そして、貨幣が安定し、缺乏すると共に、急激に又部分的に平和時の數以上に増加したのである。失火 (faulässige Brandstiftung) の關係の明瞭な、しかし、相對的には遙かに少い振幅は興味あるものである。それは、この失火には二つのものが潜んでゐることを示してゐる。即ち、度數が人間の怠惰と不注意の表現として相對的に不變であるところの、眞實の過失の場合と、失火と認定したことは訴訟上舉證が困難であつたことを示してゐるものであるところの、實際的には故意の場合とである。ライヒの犯罪統計の數を一地方をくぎつて、火災の増加と比較してみると、「火災防備としてのインフレーション」が如何なる程度で作用したかが明瞭に解る。^[40]

40 v. Heutig, Lit. 170, S. 210ff., nach Lit. 457, S. 174.

年 度	保險詐欺	單純ナル火放	現在スル火放ノ人家	失 火	ルエ火災 インフ
1913	30	264	199	843	—
1923	3	100	46	726	1,715
1924	10	166	86	751	2,118
1925	39	199	189	989	2,839
1926	75	204	328	1,012	3,730

強盜 (Raub) 犯罪は特別な觀察を必要とする。強盜は財物に對するとともに、個人の自由に對するものであつて、概念上ばかりでなく、犯罪心理學的にも複雑な構造を有するものである。それで、この曲線は純粹な財産犯罪とは趣きを異にしてゐる。頂點は一九二一年にあり、少年に關しては、一九二一年の數が戰時の狀態に達してゐる。一九二三年のインフレーションの頂點では、強盜の曲線が既に減少しはじめてゐる。一方一九二五年の成年者の數は、やはり、平和時より殆ど三分の一だけ増加してゐる。

この數字の説明にあつて注意すべきことは、第二四九條の「人身ニ對スル暴力ニヨツテ又ハ身體若ハ生命ニ對スル現在ノ危害ヲ伴フ脅迫ヲ以テ奪取」といふ犯罪構成要件の特徵が、全く種々な内容を有する事案を包含してゐるといふことである。——即ち、重大な残忍な暴力行爲から、道路で急

突して、突然薄い革紐をやぶり、老婦人から手提袋を奪ふやうな男に至る迄をふくんでゐるのである。危険な暴力行使の無思慮さと、犯罪誘發物としての個人の無防備といふ、兩極端は、戰時に於て

年 度	強 盜		合 計
	成 年	少 年	
1913	618	136	754
1914	533	114	687
1915	308	203	511
1916	325	289	614
1917	152	283	435
1918	119	197	316
1919	837	135	972
1920	1,193	134	1,327
1921	1,568	221	1,789
1922	1,360	157	1,517
1923	918	81	999
1924	1,072	83	1,155
1925	808	56	864

も、戦後に於ても、勿論、特にこれに對し保護されてゐる。一九二三年に、重き竊盜よりも強盜が減少してゐるといふことは、容易には説明できない。一九一三年には重き竊盜の總數二〇、七三三に對し、強盜は七五四であり、一九二三年には五九、

四三〇に對し僅々九九九である。平和時に於ては、それ故、重き竊盜二七に對し強盜一の割合であり、インフレーション時に於ては、九五に對し一の割合である。多分、街路の電燈が再び燭光を増し、警察の保護が益々徹底したことによつて、財産犯罪の暴力的形式が、人身に對する侵害から、侵入、輸送物奪取などへ逆行したのであらう。——何れにせよ、尨大なインフレーション時の竊盜に於て強盜は影をひそめるのである。

財産犯罪の變化は戦争の犯罪に及ぼす影響のうち、最も特徴あり、最も目につくものである。それは、數的に増加したといふことに限られず、犯罪の形式と、社會學的基础とを最も著しく變化させるのである。それは、個々の犯罪集團の犯罪的動向の分析によつては、たゞ暗示的に明白にされ得るの

みである。それ故、特定の住民集團を出發點とし、戦時及び戦後に於けるそれが運命を發見せんとする研究によつて補はれねばならぬのである。犯罪集團のうちでは、財産犯罪が特別な象徴的價値を有してゐる様に、戦時に於ては少年が犯罪社會學的に決定的な意義を有し、且つ、其の發展の最も顯著な住民層なのである。それ故次の章では、まづ、少年について論ずることにする。

第三章 個々の犯人集團

第一節 少年

戦争の少年の犯罪に及ぼす影響は、種々な理由によつて、特に明瞭に観取されるのである。第一に、戦時に於て、犯罪へと決定する傾向 (die zur Kriminalität determinierenden Tendenzen) は、少年の感受性と感激性の増加した結果、成年者に於けるより、急速に且つ明瞭にあらはれた。戦争の勃發した最初の年に於て、既に、これらの諸傾向は強く前面にあらはれたのであるから、國民全體を陶醉せしめる空想的樂天主義にもかゝはらず、又た「ヒロイズム」と犠牲と服従のみのある「戦争熱」にもかゝはらず、少年への悪影響は顯著となつたのである。この悪影響は戦争の経過と共に著しさを増して來、不安となつたので、既に、一九一五年十月一日、軍團司令部は、警察及び刑法の處分によつて、少年の不良化 (Verwahrlosung) に干渉をこゝろみたのであり、そしてそれ以來、少年救護・福利機關は益々強くこの問題に注意を拂ふ時と力を見出すに至つたのである。

第二に、少年は比較的の不變の觀察材料であるが故に、われわれはこの領域を特に明瞭に概観し批判し得るわけである。このことのいひ得るのは、勿論、戦争の當初に盛にみられたところの志願によつては、軍隊に召集せられなかつた少年のみについてであり、戦争の結果によつて激化せられた「漂

泊本能」に動かされて家庭と故郷を脱した少年については、全くドイツ女子の部分の兒童、少年は郷土に羈束されてゐた。戦時に於てすら家に居らねばならなかつた者は、それ故、不斷にこれを觀察する機會を有したわけである。

第三に、輕視することの出来ない要素は、少年の教育上の保護が戦時に於ては、全くドイツ女子の手にあつたといふ事實である。これらの女子は、少年保護、少年救濟、少年に關する司法補助の、官廳及び機關に於て、聯絡のある觀察を爲すことが出來、その結果、少年の戦時經驗に關して、多少なりとも信憑すべき完全な材料を蒐集して、戦時に於て男子の任務を引受けたのである。他の總ての——警察、都市、國家の——機關にあつては、戦争の結果、又官吏の不足なる結果、かゝる材料蒐集の可能性が絶無だつたといふことを聞いて、私は常に絶望状態にならねばならなかつた。——これに反し、少年に關する限りでは、私は偉大な非常に重要な材料を欣然として私に提供してくれる全く教養の高い婦人達を見出した。實際、手許にある材料は非常に豊富なので、これを全部採録するわけにはゆかない。

戦時及び戦後に於ける少年の不良化と犯罪の原因に關する研究は、最も敏感な成長期に於て、少年をひどく脅かしたところの肉體的損傷にまで遡らねばならない。戦争、特に「貿易封鎖」の影響下に於ける「ドイツ國民力の損害」に關して、一九一八年十二月十六日のライヒ保健局の覺書中の數字は、大體、學問的研究に基づく材料を興へてゐる。私はその内、二、三をとり概観してみた。

榮養不良

聯合給養委員會 (Verpflegungskommission) は一九一八年五月廿五日、平均七〇磅の體重の男子で八時間労働をなす者は、日々三、三〇〇カロリーを要し、一時的には三、〇〇〇までは健康を害することなく低下させることが出来ると計算した。一日の脂肪は最小量を五七瓦と計算した。女子、少年を合算して平均最小必要量を計算すれば、日々二、二八〇カロリーの數があらはれる。

一九一八年夏、ドイツの都會人が制限分配によつて得たる食糧 (die rationierte Kost) は、これに反し、僅々一、〇〇〇カロリーを示してゐる。即ち、それは二、三歳の普通兒の必要量である。

平時におけるパンと穀粉——國民榮養の基礎たる——の毎日の消費量は糠ぬきで三二〇瓦となつてゐるのに、——一九一八年夏の都會人に對する一日の配給量は糠ともで一六〇瓦であるといふ！肉の平時の消費量は、一人當りにして、平均一週間一、〇五〇瓦 (豊富なる脂肪とも) となつてゐるのに、——一九一八年夏には、都會人の週配給量は、骨だらけの瘦肉一三五瓦であるといふ。

平時の脂肪消費量は、一日一人平均で、バター二〇瓦、樹脂八瓦、そして少くとも獸脂二八瓦である。然るに、一九一八年夏の都會人のうけた一日の配給量はバター及び人造バター七瓦である。

長きに涉つて、事實、たゞこの「配給」された生活基準のみを得てゐた住民層は、總て死の宣告を受けたのであることを、これらの數字は物語つてゐる。戦争の終末頃には、刑務所、精神病院、收容

所、さては「自由な」住民のうちの最も貧しい者は、かゝる食糧標準 (少くともこれより著しく高からざるもの) を得て居つたのであるといふことは、大都市の戦争状態を見る機會のあつた者の否定し得ぬところである。この榮養不良の悲惨な程度を、後世の人は輕視し得ぬであらう。

かくして、少年は不十分な榮養のため、生長期に於て極度に脅かされてゐたのに、經濟生活を少年の、否、最も年少なるものの勞働力にまたねばならぬ要求は益々激しくなつてくる。營業法 (Gewerbeordnung) の、とりわけ、ドイツ兒童保護法 (Kinderschutzgesetz) の保護處分は、戦争による困窮状態と福利・警察の監督機關の手足不足との結果、最早、嚴重には施行せられない。營業法の兒童保護規定 (第一三五條乃至第一三七條、第一三七a條、一三九條、一三九a條と關聯して第一四六條第一項第二號及び第二項) に違反せるものと兒童保護法の保護規定に違反せるものの數が平時の十分の一に、又一九一九年にはその二十分の一に減少したといふことは、以上のことと關聯してゐるらしい。(一九一二年七、三、四六、一九一八年 七七七、一九一九年 三八五) 軍人の不足のために已むを得ず兒童を勞働に従事せしめ、これによつて勞働力を工業から更に軍隊の不足に充てることを得たのである。兒童の不從順と放縱とに對する無數の苦情とか、勞働によつて兒童を市街の誘惑から引離さんとする教育家の希望とか、又一家の支柱を奪はれた數多の家族が兒童の勞働によつて收入を得ようとする切實な要求とかは注意すべきものである。年齢、期間、時間に關する兒童保護法の制限は遵守されずに、使丁と運搬の任務が兒童に托される。バーデンでは彈丸筐細工 (Geschlosskorbflechterei)

が新しい營業部門となり、數多の學童が、十歳以下の者でも、手傳ひとして必要となる。^[2]へムニツツについては、監督官は屢々行商に従事する十歳以下の兒童に關して報告してゐる。八歳、九歳の兒童は早朝から夜遅くまで新聞配達にあてられる。運輸業には比較的大きな學童が従業せしめられるのも稀ではない。衣服と靴の缺乏のため、多くの母は餘儀なく自分の息子を家に留まらせ、家内労働をさせる。パウツェン地方では、多くの學童が軍隊用の耳蔽ひを作り、ツウィッカー地方では、一四〇人の學童が香料工場に於て秤量と包装に従事してゐる(ザクセンの報告)。一四歳——一六歳の少年労働者の數は、戦時に於ては、絶體的にも相對的にも、増加してゐる。一九一三年には三一〇、〇〇〇、一九一七年には三七〇、一四六である。これは一九一三年頃には、男子については二〇%、女子について一三%の増加である。一九一八年、プロシヤに於ては、少くとも十人の労働者を有する工場に於て、作業してゐる少年労働者の數は驚く程大である。鑛山、冶金工場、製鹽所には二三、〇二二人の男少年と四、二一六人の女少年が従事して居り、金屬製鍊業には四五、二六六人の男少年と一四、〇四一人の女少年が従事して居り、機械工業には、實に七六、七九五人の男少年と一三、六四三人の女少年が従事して居る。^[3]

2 Bohne 編纂に係る一九一四年—一九一八年のバーテン工場監督官年報 1.14. 32.

3 前掲書

一〇〇人の少年中夜業に従事するものは

プレスロー	六・三〇
第一デュッセルドルフ	一一・〇〇
アルンスベルク	一八・〇〇
オベルン	三二・〇〇
ベルリン	〇〇・六!

ポツダムに於ては、全部で三四六日の労働日數につき、一、二八九時間の超過労働をなしてゐるところの、三五人の少年労働者を有する四工場が確證されてゐる。平均労働日數八六・五日につき、少年一人當り超過労働時間は三六・六時間となる。アルンスベルクでは、全體で一、一三九人の少年を使用する四七の工場があり、労働日數四、七五一日につき、此處では九七、〇七五時間の超過労働がなされてゐる。これは平均一〇一・一の労働日に對し、少年一人當り八五・二時間の超過労働となる。デュッセルドルフでは、四三六人の青年を有する二一の工場があり、労働日數二、六七六日に於て四三、〇七九時間の超過労働がなされてゐる。即ち、平均一二七・四労働日に對し九八・八時間の超過労働となる。汽鎚の使用、熔鑛爐の裝填、重量物輸送の如き少年に禁止されてゐる仕事がなされたことを、ライン地方とシレジャに於ては工場監督官によつて報告されてゐる。この酷使の結果は事故の増加となる。スパンダウの火藥工業では、一九一六年——一七年の間に成年者一〇〇に對し、事故一二・九の割合であり、少年一〇〇に對し、事故一一・三四の割合である。一九一二年——一三年に於

ては、同様な計算の結果は、成年者に於て九・四八、少年に於て六・八二である！

賃銀のよい、未熟練の少年労働者が益々企業に加はつてくる。熟練労働者は數の上では益々減じてくる。ポツフォームでは、一九一四年——一九一五年の間に既に一、五二七人の親方の内、五四四人即ち、三五・六%が召集され、五、六五二人の職人の内、二、五七五人即ち、四五・五%が召集されてゐる。一九一六年には二五七の手工業工場が閉鎖され、補助労働の數は二〇%減じたのである。ベルリンでは、戦争勃發前には、徒弟は大體二五、〇〇〇人であつたのであるが、一九一六年には約七、八〇〇人に減じた。ハンノーバー、ケルン、マーセブルクについて、工場監督官は戦時の手工業經營に關し報告を爲してゐるが、彼等は、親方が召集され、他の労働者による指導も得られなかつたため、徒弟の指導を引受けたのである。ポツダム監督區域では、すべての工場が徒弟のみによつて經營されてゐる。とりわけ、軍需工業に近い場所では、戦争が始まつて二、三年にして、徒弟關係の廢止が徒弟によつて叫ばれ、流行したので、眞實の徒弟逃亡が起つたのである。軍需工業の必要と労働力の不足の結果、徒弟期間が短縮され、賃銀の値上げが行はれる——それにも拘らず、徒弟の貪慾と不愉快さについての苦情はやまず、又一方徒弟の養成と徒弟の酷使についての苦情もやまない。結局、一九一七年には補助労働の義務 (Hilfsdienstpflicht) を施行することによつて、祖國の補助労働への關與は一切の徒弟關係を解消すると指令されるのである。^[4]

4 Lit. 297に於ける一九一七年三月十五日の報告參照

補習學校制度に於ても同じ現象が生ずる。軍需工業の目的のために、休暇が與へられる。又一六歳以上の學生に於ては軍事教練を教案に採り入れるために休暇が與へられる。マクデブルグに於ては實業補習學校は

一九一四年	一八五クラス	生徒總數	五、一一三
一九一八年	四四クラス	生徒總數	二〇〇

このことの理由としては、石炭が缺乏したと學校の部屋を軍事上の目的に使用したことが擧げられる。シュレスヴィツヒ地方では

一九一四年には	一五〇人の少年
一九一八年には	一、二〇〇人の少年

が補習學校を怠けたために罰せられてゐる。

これらのすべての事情は教育學的立場からすれば、非常に重大な、直接に感せられる危険である。戦時中、絶えず増加しつつ、大きな集團となつて經濟生活に加はるところの少年は、實際、職業上の教養と職業に對する態度とに於て、益々缺くところがあり、従つて卒業後の直接な教育的感化にも缺くところがあるのである。大部分の工場に於ては、職人がゐないし、又親方も居らぬ。——それ故、徒弟の秩序正しい監督も行はれぬし、經驗を積んだ成年者による監督も保護も行はれぬ。多くの工場は中止し、中止せぬものに對しては親方の妻とか又は全く不相應な職人が管理を引受けるのである。

他の方面では、到る處、熱病的に、少年の労働が要求せられる。人々は少年を必要とする。従つて教養とか信用とかの點については何等の選擇もなし得ない。少年を見付ければ直ぐにその少年は採用せられ、何を學んだか、何が出来るかはどうでも構はぬのである。戦争終末の二、三年に於ては、特に經濟上補助労働が實施せられて以來は、戦争の苛酷な必要によつて「急激の如き大量生産」が要求せられる。二、三の軍團司令官は、公然と教養には出来るだけ少い時間を費すべきだといつてゐる。労働力の不足が増加し、軍事工業に振り向くべき労働力が緊急な必要となつたために、賃銀に關しては、経験者と未経験者との間に、又少年、男、女労働者との間に差別が益々減じてくる。特に少年は「傭主の側から用捨なく要求せられる。そしてかゝる事實の影響は少年が自己の力を意識し、これを過重することにある。これによつて、自惚が生じそしてそれは一切の教育的感化の前提條件を漸次に覆し、性格の基礎を危くするのである。^[5]専門教育の閑却は、更に尙、他の方面に深刻な影響を及ぼす。労働能力と價值製造が歩一步と漸次的に發展することについての喜悅とか、専門的技術を尊重することについての喜悅とかは、少年が、今、經濟生活の眞只中に立たされてゐる如き方法に於ては、あらはれ得ないのである。それ故、職業上の教養を、骨折つて漸次に得らるべき資本と考へて、これを尊重することがその基礎を失ふのであるが、これは恰も、この教育制度と密接に關聯してゐる權威ある思想が少年の生長期に對してもつてゐる偉大な倫理的意義を失ふに至ると同様である。「かゝる少年には一切の靜止せるもの、一切の中庸を得たるものに對し、又一切の組織に對し、見識が缺け

てゐるのである。^[6]

5 Dinner, *Ist.* 73, S. 109ff., 175ff.

6 前掲 S. 115.

この職業教育上の危機は、滔々たる反教育的勢力の一断面である。そしてこれに依つて、戦争時代は、益々その時代のあらゆる少年を脅かす一般的な危険となつて來るのである。

父兄は戦線に立つてゐる。従つて、平素は孤兒とか、私生兒とか、夫と離縁した婦人の子とかにみられる様に、この時代には、家庭内には男の教育者がないのである。加ふるに、家に在る母は不在の夫の代りに教育の仕事を行ふことが益々出来なくなる。彼女等にも、否、彼女等にこそ、戦争は筆舌に盡し難い程、困難な役目を果してゐるのである。打ち續く精神的壓迫は彼女等を興奮させ、消耗させる。夫や、一人の息子を、否多くの息子の場合も稀ではないが、最初の戦争で失つてゐる者が多い。又、息子や夫が生きてゐる場合でも、彼等に對する心配は彼女等を極度に疲勞せしめる。その上に、彼女等は男子の營業所や工場で労働を引受け、さもなくば生活苦の爲に、家庭から離れて勝手知れぬ労働をなすことを餘儀なくされてゐるのであるが、その状態は未だ曾てみられなかつた程ひどいものである。婦人がかくの如く職業に携つてゐる場合に、家庭の教育に對して義務を負はすことは、普通の状態にあつてすら、如何に困難であるかは、われわれの経験によつて知るところである。更に、戦時には家計それ自身も亦益々困難な重荷となつた。これらの婦人が食料品を求めするために、時間と

力を失はねばならなかつたといふことは、この恐しい時代の後継者の殆ど想像に絶するところであらう。否、それどころか、此の時代を體驗したわれわれ自身にとつてすら、かくの如き事態は、今日では、想像にも信じ得られぬのである。たゞ生きるばかりの生計——それは食糧封鎖の影響の結果、ドイツ國民の大部分の間に物凄い譯の分らぬ程の力で増加しなければならなかつたのであるが——に必要でなかつたものは、その結果、總て蔭を潜めたに違ひなかつたのである。即ち、戦時に於ては、兒童の眞摯な教育的保護とか、その不良化を防ぐ企てとかに對しては、大抵の家族に於て緊要な前提が文字通り缺けてゐたのである。しかし又家庭の外にあつても、兒童に對する積極的な教育的感化は漸次に非常な程度で減少したのである。平素は兒童の生長に對し保護・安全辯となつてゐたところの制止作用は、脱落し、又戦争の経過とともに益々弛緩したのである。

家庭でなし得ないことは、學校とても必要に應ずる程には行届かなかつた。學校は戦争の壓力と緊張との結果、繼續的な教育施設たることを變じて、授業の單なる合目的々な施行とか、その基礎となつてゐる訓育的價値とかよりも他の事柄の方が重要視される一つの施設となり終つた。時間は休み勝ちとなり、戦勝は祝はれねばならず、そして教員の不足は考へ得る限りの廣き範圍に亘つて、屢々唐突にそして益々著しく現はれる。教室は軍事上の目的とか、戦時經濟の仕事、例へばパン引換券の分配のために使用される。一九一四年より一九一五年へかけての冬に於てすら、たゞベルリンだけで、兵士の收容とか、補充兵の志願と診察とかなどのために、一〇七の共立學校、四七の講堂、一七の體操

場、三四の會議室乃至教室が使用されてゐるのである。ベルリンでは一九一五年十二月迄に國民學校の教員三、六〇〇人の内、實に二、〇六五人が召集されたといふ。學校は石炭不足のために暖が採れない。男女生徒は收穫の手傳ひに、又、都市に於ては戦争餼金、貧民救済餼金の集金に、使はれ、又戶外の森にあつては、葎、櫛の實、木の葉といふ様なものを大量に採るために使はれる。更に授業は全く不規則であるばかりでなく、極めて不充分である。主なる教員は戦線にあり、兵站にある。われわれは既に退職となつたところの肉體的にも精神的にも授業といふ任務には適しない老朽の職員で我慢をしなければならぬ。老齡の牧師はラテン語、ギリシャ語の授業に、又婦人は、曾て教育を受けたことのない専門のことについての授業に、召集される。さもなければ、全く若い、完全な教育をうけて居らぬ様な、又其の他の點では任務を果す資格のない様な、代用教員をそれに充てるのである。どの學校も、午前中は部室が他の目的のために使用されるから授業は午後に廻される。教室の不足の結果、出来るだけ多くの生徒に少くとも二、三時間は授業を受けさせやうとして、授業時間は全く不規則となる。このために、兒童の生活は秩序を失ひ、彼等は規則的な時間割を有せず、あちらこちらと騒ぎ廻り邪道に陥り易いのである。怠業の數字はこのことを明瞭に物語つてゐる。即ち、それは漸くあらはれんとしてゐる不良化の危険な前兆である。ライン河岸ケルン市の國民學校に於ては兒童の許し難き怠業について次のやうに示されてゐる。⁽⁸⁾

一九一四年

一五・〇九 %

一九一五年	一八・七二 %
一九一六年	二二・三九 "
一九一七年	四七・七〇 "
一九一八年	四〇・九四 "
一九一九年	五八・〇七 "
一九二〇年	五四・三七 "

7 Siegmund-Schultze, Lit. 379, S. 9/10.

8 Langenberg, Lit. 234, S. 190ff.

少女に於てはこの時代に數字が一一・六〇%から三七・三二%に増加し——一九一六年から一九一七年までに數字が一五・九七%から三〇・五七%に増加してゐる。

しかしながら、授業が正式に行はれる場合でも——こんなことは大都市に於ては、とりわけ、國民學校については、全く稀なことである。たゞ戦時に於ても、小區域とか地方とかにあつては例外をなしてゐた。——それは何の役にもたゝない。生徒も教師も戦争といふ出來事の羈束をはなれられず、又家庭の貧窮とか、不規則とか、肉體的精神的の榮養不良とかの影響を受けてゐるのである。それで生徒も教師もこの問題に心を集中するといふことがなく、その代りに、淺薄化、野蠻化の特に危険な要素であるところの戦時の缺乏に對する幻想と、「大言壯言」の流行があらはれる。戦争の初年に

は、損害に對して悲嘆のあるにも拘はらず、なほ前進的な、精神的興奮、意志の振起がある。そしてそれによつて精力が集中され、従つて善きものがつくられ又は少くとも單なる利己的な傾向に偏するといふが如きことはないのである。缺乏と失望と不足とによつてドイツ國民の困憊の度が激しくなればなるほど、學校内に於ても益々疲弊と腐敗とが増加する。興奮の代りに、空語と文飾があらはれる。かゝる重要な仕事の能力が、國民學校、中學校たると、高等學校、大學たると、大小を問はず、萎縮するのである。衣食に於て益々粗惡な代用品で甘んじなければならぬやうに、學校も亦たゞの「代用」に外ならぬ。即ち、榮養の惡いか又は榮養の全くない、無味か又は味の悪い精神の糧たるに過ぎなす。

この少年の殆ど總ての生活領域を脅かしつゝある危険は、戦時のみで、既にドイツ少年に大きな害惡を興へてゐるのである。兒童の死亡率は増加する。^[9]成程、乳兒についてみれば、その増加は大したものではない。それは平和時たる前年の一九一三年に對し三、五〇六人——つまり二・四%——増加してゐる。乳兒の榮養は戦時に於ても顧慮される。又以前よりも多くの母親が自分の子を親ら授乳しようとした。乳兒の年齢を越すと、死亡率は急速に増加する。即ち、一九一三年に比し

年齢一歳——五歳	三〇、五九一—四九・三%
年齢五歳——十五歳	一九、九二〇—五五%

9 Untersuchungsausschuss Lit. 419, 4. Reihe, 6. Bd., S. 399 のうちの一九一八年十二月十六日ライヒ保健局の覺書

十四歳——二〇歳のものの死亡數も増加する。アーヘンの疾病互助會 (Ortskrankenkasse) の數は

一九一五年	三六
一九一六年	五二
一九一七年	七六

ベルリンに於ては小兒、學童にして結核による死亡者の數は一九一五年から一九一七年に至る迄に約二倍になつて居り、年長の學童のそれは殆ど三倍になつてゐる。これと同様に腸疾患による死亡は平均三倍になつてゐる。年少の學童に於ては四倍、四、五歳のものは十倍、六歳——十歳のものは八倍となつてゐる。經濟的に順境にある兒童が多くを占めて居るベルリンの學校に於ては、榮養不良は一九一六年十二月に四%、一九一八年十二月に一六・二%であり、貧血は以上の兩期に於て三三・七%乃至五二・六%となつてゐることが示されてゐる。結核疾患は二・五%から四・六%に増加した。ケルンの學童の平均體重は一九一五年から一九一七年までの間に於て、幼兒が二〇・六疋から一九・三疋に、少女が二〇・二疋から一八・九疋に減少した。プレスラウの貧困者結核療養所は次の如く報告してゐる。即ち、戰時に於ては一人の結核患者の死亡は周圍の五人に傳染せしめることが確かであると、又罹病の數が戰前の年から一九一七年に至るまでに八、六九二から二〇、六六九に増加したと。この場合、戰時を通じてこゝに擧げた數字は全て、現實の最少限をあらはしてゐるといふことを考へねばならぬ。何故なら、「網羅せんとする」希望は國家の機關に對し、文飾^[10]を強ひることになるからであ

る。事實、プロシヤ政府の説明によれば、一九一八年に於ても榮養状態は「立派とはいへぬが、満足であつた」^[11]のである。それ故、夥多しい破壊作用は戰後になつて初めて現はれたのである。此の場合、經濟的な困窮と貨幣價値の暴落によつて、戰爭の飢餓現象に類廢現象の増加が新に不吉にもつけ加つたのは勿論である。が、しかし、その効果の程度は少年と成年者との戰時に於ける肉體の纖弱化によつて少なからず影響を受けてゐたのである。従つてこの數字の中には、戰爭時の悪影響の結果を、われわれは認めねばならぬのである。絶望的な状態、それは一九一九年のジークムント・シュルツェ (Siegmund-Schulze) の次の言葉を理解せしむる。「ベツレヘムの幼兒虐殺は、封鎖の結果、三年間を通じて悲惨なわが國を悩ましたところのドイツ幼兒の餓死に比すれば、兒戯に等し^[12]」。

10 Lit. 419, 5. Bd., 137 (フリッツの意見) 及び S. 231ff. (醫學博士モーゼスの討論演説) 4 Bd., S. 190ff. (醫學博士モーゼスの討論演説)

11 Dehn, Lit. 55, S. 9.

12 Siegmund-Schulze, Lit. 377.

ザクセン工場監督官は一九二一年に、學校を卒業せる少年のうち一〇%は餘りに虛弱となつたため何等の職業にも就かせることを得なかつたと報告してゐる。ドレスデンに於ては、七%の幼兒、四三%の少女が同じ原因で、どんな仕事にも従事し得なかつたのである。アイベンストックでは、半數以上の兒童が、職業から再び退けられた。といふのは、職業が肉體的にみて彼等に不適當であることが

明らかになつたからである。ザクセンの國民學校の調査では、^[13]一〇人に一人が結核であると示されてゐる。一九二三年、エッセンの職業局は、來年卒業する學童のうち三分の一以上は健康上の理由から職業に就き得ない、といつてゐる。同年、ベルリンでは國民學校の五〇級が閉鎖された。これは兒童が肉體的に登校の力がないからである。スワットガルトでは一九二三年に、かゝる就學不能の兒童の數は一九〇三年に比し十倍となつた！ ドイツ中央外國補助局 (die deutsche Zentrale für Auslands-hilfe) はドイツ諸都市に於ける露骨な問題を「窮乏と救済」(Not und Hilfe) の表題で發表してゐる。一九二三年の第三四半期には、一九二二年に比し、一五%の出産減少があつたにかゝらず、同期の乳兒死亡は二一%、ミュンヘンでは四〇%増加した。プレスラウでは乳兒の七五%が救助を必要とし、マグデブルグでは幼兒の九五%が給養不十分である。アアヘンの全學童中七五%は一九二四年には榮養不良で、半數は結核又は重き疾病に罹つてゐる。

13 Boss, *l. c.* 34.

兒童や少年の時に戦争によつて受けた肉體的障害のために、健康と勞働力を弱められ、生長しても生存競争、經濟闘争に堪へ得られなくなる。彼等は健康な勞働者よりも勞働を困難に感じ、自分の勞働能力の低きため、又疲勞し易きため、更に移り氣のために、健康なる勞働者よりも仕事を失ひ勝ちである。その結果として彼等は特に屢々經濟的困窮に陥入り、そして、その状態を脱かれんとして多くの場合犯罪を犯すに至るのである。なほ又彼等が——屢々病氣であり失業する——自己の家族に對

して爲す強い要求と顧慮とは、家族をも、經濟的精神的葛藤を起す境遇に至らしめるのである。かくて、病弱な、社會的に敗殘の少年は、自己の家族の成年者達をも犯罪に追ひ込むのである。成年者の竊盜、暴行、いや又、風俗犯罪も、自己の家族の經濟的困窮と精神的、感情的不快の鬱積とから説明されることが多い。少年の不良化及び犯罪は家族内の成年者達に對し危険の源泉となる。それは父、母、姉までも強制して生存競争のため益々焦慮せしむるに至るのである。成年者の經濟的困窮化とか、生活及び職業上の危険とかの多くは、これがためである。そして又、その不良化の結果、自分の家庭に必然的に發する過度の仕事、それに伴つて發する家族の過度の焦慮があり、神經の刺戟が多くなり、感情が益々鋭敏になるのもこれがためである。無秩序、不快、苛ら立ちは次第次第に、家族内に争ひの種を増すので、これを脱するために、竊盜、背任、詐欺、酒亂、性的な亂行、暴力行爲が求められる。少年と成年との運命の悲劇的な葛藤(成年の放埒が他面に於て少年に再び感染するので、それは惡靈の循環であるが)は、戦時、戦後に著しく現はれたのである。蓋し、成年者は種々な精神的、肉體的障害によつて、疲弊困憊し抵抗力を失ひ、戦後の時代の複雑な生活のために、彼等の適應力と生活態度とはそれ以上生長することを停止したのである。強き者も弱き者も益々努力を強ひられだが、特に榮養が不充分のためか、久しい以前から満足な結果を擧げ得なかつたのである。母親や、年老ひた女や、出征せぬ男子らは、工場、商店、事務所に於ける勞働と家計の世話に従事し、やつたこともない困難な仕事をなすことによつて、激し易くなり、衰弱するに至る。物資の缺乏と衣服の不

足との影響、秩序ある上流の家庭に至るまでのあらゆる大衆が到る處で必然的になすところの・秩序と清潔の無視、又國民の大部分のプロレタリア化——それらは身體の健康、就中胃と腸の作用、神經作用に障害を興へ、そして漸次的ではあるけれども、何の遠慮會釋もなく一つの生活——一切の快樂、一切の歡喜、一切の安寧、一切の希望を奪はれた・生氣のない・瞬間的な全く醉生夢死の生活、事實上、結局は胃袋といふものの外に何等の無上命令も存在しないやうな生活——に基礎を興へるのである。たとへ最も憂鬱な状態に於てもなほ人間から抹削し去ることのできない氣分の轉換や氣晴しの欲求の起る限り、それは原始的に、即ち、無節制にあらはれる。われわれは、中世とルネッサンス時代の傳染病の流行した時代を見れば、生活の「安定」を失つた人々が如何に享樂に有頂天となつて了ふものであるかゞわかる。これと同様なことを、われわれは戦時とインフレーション時代に體驗した。戦線と兵站については、裁判の書類や警察の報告から、われわれは、他の秩序のある・穩健な・空想的でない人間をも軌道からそらすやうな無節制な状態のあつたことを想像することが出来る。^[14]

14 「貨幣への常規的な關係は全く失はれた様に見える。人々はたゞ今日にのみ、最も近き現在にのみ生きてゐる。死が千倍もの状態であれわれの周りを踊るのを見て以來、生活は享樂せられねばならない」教誨師 C. Schmidt, Lit. 362.

これらの諸影響が特に少年の心を捕へるものであるといふことは、その感激的な性質、その外界に對する抵抗力の薄弱さ、その忘れ易い・刺戟され易い素質に鑑みて、明らかである。生活全體が非常に變則であるため、大部分の少年はかゝる不良化現象にとらはれ、熱狂的に無思慮な生活に墮する。

平素ならば、主に少年のうち精神病者や移り氣のもののみを墮落させるところのものが、今や健全な家族のうちまで襲つてくる。

兩親の經濟上の困窮、又時としては父親が召集せられ母親が職業に携つてゐる結果起る監督の不行届は、戦争勃發の當初に於て既に多くの兒童を不良化の状態に陥らしめる。

一九一五年のベルリンの少年司法補助 (Jugendgerichtshilfe) の司法補助行爲四九〇を^[15]通覽するに、犯罪少年全體のうち八九%は母親が全然居なかつたか又は家にゐなかつたかである。

15 Cappel, Lit. 119.

宿無しの生活のためベルリン警視廳の保護所に委託された者の數は、一九一四年十月一日から一九一五年九月三十日迄、學校卒業者について見ると、約一二%の増加である。否それどころか、平素ならば極めて稀れにしか宿無しにならないやうな學童で委託されたもの、數は、この時代に於て^[16]五一から一〇二に増加する。放浪せる無保護者に對するベルリンの少年救濟は

一九一九年 五一六人
一九二〇年 二、一〇〇人

母親の全くなきもの.....	86件	17.3%
母親の病氣なるもの.....	56%	11.4%
家で職業に従事しゐるもの.....	50%	10.3%
時間で家の外に働くもの.....	85%	17.3%
一日中家の外で働くもの.....	118%	24.0%
職業に就き居るも詳細不明のもの.....	24%	5.0%
自己の營業に就き居るもの.....	17%	3.7%
母親は健全であるが職業なきもの.....	54%	11.0%
	490件	100%

を保護せねばならなかつた。そしてその内、三六%は十七歳——二十歳である。^[17]肉體的障害と精神的墮落との關係は、救濟事業に携はらぬ人には、その頗る錯雜せることが明らかでないであらう。ジークムント・シュルツが食糧封鎖の影響に關する前記の著作の中で強調したところの實際の事案は、例證として役立つであらう。即ち、一人の全く堅氣な婦人は七人の子供をかゝへてゐて、その子供達を満足せしむるだけの資金を才覺出來ない。長女は不味い食物に我慢が出來ず労働を厭つて、次第に淫蕩の生活に墮ちる。十五歳の次男は勤勉で殆ど家族の者全體を自分の手で維持せねばならない。しかし、彼はその重荷に堪へ得ない。他の子供は病氣になる。母親は衰へてゐる。最早母親には頼れない。次男は惡黨の仲間入りをする。彼は飢ゑのために盗みをし、輕懲役刑を受け、今や家族全體を見棄てるのである。

16 Siegmund-Schulze, Lit. 379, S. 1 ff.

17 Langenberg, Lit. 234, S. 190.

他面に於ては、前述の如く労働力の不足のために少年が堪へ得ないほどの労働をなさねばならぬといふことによつて非帝な弊害が出て來る。未熟練者が益々激しく労働に振り向けられる。^[18]特に、少年の馭者は評判が悪い。十五歳——十七歳の者が大都市の街路を支配し、「役立」つてゐる。——商品、盗品、贓品、を運搬することによつて！體力の弱い少年が牛乳配達夫や走り使として、或は給炭場の臨時雇として使用される。この最後の仕事は頭腦を最も必要としないものである。——そこで人々

は——特に變なことだが——この仕事に保護學校 (Hilfschule) 即ち、精神病又は低脳兒童の學校の卒業生を従事せしむるのである。彼等は、同年の徒弟の五、六倍もの賃銀が得られるといふ豫想で、この仕事に強ひられるのである。その結果、彼等は未熟なものをかゝる労働につけることから出て來る當然な危険からして、喧嘩をし、犯罪状態に墮ち入るのである。危険は少年が年少に相應しより以上のものを得るといふことの内にも胚胎してゐる。彼は家に於ける「主な働き手」と自負し、家庭内に彼に對して制限の置かれてゐる場合、自分を「寢所」に連れて行くところの父親や親方が、留守である時は主人の様に威張り散らすのである。十五歳か十六歳で彼は既に料理屋の顧客となり、屢々早や十六歳で全く、「非ロマンチック」な意味で花嫁を迎へるのである。そこで、少年達は、教育上の監督を免れるのみならず、何等の權威も服従をも認めず、益々以て自由奔放な生活と無節制の度を高めて行くのである。これと同様に重大な危険が少女に迫つて來る。彼女等も亦自分の健康と精神を餘りに早く、餘りに激しく害しながら、職業上の労働の過程の渦中に投ぜられ、肉體上も精神上も彼女等に相應しくない状態に關係せしめられる。かゝる状態の影響は、まづ以て、戦後の恐慌のうちにも最も激しく現はれる。たつた今迄少年の労働力を非常に必要としてゐたところの經濟は、突然、少年をば所得生活による労働及び所得の可能性から再び除去してしまふ。インフレーションの末期には次のことがベルリンの職業局によつて示されてゐる。即ち、ベルリンのみでも十四歳——十八歳の少年二五、〇〇〇人——二八、〇〇〇人が失業してゐる——今迄所得のあつた十四人乃至十五人の少年

のうち一人は必ず失業してゐると。^[19]一九二三年九月には、ベルリンの就職口一〇〇に對し少年八〇〇人、少女一、五〇〇人の求職者が應募してゐる。^[20]ベルリンの市営宿泊所は以前は夜十一時に閉鎖したのであるが、今は九時になると既に満員となるので、閉鎖せねばならないのである。——「驚くべきこと」にはこれらの無宿の者の中には少年が非常に多いのである。ハルブルグ職業局は、一九二一年には中學校卒業生全體の中一〇%、一九二三年には之に反して二一・四%が未熟練な工場労働に應募してゐると報告してゐる。卒業後四ヶ月にして尙九〇人(五九%)の少年が工場労働を求めたが無駄であつたのである。一九二四年二月、デュッセルドルフ労働・職業局は次の如く報告してゐる。即ち、平均三——四人に一人宛の子供が去年の復活祭から、卒業後職なしで市街をうろついてゐると。ある組合長は、十年この方一人の徒弟も養成しなかつたといつてゐる。そして、靴製造組合は、この十五年間は最早一人の徒弟も採用せぬことを提議してゐる。フランクフルト・アム・マインでは十月に一〇〇人の小工場主がその企業を廢止してゐるし、次の二週間の中に、更に二〇〇人もこれに倣つてゐるのである!

18 以下の資料は Dehm, Lit. 55, S. 75ff. から採つてゐる。

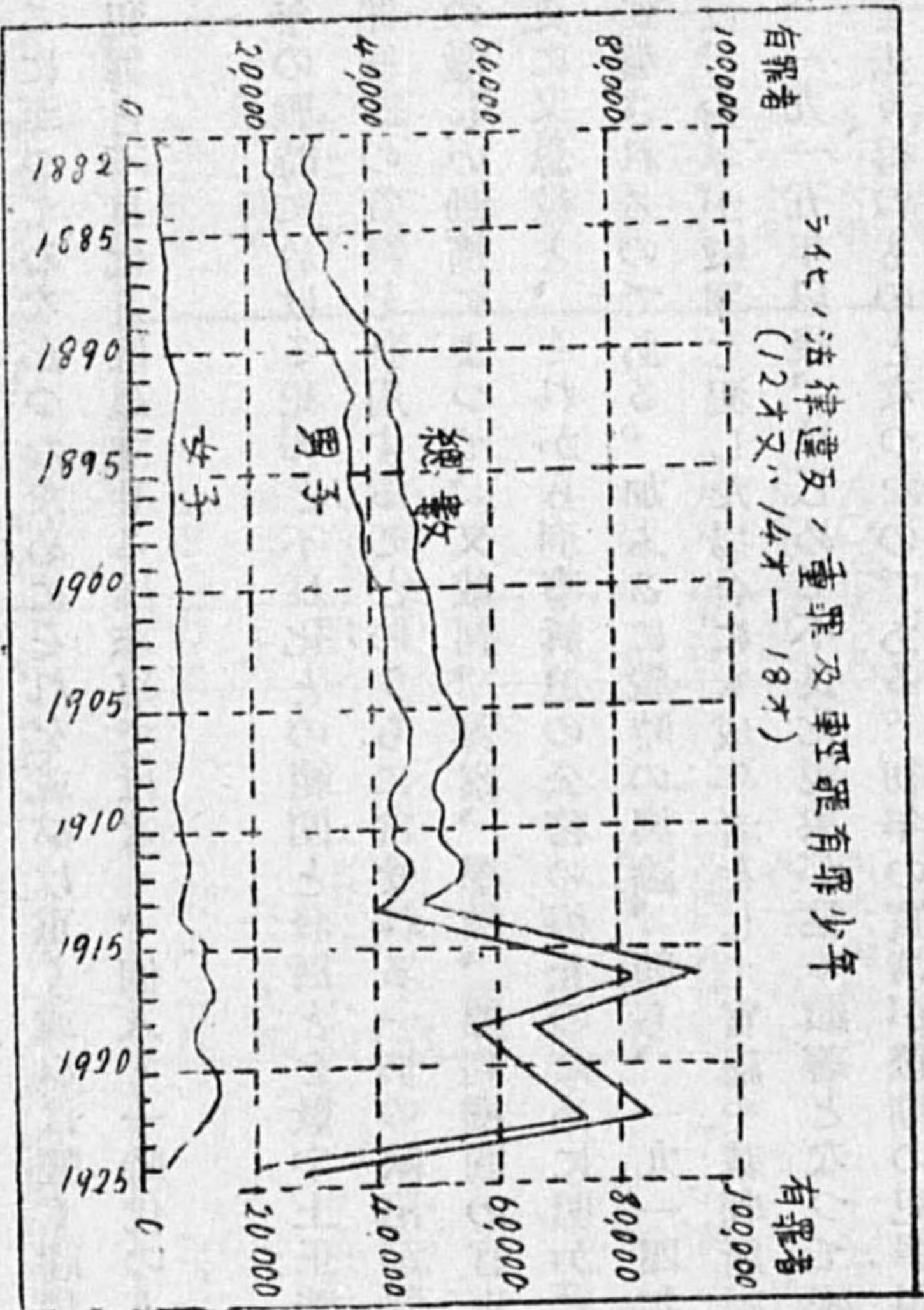
19 Lit. 246.

20 Gabel, Lit. 120.

かくの如く、健康上、經濟上、教育上の點に於て、この時代の少年全體が生長して行く生活條件は

變化してゐるのである。あらゆる領域に於て、戦争の諸狀況が、少年の外的内的發展に對し悪しき結果を及ぼしてゐる。犯罪とか不良化とかは、この事實の現はれに過ぎない。即ち、戦時に於けるドイツ少年の生活に見られる法律的、社會的困難の一斷面に過ぎないのである。ベルリンの保護専門家、
 ミュンスターベルヒが戦

1882—1925 フライツに於ける少年犯罪(當時のライヒの領域による)



前既に久しく言つてゐたことが實現したのである。「不良少年が居るのではない、たゞ不良な状態があるに過ぎない」と。その中には、一切の偽善的、道徳的判斷の忌避があるのみではなく、人格の特定な缺陷又は個々の行爲の特殊な動機付けを求めんとする

努力に對する抑制もある。かゝる態度をとつてこそ、人々が各個の事案を大量現象の一聯環として理解するに至つてゐなかつたためにそれを或ひは重く或ひは軽く評價したといふ缺點が除かれるのである。犯罪と不良化とは孤立せる出來事ではなく、個人・一時代の人々・一國民・の生活の關係である。

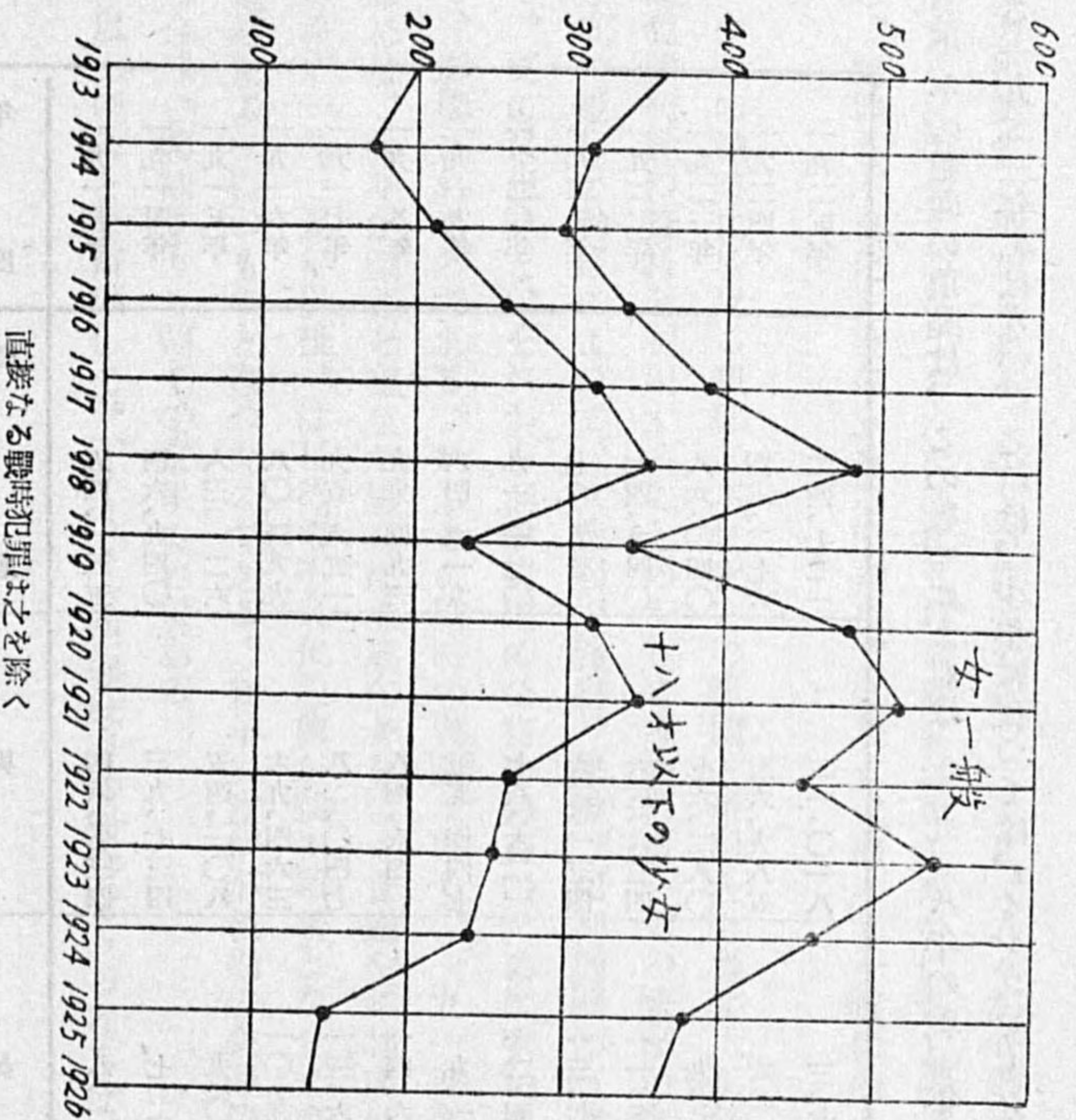
少年の戦時に於ける犯罪と不良化との範圍と發展とを數字上正確に理解せんとするならば、それは犯罪統計の資料を利用することのうちに含まれる一切の缺陷が對立する。少年の數は、刑事訴追の強度の激しい動搖によつて、又裁判、警察、學校、福利機關の官吏の召集或ひは年少者の召集によつて、更に又恩赦と、それから刑事訴追の公務の停止のために明かに中斷されない時効完成とによつて、影響されるのである。加ふるに戦時の輿論、即ち、一九一四年の樂觀主義及び一九一七年以後の諦めは、少年が微罪を犯した場合にも成年者をして官廳や裁判所に殆ど訴へさせないやうにしたのである。一九一五年以後、はじめて不良化現象が益々顯著となつて來た。それは最早公事であるといふ意識を去り得ぬものとなつたのである。初年の實情が後期の犯罪現象に照應するといふ法則は、この場合他の領域よりも強く妥當するのである。

以上のことを留保して、「ライヒ」犯罪統計の數字をみるならば圖表は次の如くとなる。

少年の有罪

年 度	總 數	男	女
一九一三年	五四、一五五	四六、〇三四	八、一一一
一九一四年	四六、九四〇	三九、七三四	七、二〇六
一九一五年	六三、一二六	五四、一〇八	九、〇一八
一九一六年	八〇、三九九	六九、四六三	一〇、九三六
一九一七年	九五、六五一	八二、〇四七	一三、六〇四
一九一八年	九九、四九三	八四、八四〇	一四、六五三
一九一九年	六四、六一九	五五、四四七	九、一七二
一九二〇年	九一、一七〇	七八、六二一	一二、五四九
一九二一年	七六、九三二	六三、一三四	一三、七九八
一九二二年	七四、九四〇	六三、六三四	一一、三〇六
一九二三年	八六、〇四〇	七六、二八〇	九、七六〇
一九二四年	四三、二七六	三六、九八五	六、二九一
一九二五年	二四、七七一	二一、〇一八	三、七五三

少年の犯罪の頂點は、この數字によれば、一九一八年の戦争年代に在り、一般的犯罪の頂點である一九二三年にはない。これは、少年に在つては、インフレーションの危機期における犯罪の實際が



直接なる戦時犯罪率を除く

戦時犯罪よりも劣つてゐたといふことを、意味するのではない。この場合、多分、立法の變化が作用するのであらう。即ち、同年七月一日より實施せられた一九二三年二月十六日の少年裁判法に於て、刑事無責任の年齢を十二歳より十四歳迄に引上げたこと、竝に、教育處分に對して刑が補充的となつたことである。翻つて、總犯罪に對する少年犯罪の割合が、平時の一〇% 足らずから一九一七年には殆ど三分の一の最高率に

増加して居り、或ひは同年迄に少年犯罪が二倍化してゐるにか、はらず、成年の有罪者が二分の一に減少してゐるのであるが、それは少年の犯罪が増加したことに因るばかりでなく、國內の普通・刑事裁判權に服する者の年齢區分が召集の増加によつて絶えず變化することにも因るのである。女子少年犯人と女子犯罪との關係は——その場合にもこの兩要素は可變的であること勿論であるが——比較的強い象徴的意味を有するものである。

女子の一般犯罪指數を十八歳以下の少女のそれと比較すれば前掲の圖を得る。

兩者の曲線の比較によれば、女子の場合は總括的にみて、平時から一九一七年迄に九%の増加であるが、少女の場合には、殆ど六〇%の増加となつてゐる。頂點と下向點は少女の場合には一九二一年に在る。

戦時に於ける少年犯罪の形式の特徴について觀念を得るためには、少年犯人の類型上の集團と、銃後者の他の集團とを比較せねばならぬ。この目的のために、十五歳——十八歳の者の犯罪を、成年女子及び老人の犯罪と關係せしめると、次の圖表が得られる。

公の秩序に對する犯罪に在つては、この二つの成年者の集團は、普通の微罪の著しい減少を示してゐるが、これは屢次の特殊戦時條例に對する違反の極めて多數なることに依つて差引される。少年は、これに反し、専ら、國家及び公の秩序に對する重罪及び輕罪の領域に於て、増加を示してゐる。財産犯罪に關しては、三つの集團ともに著しい増加を示してゐる。そしてこの場合、少年は老人と女

重罪及輕罪	十五歳—十八歳の少年		十八歳—五十歳の女子		五十歳以上の男子	
	一九一三年	一九一七年	一九一三年	一九一七年	一九一三年	一九一七年
國家及公の秩序に對する	一、九八一	二、六二五	一一、五二八	五、五〇四	七、九二六	二、六六五
直接なる戰時條例に對する	—	八九	—	二二、六七二	—	一三、六二七
財產に對する	二六、五七二	四一、八三三	二九、八三六	五四、三六二	一一、四一四	一四、二二七

子の中間に位してゐる。

一九一三年より一九一七年までの財産犯罪の増加

五十歳以上の者 一四・六%

十五歳—十八歳の少年 五七・四%

十八歳—五十歳の女子 八二・二%

官廳の數字のかゝる一般的發展は、これを個々の經驗によつて補ひ、訂正する必要がある。^[21]この場合、年長の少年と年少の少年、即ち、未だ徴兵適齡に達せぬ學校卒業者と義務教育を受くべき者の集

團については、増加が既に早くより、始まつてゐるといふ一般的な印象が得られる。これは大都市の少年司法補助 (Jugendgerichtshilfe) の觀察の示すところである。この場合この職員の活動の年々増加したといふことが、統計的に數字の増加の傾向を強めたことは勿論である。

全體的にみると、少年犯罪の増加は、大都市に於ける少年司法補助の進展につれて、中小都市に於けるより強くあらはれる。これは少年司法補助の活動を比較すれば明白である。

ケルン、ドレスデン、ハンノーバーに於ては

一九一四年 一九一五年 一九一六年

一六二〇 二九八一 四五二一

に對し

ビルナ、エスリンゲン、ヒルシベルクに於ては

一九一四年 一九一五年 一九一六年

一一四 一四八 一八五

しかし、此處に於ても亦、大都市たるの故により強くあらはれる犯罪が、増加數に對して如何なる割合を占むるか、又大都市の訓練せられた・社會的な職業活動によつて深められた・少年司法補助の激烈な捜査活動が、それに對し、如何なる關係を有するかは、區別されてゐない。これは、就中、たとへばライプツヒの報じてゐるやうな奇妙な増加にあてはまるのである。即ち、其處では、取扱は

れた事案の数は一九一四年——一九一五年の二九二件から一九一七年の一、二六〇件に増加してゐる。少年司法補助の數と共に少年裁判所の活動も伸張する。^[22]その例として、少年裁判所が

ケルンに於て扱ひしもの	ベルリンに於て有罪とせるもの
一九一四年 六八三	一、一三一
一九一五年 九八二	一、四一三
一九一六年 一、六一二	二、六八一
一九一七年 二、〇四三	三、一五八
一九一八年 三、〇〇〇	四、六八七

こゝに掲げられた事案と犯罪統計の數との本質的な相異點は、後者に在つては刑法第一條第三項の意味に於ける違警罪が缺けてゐるといふ點である。戦時に於て公布せられ、特に屢々侵されたところの條例の二つの大集團は、多數の新しい違警罪の構成事實をつくり出してゐる。即ち、少年の不良化に對する國內司法官及び軍團司令部代理の條例と、戦時食糧經濟維持のためのドイツ參事院の多くの命令とである。この特殊戦争犯罪はそのまゝでは、その示す意味は明確には理解せられない。それは或ひは、それ自身に於てさして重大でない行爲であつて、個々の場合には頗る有害な兆候となり得るのであり（少年の喫煙、映畫見物、ダンスホール）或ひは又、これらの違反は少年が既に早くより所

得生活といふ全く異常な環境に引き入れられること（例へば、パン製造所に於ける適法な労働時間の超過の如き）の直接の結果であるのである。又數學的に見ると、少年の犯罪全體に對するこの特殊戦争犯罪の割合は著しい相異を示してゐる。バイエルン、ラインラント、ウエストファールンに於ては最も著しく、ハンノバーに於ては一九一六年に軍令違反は六四六件であり、約三三%に當つてゐる。

21 Zaim, Lit. 456, S. 233ff. 以下につぎは Lit. 267, 268, 296 参照。——戦時の幻想につぎは v. Liszt, Lit. 239, S. 496 註 (1) の、新聞紙に於ける最近の記事は「生々しき反對説」を見出してゐるとする記述が特徴的である。
——更に Lit. 163, 220, 445, 446, 447, 448, 449 参照

22 Jakobsen, Lit. 194 の教訓的な述作は價値多き警見をなしてゐる。

保護教育に委託せられた者の數に關し、プロシヤ國民福利省は、一九一八年プロシヤ（ボーゼンを除き）について報告をなしてゐる。これに従へば、新たに委託せられた少年は

男	女
一九一三年 六、二三七	
一九一四年 五、一一三	
一九一五年 六、九九七	
一九一六年 九、〇三八	
一九一七年 一〇、〇九二	

一九一八年 七、八〇三
女

一九一三年 六、三二七
一九一四年 三、六七六
一九一五年 三、九二三
一九一六年 四、〇五五
一九一七年 三、六八二
一九一八年 三、二五五

ブランドブルグの報告によれば、一九一五年は（一九一四年に比し）一六四件の増加、一九一六年には一、一五一件といふ増加すらあつたといはれる。ライン地方には、一九〇四年より一九一四年にかけて、平均毎年一五〇人の委託者の増加がある。一九一四年より一九一七年までにその数は凡そ二、七〇〇人にのぼり——前代未聞である。

保護教育所 (Fürsorgeerziehungsanstalten) の事業は戦時に於て非常に困難となつた。召集のために教師があらゆる所で沸底した。訓練せられてない補助員をこれに充てねばならぬ。個々の保護教育所に於ては——例へばブランドブルグ地方では——「窮乏のため」若干の年長の生徒が教育の監督者とされる。ブランドブルグ地方委員会の報告によれば、彼等によつて人々は非道い目にはあはされ

なかつたといふ。生徒は大部分賢明な態度をとつたのであらう。人々は非常に多くの生徒を、種々の理由から早くから卒業させる。第一には、食糧や教育上の難問を解決するため、又年長の生徒を軍隊に召集し或ひは軍需工業に携はらしむるためである。一九一七年には、プロシヤ當局の報告によれば、各地方に於て、七五%に至る卒業者があつたといふ。

これらの保護教育所に於て蒐集された経験によれば、戦時の少年の不良化につき特殊な傾向が認められる。エルゼ・フォイクトレンデル (Else Voigtlander) がザクセンのクライン・モイスドルフ感化院 (Heilerziehungsheim Klein-Meusdorf) に於て、自己の観察に基いてなしたところの研究は、このことを特に明瞭に示してゐる。^[23] それ故この材料はこれを教訓的な例證として研究すべきものである。

23 Voigtlander, Lit. 425, 426.

戦時中は就學の義務ある者と卒業者との關係は本質的に異なるのである。一九一四年には男少年のうち四七%が就學義務者であり——一九一七年にはそれに反し六〇%である。少女にあつては一九一四年には卒業者は四五%であり、一九一六年には六五%、一九一七年には五五%である。このことよりして、戦争の悪影響なるものは、就學義務ある男少年と卒業せる少女に最もはげしく打撃をあたへるといふことがわかる。原因は若いものについてみると、召集によつて父親が留守になることと母親が全力を生計に集中せねばならぬために教育に缺陷を示すこととである。比較的年長の少女にあつて

は、まづ悪い労働市場が原因である。それは、しかし、戦争の進展につれ（補助労働！）改良せられる。（それ故又一九一七年には六五%から五五%に減少が認められるのである）「卒業者に於て不良現象に關係する者の比較的少いことは、次のことを示してゐる。即ち、有利な労働條件は好い影響を興へるといふこと、とりわけ、高率な賃銀は、財産犯罪や逃亡や轉職の頻々たることや浮浪となつてあらはれるところの眞實の不良化を、屢々想像されるほどには、促進はしないといふことである。事實、何が故に高賃銀が、かゝるものに寄與しなければならぬのかは不明である。——喫煙が反對せられたからといつて、平素、秩序正しく自己の労働に従つてゐる者は保護教育を受けるやうなことはない。生徒のうち、少年に關する規定の違反のために罰せられたものが、二、三人しかないといふ事實は屢々衝動的な少年の行爲が本來の不良化、即ち、秩序のない生活、道德的墮落と、大した關係を持たず、寧ろ自らの原因で自ら消滅するところの若氣のあらはれであるといふことを示してゐるのである。^[24]

24 Voigtlander, a. a. O.

他の方面の觀察によつても、高賃銀は直ちに犯罪的要素になるわけではない。例へば、特別な經驗を積んだ専門家であるところのベルリン區裁判所判事ケーネ(Köhne)は「高賃銀は悪いものではない。少年裁判所によつて有罪判決をうけねばならぬ者は高賃銀を得てゐる少年労働者ではないのである」といふ批評を下してゐる。^[25]

25 Köhne, Lit. 220.

戦時中、少年に及ぼせる不良化の影響が益々擴大していつたといふことは、心理的に無傷な子供に於て不良化の現象が増加したといふことによつて、とりわけよく示されるわけである。例へば、精神的に健全な者であるところの就學義務を有する少女にあつては、二一%（一九一四年）から四〇%（一九一七年）、男少年にあつては、一〇%（一九一四年）から三二%（一九一七年）——卒業せる少女にあつては六%（一九一四年）から三七%（一九一六年）、二九%（一九一七年）に増加してゐるのであり、「若者」にあつては——即ち、卒業生にあつては二%から一二%に増加してゐるのである。彼等に於てのみ精神病者の數は殆ど一定してゐて、大體六〇%であるが、一方、就學義務ある男少年に於ては精神病者の數は四八%から四四%に減少してゐる。比例的には精神薄弱(Schwachsin)が最も多く減じてゐる。即ち、男少年に於ては三八%（卒業生の場合）、乃至三一%（就學義務者の場合）から、共に二二%に減じ、少女に於ては「幼女」の場合、四四%から二二%に、年長者の場合、五二%から二二%に減じてゐるのである。（何れに於ても二二%まで減じたことは偶然の暗合に外ならぬ）。

精神薄弱の減少は、所の開設の際に、最も顯著な精神薄弱者がまづ送られ、従つてライプチヒ管轄區からの移入が少くなつたといふことによつて推測される。心理的に無傷な者の増加を來した原因は、不便な戦時に於ては常態の場合身を守つてゐたやうな人間も常規を逸するに至つたといふことに

ある。環境が大體に於て良好な平時に於ては主として心理的に缺陷ある者が不良化する。^[26]それ故、この戦時における心理的に健全なる者の不良化が害なく容易に矯正し得べきものなることは明らかである。それは外から来たものであつて、内在的な不良化の要素の如くには強く人間を捉へるものではないからである。フォイクトレンデルはこれにより道徳的弱者 (moralisch Schwache) と道徳的低格者 (moralisch Minderwertigen) とを區別する。男子學童に於ては

一九一四年	道徳的弱者	二三%	低格者	四八%
一九一五年	道徳的弱者	二六%	低格者	四七%
一九一六年にはこれは反對になつて、道徳的弱者四二%、低格者四一%、一九一七年には道徳的弱者四七%、低格者四〇%である。女子の學童に於ても同様な發展をみせてゐる。				
一九一四年	道徳的弱者	三二%	低格者	三四%
一九一七年	道徳的弱者	四〇%	低格者	三一%
卒業せる少女に於てはこの傾向は尙著しい。				
一九一四年	道徳的弱者	四二%	低格者	三〇%
一九一七年	道徳的弱者	六三%	低格者	二〇%
これに反し、「若者」にあつてはその「道徳的」特質によつて相對的には不變である。即ち、				
一九一四年	道徳的弱者	四二%	低格者	三九%

一九一七年 道徳的弱者 四三% 低格者 三七%

26 Wilmanns, Lit. 443, S. 74.

換言すれば、男子の卒業者の不良化は時代の影響では殆ど變化しない。——それは外來的なものよりも寧ろ内在的なものである。反對に、年長の少女の不良化は外來的に強く支配される。

エルゼ・フォイクトレンデルの證明は興味あるものであるが、それによると、少女の性的不良化は戦時に於ては明らかに減じてゐる。

性的に不良化する卒業せる少女

一九一四年	四八%
一九一五年	四〇%
一九一六年	一九%
一九一七年	一三%
一九一八年	二%
一九一九年	一〇%
一九二〇年	一〇%
少女生徒に於ける性的交渉	一三%
一九一四年	一三%

一九一五年	一四%
一九一六年	七%
一九一七年	〇%
一九一八年	九%
一九一九年	五%

賣淫は一九一四年の二二%から一九一七年の五%に減少してゐる。

他の方面に於てもこの事案は減じてゐる。例へばミュンヘンに於ても少年に對する營業的淫行による略式命令は常に減じてゐる。^[27] 即ち

一九一四年	三一
一九一五年	三〇
一九一六年	二八
一九一七年	一八
一九一八年	一三

27 Jakobsen, Lit. 194, S. 58.

この事實に對して普遍妥當な理由を擧げることが容易ではない。少年は夜分街に居てはならぬといふ何處にもある禁令には、思ふに、非常に大きな實際的意義を興へることはできない。戦時に於て

は、成年男子が居らぬことが重要なことであり、婦女に對して勞働市場が好い狀況であることが決定的なことである。アルコールの缺乏も亦これに作用する。食糧缺乏の影響は疑問である。間接にはそれは困窮と依存とを増加することによつて、誘惑を増したたのである。明瞭な性的不良化と年少者の賣淫との減少は同じ程度で性的純潔性の増加を意味するものでないことは勿論である。寧ろ反對に、個別的觀察を重ねれば、女生徒及び少女勞働者の間に於ては從來の性的諸關係の擴大があつたことが明らかとなるのである。ケーエネの論ずる學童の間には性病は次の如く證明されてゐる。^[28]

一九一二年——一九一四年	微毒	六	痲疾	三一
一九一八年——一九二〇年	微毒	二四	痲疾	七九

28 Langenberg, Lit 334.

クライン・モイスドルフに於ては財産犯罪は増加してゐる。「若者」にあつては八三% (一九一四年) から八九% (一九一八年) に、又九四% (一九二〇年) に増加してゐる。學童にあつても同様である。卒業せる少女にあつては四六% (一九一四年) から八四% (一九一七年) に、それから六五% (一九一八年) 六九% (一九一九年) に減じ、一九二〇年には再び八一%に増加する!

あらゆる集團に於て虚言 (Tügelhaftigkeit) の不斷の増加が看取される。この點に戦争の影響の特殊な結果が存することは疑ひないやうである。自己の社會的意見の特絶、遂行せんとする氣分を固執せんとする努力、自己の失敗の辯解、當然期待さるべき相手の粉碎のための相手の悪評——これら

べての事は、成年の社會を内心の不誠實といふ危険な雰圍氣につゝんでしまふ。緊要な願望や懸念に適合する信賴すべき報告が缺乏してゐるために、空想的な「合言葉」が、戦線、兵站、國內を満してしまふ。直接な生活必需品を益々激しく包圍して來るところの制限分配の制度は、密輸入と掛引とを惹き起し、終には「祕密行爲」をば本源的な需要の満足の・不正の消失せるノルマルな形式たらしめるのである。少年の空想と射倖心を極端に煽り立て、虚言が好んで信せられ、或ひは、兎も角も、それが必要な精神の清廉さによつて拒まれることがないといふ如きかゝる時代にあつては、子供達が嘘をつくといふことは如何なる觀察者と雖も、之を認めざるを得ないであらう。

保護兒のうち多くは——非常に不良な者も——軍事召集を受けるばかりでなく、戰場に於て眞價を發揮し、そのうちの或る者の如きは殊勳を立てさへしたのである。^[29]この理由としては、力の過剰と激情性が日常生活に於て必要な手ごたへを見出し得なかつたことによつて、決して全部といふわけではないが、一部の保護兒がその「品行の問題」(behaviour problems) に立ち至つたのであるといふことを掲ぐべきであらう。戦争は、とりわけその初期に於ては、かゝる少年冒険家に、軍紀への獻身的な服従に欣然參加することのできる刺戟と満足とを興へるものである。クナウト (Knauff) の強調するところは又重要である。即ち、「かゝる少年は侮蔑を感じ易く、又至る所でそれを邪推し易いのであるが、その侮蔑は彼等及びその發展に魔力の如き負擔となつてゐる。さて戦争が起つた。そこで、突如、彼等は祖國のために價値多き力を示し、われわれドイツ國民の平等な正當な一員となり、皇帝の

名譽のために兵士となるなどのことを知つた。そして彼等の一部の功績は大きく、今や彼等は屢々他の外面上方正なる者よりも方正な者とすらなるのである」^[30]

29 Bloch, Lit. 29, S. 37—42. 同様] Backhausen, Lit. II, S. 291. Knaut, Lit. 217, S. 3.

30 同様なことは又 Landsberg, a. a. O. 又試験的に休暇を興へて召集に應せしめたウィットトリツヒの五六名の受刑者に關するエルガー (Ellger) の同様に好望なる報告を参照せよ (Lit. 79.)

この觀察は明らかに正しい、たゞそれを一般化し得ぬだけである。保護兒及び釋放者の層より成る大部分の戦闘員に於ては、此の好況が永續せず、反對のものに轉化し、規律違反、脱營、犯罪行爲に變つていつたといふことは見紛ふてはならぬ。香しからぬ經驗をケエーネは報じてゐる。(Lit. 220, Sp. 14ff. und v. Liszt, Lit. 269, S. 501f.)

戦争により作り出され又は促進せられた少年犯罪の特質は、ヘルウィヒ (Hellwig) 等によつて専門の文獻に採り入れられた^[31]一聯の典型的な運命によつて、明らかにされてゐる。類型を定めんとする此處の試みより出發すれば、次のことが明白になる。

31 vgl. v. Liszt, Lit. 269, S. 496ff. Hellwig, Lit. 163 160, 151; Elsa v. Liszt, Lit. 260, S. 144—152; Wittig, Lit. 449.

少年犯罪者の運命に及ぼす戦争の影響は二つの方法であらはれる。まづ第一に、刑事判決は明示又は默示の裡に戦争の印象の下におかれる。——たとへば、屢々精神薄弱者の精神障害の表はれである少年の放火は、それによつて農業貯藏物が危険にされ或ひは破壊されるといふ點から、特に重い自由

刑によつて罰せられる場合の如き。此處に論ずべき諸關係にとつて、より重要なことは戦争が直接間接に少年犯罪の形式を規定する場合である。各年齢階級の「戦時詐欺」(Kriegsschwindler) は戦時景氣を十分に巧に利用する。「癡兵」として彼等は結婚・貸附金詐欺をなし、食糧品其他入手し難き商品を提供すると欺罔して金子を得、或ひは赤十字社集金員として又は傷病兵、追放者として、被害者の同情心を甘々と贏ちうる。

少女の詐欺は、全ドイツ國內に鐵十字章をつけた看護婦としてあらはれる。尊敬すべき人の子供で十八歳の少女が、戦争勃發後間もなく、戀人とウィーンに墮落をやり、そして其處で赤十字の看護婦となりすまし、ドイツ中を旅行し、手に繻帶をし、勳章をかざつてベルリンに來たのである。アンハルト停車場で、彼女は重い荷物を負ひ、ミュンヘン行き急行列車に乗らうとしてゐる點に人々の眼を惹いた。彼女は驛長に物語つて曰く、自分はナムールで野戦病院に入り、その際負傷して後に鐵十字章をおくられたと——その療養のため自分はウィーンの衛戍病院に送られたのであると。刑事警察はこれらがすべて虚構であると確證した。手は何の負傷もしてゐなかつたし——「鐵十字章」は多分盗んだのであらう。その荷物の中には、ドレスデンの一貴婦人がこの偽看護婦に送付を委託した義捐金があつたのである。^[32]

32 Helwig, Lit. 163, S. 74f.

十一歳と十三歳になる二人の姉妹が軍人の夫人又は夫が勞働に従事してゐる婦人の所へ來て次の如

く報告する——ちよつと頼まれて來たのですが——屢々偽の署名をした札を出して——貧民救護金を受けるため又はその世話をするため、牧師の所來て戴くやうにとのことですといふ。この少女達は、それから姿を隠し、婦人達が牧師の所へ行つたかどうかを内偵し、その上で直に婦人達の住居に引き返し手あたり次第に盗むのである。そしてこの少女達の活動は母親或ひは他の婦人の操つるところであり、これらの女は贓物收受の罪を犯したのである。^[33]

33 Ependorf, S. 75f.

價值が増大し、一切のものの使用價值が廣くなつたことの認識が進むと共に、あらゆるものの蒐集のため少年を召集することが新しい誘惑となる。スワットガルトの少年裁判所の報告する所によると、學童の援助をかりて一九一五年四月赤十字社の催した「祖國のための金屬蒐集」(vaterländische Metallsammlung) にあつては、非常に多數の學童が竊盜と横領とを行つたといふ。即ち、彼等は自己等に渡された金屬を買食ひや活動寫眞のために賣つたのである。多くの少年は、後に徒黨を組んで銅製の雨樋ひを盗み、細々にして出したといふ。又他の場合では、少年は電信局や役所の庭に保管してあつた銅線や呼リンまで盗んだのである！ 或る一組の少年の如きは、レストランから導管のあらゆる銅や真鍮やランプといつた様なものまで盗んだのである。^[34]

34 Ependorf, S. 77f.

他の集團では次のことは殆ど證據を必要とせずいはれることである。即ち、少年は食糧缺乏のため

食糧・嗜好品を大量的に竊取し、又走り使ひ、出納掛、又は郵便局の手傳ひ其の他これと同様な地位に於て、金とか小包とかを横領するのである。誘惑は戦時に於て無限に増大した。監督が非常に手薄となり、平素には決して得られない様な機密な地位が少年に委ねられる。そして彼等が平和時と同様な行動、例へば小包を郵便局にもつて行くといふやうな行動をとるにしても、「かゝる仕事は平和時に於けるよりも屢々起り易く、その結果として誘惑が屢々繰返される限り、誘惑は益々大きいのである。とりわけ、經驗的には軍事小包は平時の郵便配達よりも紛失し易く、そのため一回限りの横領、又は時折の横領に關しては發見される危険が特に少いから、誘惑は殊に大きいのである」^[35]。かゝる理由から、當時は抑制の觀念が本質的に少く、榮養不良の結果として誘惑は際限なく増大するのである。もし、一度企てて露見しなければ、容易にこれが續けられる。即ち、今迄多分品行方正であつた少年は、みる／＼内に二、三十回の同様な横領を犯すのである。そしてかゝる横領は「軍事郵便の黃鮪」に對する餘りにも明白な憤激から人々が脱し、そしてこの事件を全體的な社會的心理的状態より理解せんとすれば、全く溫和な光を浴びてあらはれるものである。

35 Eibendorf, S. 85.

最後に、少年の空想を刺戟することが犯罪の形式に如何なる影響を與へたかが研究されねばならぬ。この場合、戦争による空想の激化のみが問題ではなく、時代の諸關係によつて惹き起された感情と興奮の一般的な高揚が問題なのである。犯罪は、殊に少年の犯罪は不均衡な感情状態の緊張と

いふ點から、これを理解すべきであらう。通例、竊盜は經濟的困窮や飢餓や日常のパンの心配では、これを説明できず、かゝる困窮の状態は、通常、現状に對して不満をもつことと得らるべき満足はまづこれを充さうと衝動的に強く感ずることとの兩者が結合してゐる一つの興奮状態を更に發展せしむるものに外ならぬのである。かゝる場合に於ては、過度の快・不快は品行方正の人間の確乎たる抑制感をも亦これを押し倒し、そして、この防禦の不充分は、少年たると成年たるとを問はずこれに年々新しき困窮と反感を齎らすところの戦時の生活によつて、特に激化されるのである。かゝる事情にあつては、甘美なもの、活動寫眞、煙草、食糧、衣服を見ることは、少年にとつては享樂欲を激化することを意味するのである。更にこゝに述べて置く價值ありと思ふのは、小供が戦争の遊戯に際して節度を失ひ、彼等の力の用ひ方が物の亂暴な破壊や重大な肉體的傷害に轉化する場合である。「街路で戦争ごつこをやり、小刀や内密に買つた空氣銃^[36]で互に攻撃しあふ子供が居る。亂暴なことでは人より傑出し、つねに黒いレース付の上衣を着て徘徊するやうな子供は「蚤」と呼ばれるのである。そして横溢する力を相互の鬭争でも完全に發散し盡せぬ時は、力と元氣と巧妙さとを必要とする侵入盜とか又は他の犯行を共同して行ふために徒黨が組まれるのである。これをロマンチックにいふと、黒手組^[38]とかいふことになる。この場合、ハンマーや鑿や合鍵を悪い目的のために用ひることは稀ではない」。これが十四歳以下の少年のことなのである。大抵の場合、確にこの子供達はその生長しつゝある放縱な行爲衝動の犠牲となつたのである。——これは彼等の行動を少なからず危険なものとする。かゝる

衝動がなんの障害もなく廣がつて行けば、それだけ良心による抑制や許されるものと禁止されたものとに對する絶對的な感情が無力となるのである。^[39]

36 これらは時に盗んだ金で買つたり、又は直接に盗んで来たものである。

37 不幸にも時には實際の武器を用ひることがある。ヘルウィツヒは少年がピストルを輕卒に使用して過失致死を犯したことを報告しつゝ。Lit. 163, S. 97ff.

38 Köhne, Lit. 220, S. 14.

39 E. v. Litz, Lit. 260, S. 147.

この最後の場合は、戦争や戦争気分や或は戦線の生活と戦闘行為やに關する眞實な又は空想的な報告が少年犯罪の形式に及ぼす直接な影響を判然ならしめる現象への橋渡しとなる。これらの體驗が個人や國民全體の心理に及ぼす影響は、戦争の種々なる局面に於て、全く様々なものであつた。即ち、幸福を齎らす團體意識に基く獻身的な自己放棄の増加及び利己心のない救済の用意——そしてそれは戦争の初期にあらはれたものであつた。同時に人々はこの祖國愛の感激より生じたところの一切のものが最もよき光の中にあるのを見たのである。これは又少年についてもいはれることである。老練にして且つ戦争の陰慘な現實に對して卓拔な識見を有するベルリン・プロレタリア・オステンの消息通が一九一六年に次の如くいつたのであるが、それは全く適切である。「この戦争に於ける程、強くドイツ少年の長所が發揮されたことは未だ嘗てないであらう」と。^[40]その他の説は戦時少年の實際的認識の陳述であるといふよりは寧ろ自己の感激の表現であるのである。^[41]眞實には、不良化の開始若くは發

展の兆候である事柄を少年が讚美するといふかゝる態度は危険性を帯びてくる。道案内人及びワンダ・フオーゲルが兵隊のために盡し、リュッチヒでは彈藥の製造に際して協力を爲したといふことをわれわれは聴いてゐる。水の運搬によつて兵士の援助をしたといふハンガリーの少女についての或る報導は——多分作りごとであらうが——種々な處に影響を與へて、その爲に少年達は「逃亡する」結果となり——その少女がなし得るのであるから我々も勿論なし得るとなして——十二歳から十四歳までの四人の少年は戦線の「軍人」に食べ物を提供せんとしたのである。^[42]かくの如き事實は自慢げに報告されるのである。たゞ、警察署と保護機關と裁判所のみが——一般人はさうではない——かゝる少年の戦時の感激の恐るべき現象とその結果とを知つてゐるのである。蓋しかゝる企ての大部分は多かれ少なかれ犯罪となるべき過誤に始まり又終るからである。前述の四人の少年は非常な困難を犯してベルリンの菓子屋に闖入し、菓子をとる、この分捕品をもつてライプチヒに行き、そこから歩い フランスに行き軍人のために食べ物を與へんとしたのである。彼等は早くもベルリンで捕縛され、二週間の輕懲役に處せられた。ベルリンの警視廳、就中功績ある保護司であるマルガレット・デイトメル女史の經驗はかゝる戦争によつて感激した浮浪の少年の運命に關して報告してゐる。^[43]戦争の勃發と共に煮鍋と鐵砲を携へロビンソンの如き生活を始める——ドイツ——インデア少年のことや、東部の將軍に盡さうとする三人のヒンデンブルグ狂の少年に關することや、捕獲した馬に乗つてロシアで攻撃に協力した道案内人のことを、この女史から聞くとロマンチックに感ずるのである。しかし、これら

の企ては家から逃げ出すため又は必要な金を手に入れるため竊盗や詐欺をやるのでなければ遂行し得るものではない。そして間もなくこれらの少年冒険家は檻をまとひ、疲労し切つて何處かに辿りつくのである。無料宿泊所や浮浪者授産場で彼等を機会を失せず收容するか又はとりわけ、出来るだけ早くしつかりした人の手や家族の手に返すことが出来れば、大抵の場合彼等は救はれるのである。が、しかし戦時の困窮状態にあつては、かゝる「逃亡者」のための人間も施設も注意も不足し勝ちである。そして彼等は無保護のままに泥棒酒場、未決拘禁所、刑罰拘禁にとひきづられて行くのである。

40 Siegmund-Stulze, Lit. 379, S. 3.

41 「大きな悲しみとこれに強く耐へて行くことによつて、總ての不誠實なもの、横柄なもの、尊大なものは精神からなくなつて行く。あらゆる不潔や、飢餓や、不眠や、寒冷や、濕氣に耐へて生残つて行くのに必要な意志の非常な緊張——それは、平素ならば人間が抜き差しならず引き込まれてゐる他の多くのものを越えて、人間を運んで行く。又それは、自己を越えて生長することを妨げてゐる人間の感情に打勝ちあらゆる自己満足にとどめを刺す」この文の筆者はE. W. フェルスター(Lit. 101, S. 19)である。又當時グラーツの主席検事であつたヘブラーの記述もある。「若しもかゝる少年がこの戦争を數週間経験するならば、彼は平和時に起るであらうより以上のその経験に全く身も魂も入れ込んで了ふであらう」Lit. 179 S. 40f.

42 Vgl. Bloch, Lit. 29, S. 40; E. v. Liszt, Lit. 261, S. 6; Dittmer, Lit. 68, S. 4—6.

43 私は彼女から手記の形の報告を材料として戴いたことを感謝する。又 Dittmer, Lit. 69, 70; Müller, Jugendliche Wand-erbetler, Landstreicher und Grossstadtkunster, Lit. 303. 参照のよう。

十五歳の少年が、一九一四年十月に既に横領した金二〇〇マルクを携へて學問をやめた。彼は案内人のユニホームやリュックサックや其の他それに必要な物を買ひ、幸ひにしてベルギーまでやつて來た。其處で偽名をつかつて八週間野戦病院に働いてゐた。それから不安になつたのでフランクフルト・アム・マインに引き返し、此處で捕へられ、両親のところへ連れ戻されたのである。冬が去つた。一九一五年五月、再度彼は三〇マルクをもつて學校をぬけ出し、リュノーベックとハンブルグに旅行した。再び捕へられたが又一九一五年の七月新にこれを試みた。彼は横領した金三五マルクをもつて、ロシアに行かうとした。然し半日にして、早くも逮捕せられた。こゝで彼は——一九一五年九月十四日——訴へられ、一月の輕懲役に處せられたが、執行猶豫をせられて監視に付せられた。しかし一九一五年十月十四日に早くも彼はその親方から一六二マルクを横領し、兵士の服装全部を整へて兵士として浮浪の旅にのぼり、十月二十二日に捕へられた。親方は「事情をよく考慮した」結果、告訴を撤回した。⁴⁴戦争による興奮、否寧ろその興奮を想像することによつては、實際に戦場に行くといふ試みに至るより、たゞ未だ企てぬ英雄的行爲を空想的に考へる方になり勝ちなのである。これについては十五歳になるアルフォンス・ゲーベルレといふ少年が好個の例を示してゐる。彼は西部戦線に於て二人の士官の命を救つたが、後に捕虜となつたのである。そして分捕つた銃八挺を持ち歸り、そのために第二等の鐵十字章又第一等の鐵十字章さへもらつたのである。ゲーベルレの功績と偉功に關する報導が全紙を満した。そしてミュンヘンの「少年」誌に於てはそれは詩にまで歌はれ稱讚された

のである。彼の受持の先生は授業時間にこれについて語り、又新聞記者はゲーベルと面會して「勇敢なる少年の正に驚くべき謙遜さ」に感嘆したと述べたのである。しかし、この英雄的行爲は僅に四週間しか續かず、その後はこのすべてのことが虚構であることが分つたのである！^[45]

44 v. Liszt, Lit. 269, S. 500f

45 Hellwig, Lit. 163, S. 106/107

又「一つの詐欺から他の詐欺を犯すに至つた」ところの高等學校の生徒がゐる。といふのは「彼は嘗て學友に戦線に行つたことがあると嘘を述べてからなのである」^[46]。戦争勃發の當時十五歳になる良家の出の高等學校生が海軍の志願兵にならうと考へた。その父親は未だ歳がゆかないといふことを考へて彼にそれを諦めさせた。「自分の學友に法螺を吹くため、彼はナウエンの無線電信局で海軍電信手の教育を受けることがきまつたのであると學友達に告げた。そこで、彼は『夜間練習』に従事せねばならぬといふ口實で、幾度も家や學校から離れることの出来るやうにした。クリスマス休暇を利用して、彼は海軍に召集されたと同僚に云ひ觸らした。事實、彼は、或る日のこと、海軍服を着、腕に腕章をつけ、鐵十字章を飾つて、あらはれた。彼はヘルゴラント沖の海戦に参加し左手に負傷をし、そのために腕が不具になつたのであると物語つた。空想は更にその少年を驅つて、あらゆるスタンプの押してある休暇・旅行證を作らしめたのである」。

46 Lit. 29, S. 40 und Hellwig, Lit. 163, S. 115f. (多分同じ事件であらう)

最後に、戦時に於ける九歳の少年の謀殺事案があるが、この少年の獨特点な犯行形式は、外的な力と空想的な手本の悪い影響を考へないでは説明できぬものである。即ち、明白な戦争の影響が示されるのでなければ、説明できぬものである。^[47]

47 Rupprecht, Lit. 356, S. 44ff.; Hellwig, Lit. 163, S. 123—125

その家族は両親と五人の子供であつた。父親は戦争の開始以來戦地に在り、母親が給仕人をして家計の資を得て居つた。彼女が働さに行く時には、九歳になるその少年に、一番下の一歳の幼兒を任せておいた。一九一五年五月一日にも亦かういふ状態であつた。午前十時頃、この少年は隣家に来て、青色の労働服を着た一人の男が家に侵入して、總ての物を引き掻き廻し、妹を殺して了つた、と何の興奮もなしに語つたのであつた。それから彼は市街をうろつき廻り、家に近い氷屋で氷を買ひ、多勢家の前に立つて居るのは家の中で何があつたのか、と氷屋に尋ねた。あそこでは小さな子供が殺されたのだ。と答へられたのに對して、彼は、自分も行つてみよう、といつた。しかし、彼は近くの草原で捕へられるまで遊んで居た。家の中では、臺所の床に喉を斬られた幼兒が横つてゐたし、ドアはこちあけられ、ドアの側には鍛冶屋のハンマーと道具箱が投げ散らされ、針のまがつた時計が壁から取りはづされて居つた。少年は最初は否認したものの後には自白した。その自白に依ると、妹が小車の中で騒ぎだったので、自分はそれを抱き出して、鎮めようとした。幼兒はなほ聲高く泣くので彼は幼兒を格子のある臺所の窓下の板の所に置いた。その際、頭を打ちつけたので幼兒はなほ激しく泣いた

のである。「泣き續けてゐて少しも鎮らないので彼は憤慨した。フトその時、赤ん坊が泣き喚いて止まない時に遊びに行かうと思ふなら、赤ん坊の頸を切つて丁へばいゝのだ、とある少年のいつたのを思ひ出した。そこで、彼は臺所用の小刀で妹の喉を三回斬つた。丁度泥棒が入つてこの犯行を爲したやうにみせかけようとして、彼は臺所が取亂されてある様に仕組み、そしてこれで責任を逃れようとした。幼女はこの少年の可愛い妹だったのである。學校の報告によると、彼は有名な「腕白小僧」であつて、あちらこちらを放浪し、見込のない者とみられてゐた。警察の取調の間泣き續けて居り。精神状態を鑑定するために、治療院 (Heilanstalt) の少年觀察所 (Kinderbeobachtungsheim) に收容された。

かくの如く、戦時は少年犯罪の範圍と形式とに、決定的な影響を與へたから、従つてこれにより同時に、刑事政策及び社會教育學の、少年の不良化と犯罪とを克服するために課せられてゐる偉大な任務に對しての良心は鋭くなつたのである。「少年の困窮は常に成年者の間の困窮状態の兆候である。従つて少年の周圍に健全な空氣を吹き入れるといふ義務感への訴へでもある。善も悪も常に上から下への道を辿るのであつて、その反對ではない」^[48]。「ドイツ少年の今後の犯罪については、新しき犯罪の形式が作り出されたり、又は警察によつて防壓されたりしてはならぬ。たゞ激しい教育の事業によつてのみ之に對さねばならぬ」^[49]。

48 Walerich, Lit. 424, S. 8.

49 Köhne, Lit. 220, Sp. 18.

危険な又は不良なドイツ少年に關する事業は、既に、戦争勃發の當初の年に始まつてゐる。「教育上責任の地位にある者は總て——フリットナーの著書のいふところでは——戦時に於て、自己の領域に於ける急速な墮落の増加を防止せんとして努力を強化したのである。社會教育の方面に於ては、量的な成果は驚く程大きかつたのである。これは、とりわけ、戦時に於ける福利施設の發展についていひ得ることである。それが組織し維持したものは、飢餓の時代に於ける小兒の公共的な給食、榮養不良又は休養を要する小兒の轉地、托兒所と遊園地の開設、幼兒保護・教育機關の設置、乳兒保護、母性相談所、校醫、社會教育上の教養のある女子の學校管理人、少年局に於ける少年保護の統一、社會教育家を養成するための公共學校の創設である。「不良化に最も墮ち易い卒業少年を教育し保護することは最も困難なことであつた」。

50 Filmer, Lit. 100, S. 271ff. この書は戦時の教育制度につき非常に明瞭な且つ深刻な説明をなしてゐるものである。

この少年保護及び少年施設の、戦時に於て爲した發展は、少年の不良化と犯罪とに對する闘争にとつて、非常な支持力と對應的な意義を有するものであつた。これは、一九一五年十月、代理總司令部の訓令^[51]、即ち「少年の不良化を防ぎ増大しつゝある無紀律を豫防する」^[52]といふ目的を有する少年保護の規定に始まつてゐる。これに屬するものとしては、アルコール濫用についての規定、喫煙の禁止、夜遊びの禁止、映畫の禁止、卑褻・不潔なる文書に對する闘争、そして最後に、強制貯金である。この

軍事的な保護處分に關しては、戰時中、澤山の賢明なことも、又多くの極く馬鹿げたことも書かれたのである。主として刑罰の威嚇によつて少年に働きかけるのであるならば、これらの規定は危険である。教育家や教育的な見地に立つ刑事學者 (Köhne) が、この場合「少年自身の罰せられる如き機會や試みを示すだけ」(Aloys Fischer, S. 28)の「保護立法」については、これを戒めたのは大いに當然なことである。これらの規定も亦多くの「戰時訓令」と同様に、均一的にも又一般に規則的といふだけにでも遂行され得ない限り、絶対に合理的ではないのである。

51 少年の不良化に對するかゝる軍令及び省令は總じて Lit. 297 II. Jahrg. Nr. 4, S. 8, に集められてある。總司令部代理の個々の命令も同報告に收められてゐる。Vgl. 10. Jahrg. Nr. 6 (LXI. 15), S. 6 (Generalkommando Kessel); 11. Jahrg. Nr. 1 (I. 16), S. 3 (Bayr. Innenministerium, Wirtt. Innenministerium, Preussische militärische Erlasse.); 11. Jahrg. Nr. 2/3 (LIV. 16), S. 4 (Sparzwangbekanntmachung des Oberkommandos in den Marken); 11. Jahrg. Nr. 6 (I. 16), S. 7 (Bayrische militärische Erlasse); 12. Jahrg. Nr. 1 (15. I. 17), S. 5 (Bayrisches Innenministerium); 12. Jahrg. Nr. 8/9 (I. IX. 17), S. 10 (Generalkommando Breslau, vorbildlicher Erlasse). Vgl. Lit. 298; ferner: Fränkel, Lit. 106; Kroncker, Lit. 299; S. 576; Pfäts, Lit. 329.

52 以下に引かれた Aloys Fischer によつて編輯された Die Zukunft des Jugendschutzes Lit. 96 中の彼自身の著 Jugendschutz und Belagerungsstand S. 17—36 を参照せよ。同著はその問題や何等の文飾や想像もなく完全に責任を認識して取扱つたところの戰時中に出た僅かな著作の一つである。殊に意義深きものとして Kerschsteininger, Lit. 209; Klumker, Lit. 216; H. v. Müller (München), Lit. 304; Kitzinger, Lit. 211 の著作を参照せよ。

この軍事的な教育事業の最も興味ある記録としては——又最も強く論ぜられた處分としては——こゝ

こゝに少年の強制貯金を擧げねばならない。これは軍司令官の命によつて國境地方(バルリン市ブランデンブルグ州)に於て一九一六年三月十八日(後には追加され又制限を加へられたのであるが)より施行せられたのである。これによれば、儲主は少年(十八歳までの)にその勞働賃銀の中一ハマルクまで(後には三〇マルクに増加したが)と其の残額の三分の一を支給すべきことを刑の威嚇によつて求められたのである。他の三分の二は少年公共貯金組合に積立てられねばならぬ。即ち、戰爭中はこの貯金掛金は市町村長の許可を得たる場合のみ處分し得たのである。少年の利益を慎重に考慮して、少年が法律的な道徳的な扶養義務を行ふために必要である場合のみ支給されるべきものとされた。最後の場合に於ては、親權を有する者又は後見人の同意は之を市町村長が請求すべきものとされる。

強制貯金^[53]についての二つの意見はこれを明らかにすべき價值がある。第一にはドイツ勞働組合總會の説明である。

53 „Ungeeignete Massnahmen gegen Minderjährige“ Korrespondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, Jahrg. 26, 11, März 1916, 116ff (zit. h. Hellwig, Lit. 163, S. 134/135), 11の説明は勿論第十一軍團(カッセル)の内部の命令に關係してある。これによれば、賃銀は法律上の代表者に支拂はれ、その代表者は相當額を安全確實な金庫に拂込む義務を負ふ。しかし本質的な點については、これが理由は又こゝに説明される、強制貯金にも妥當するものである。

「賃銀支拂に關する制限は、失墜してゐる兩親の權威を補ふことはできぬのであるから、決して教育

上よき作用を及ぼすものではない。自分の所得によつて両親の家計が賄はれるのであるといふことを意識してゐる少年に對しては、貸銀の支拂を延期しても、両親の命令に服従せしむることはできぬのである。輕卒で、家族を見捨て、も又その勞力を制限外に用ひても、それらを氣にかけない少年に對しては、かゝる處分は効果があらう。両親の權威のない場合は、貸銀を支拂つても両親には何もならぬのである。その上、かういふ場合には、多く、両親のやる家政も亦決して儉約の御手本にはなつてゐないのであることを考慮に入れなければならぬ。屢々、息子の所得が輕卒な両親の浪費の犠牲となる危険さへ存するのである。^[54]更に、かゝる處分は少年の勞働者を畏怖せしめて、他の方向に向けしめることがある。即ち、彼等は仕事について熱心さを失ひ、仕事の所得に重きを置かなくなるのである。總ての勞働者に緊張した活動を豫期しなければならぬ現在に於て、かゝる作用の望ましからざることは、特に喋々を要せぬであらう。最後に、かく貸銀の支拂を延期することは企業に非常な面倒を齎らし、營業法第一一九條第二項第二號の實施はそれ以來稀な例外に止ることとなつた。

54 かゝる異論はカツセル令の方法にのみ當るものであつて、貸銀支拂が一部債主に留保され、貯金組合に委託さるゝところの國境地方に適用されたる方法には當らぬものであることは、明白である。

55 未成年者に對する貸銀の支拂は兩親又は後見人に、若くはそれらの同意を得て未成年者に直接に、支拂はるべきことが既に平時（一八九一年以來）に於て地方條例によつて規定されてゐる。

「若き浪費者に對する管理處分としてのみ、強制貯金を考察する場合にも、同様にわれわれはこれに

對し重大な懸念を感ずる。家族又は戰場に在る家族の扶養が絶對的でない場合にも亦、それは貸銀の一部の自由な處分權を奪ふのである。今日の生活手段の物價騰貴の場合、大なる儉約の爲され得ることは、われわれには既に極めて明白であらう。強制貯金に關係せぬ貸銀部分は矢張り比較的大であらう。そして生活必需品にとつても不充足である貸銀からさへも、矢張り或る部分は飲酒や、娛樂に費されるといふことは長い間の經驗から明らかである。強制貯金は、かくて少しも放蕩を防止するものではないであらう。反對に、經驗によれば、強制貯金は勞働力の安價を導き貸銀の下落を導くのである。(?) それ故組合はこの手段を採ることを拒絶する。一度それが行はれたならば、これを取り除くことは困難であり、たゞに未成年勞働者に止ることなく、成年勞働者をも管理下におくのである。(?) しかし、ドイツ勞働者は、勞働によつて祖國を守る準備のために、雇人條例にも劣る例外法の下におかれる譯合は少しもないのである。

「強制貯金の實行も亦困難に逢着するであらう。このことはどう考へるのであるか。當該の貸銀部を貯金組合に引渡すことを企業に委ねべきであらうか。もしそうするならば、企業家に保険料を横領せられた疾病組合の悪き經驗が再び繰返されるであらう。しかも、その額が多いだけその範圍も大きいであらう。信賴すべき管理・保證の制度が設けられるのでなければ、強制貯金は實行し得べきものではない。そして、その經費は豫期せられたる結果とは何等關係のない額に、容易に達するであらう。

この否定的な意見に對して、市參事會員シェーンベルナー（ベルリン）は一九一七年四月ベルリンの「ドイツ少年司法補助の戰時會議」^[56]に於て、この處分に賛成して強調するところがあつた。

56 ドイツ少年保護中央會によつて召集されたものである(Lit. 66, S. 177ff.)

——この命令が少年と其の家族に與へた最初の印象は、彼によれば、「憤激の嵐」であるといふ。突然實施せられた強制貯金は「屢々方に家族の總ての生活關係の顛倒」を引起したのであるから、それは疑のないところである、といふ。週の収入が六〇マークである少年は従來は「家族の主たる扶養者」であつたのである、家族の當てにしてゐる六〇マークの代りに、今や三二マークしか家に持つて來ない、即ち、以前には一月に二六〇マークであつたのに、今は一三九マークしかもつて來ぬ、と述べる。「儲主の側に於ても、強制貯金は好ましいものではない、儲主には金の引渡と結びついてゐる面倒についての恐がある。その上、儲主は強制貯金は少年を未だ嘗て導かれたことのない状態に變化せしめるものであるといふ意見をもつてゐる。」^[57]ベルリンに付て返還の申立に關し決定することを委ねられてゐるベルリン後見局（Vormundschaftsamt）は「まづ、大きな仕事が與へられたといふ感じしか」もたぬ。ベルリンの統計によれば十四歳——十八歳の少年労働者は九〇、〇〇〇人である。そして人々は「直ぐ興奮し易く、しかも密着してゐる」のである、と述べる。一月に六、〇〇〇件以上の申立がある、最初の年には五〇、〇〇〇件の申立に決定を與へねばならなかつた。報告の當時（一九一七年四月）には額の多少はあれ、一日七、〇〇〇マークが返還されたのである、といふ。強制貯金

の發展は數字を見ても判る。それは一九一六年三月十八日から國境地方に實施されたのであるが、一九一六年七月一日にはベルリンに於ける貯金者の數は二五、〇〇〇に、十月一日には三三、〇〇〇に、一九一七年一月一日には四四、〇〇〇に、四月一日には五三、〇〇〇に増加し、その同じ期間に預入額は九四〇、〇〇〇マークから四、一二六、〇〇〇マークにのぼり、このうち約二〇%から四〇%が返還の申立により返却されてゐる。

57 ベルリンのある工場に於ては、強制貯金の實施當日に、七〇名以上の者が、又或る工場では八〇名以上の者が、臨時労働者となつて強制貯金を免かれようとして職をやめたのである。

ベルリン後見局の長官であつたシェーンベルナーの經驗に依れば、この實施難は人の恐れるよりも遙に少いものであつたといふ。「強制貯金の行はれてゐない地域に於ける少年の放浪は相當な程度に續いたのであるが、強制貯金の行はれてゐる範圍に於ては比較的速かに新しい状態に至つたのである。蓋し、拂渡の申立を速かに解決することによつて、實際の困窮に陥ることをそれは防止したからである。……多くの父親は戰場から強制貯金の實施に關する喜びを示してゐる。^[58]又少年に於ても、預金が増加したときには屢々一種の内心の喜びのあることを感ぜられる。残念乍ら母親はこれに對して甚だ聰明でないのである。」シェーンベルナーの考へるところでは、強制貯金の成功は「全く明白であつたのである。一人當り一、〇〇〇マークの貯金額を有し、實にある者は二、〇〇〇マークを有してゐる、といつてゐる。そして、これによつて、例へば一五〇マークで一着の衣服を買ふといふやう

な必要な支出について充分な額が保證されるのであるといつてゐる。「貯蓄した資本によつて多くの少年はその希望を充たすことができた。貨物自動車の運轉手や飛行家の教養をうけるとか、入學試験や卒業資格試験を受けるとか、又は歌手の教養をうけるとか。^[59]義眼や義齒もつくることができ、或る者は又小商賣を開くことさへ出来たのである。貯蓄した財産は両親にも亦ためになつた。特に生活費の支辨とか債務の軽減に役立つた。そして又土地や、農具や、種苗を買つたり、家具を調達したり、手術のためや埋葬費のために役立つたのである。その兄弟姉妹に對しては、少年貯金者は屢々大金によつて結婚の費用や教育の費用を扶助したのである。そういう場合に強制貯金がなかつたならば、どういふことが起るであらうか、人々は毎日のやうに、疑問とするであらう。殊に強制がないならば貯金額も存せぬであらうことは何人もこれを確認するであらう。そのことを、この可愛らしき少年達はわれわれに充分に教へたのである。少年の費消する小遣ひはより多くなり、両親自身の得るものは少くなり、その殘餘が生計に費消されるであらう。両親が經濟を考へず、怠け者で従來、少年の全所得を自分だけで費消することに慣れてゐる場合には、この強制貯金は特に祝福さるべきものである。

53 この言葉には勿論大きな價值を興へることはできない。蓋し、官僚的な戦時の方策は不合理な成績をもつものでも「戦場の父」によつて防禦されるからである。

59 この例に對してシエルマン (Schellmann) は次の様に異議を申立て、居るがそれは尤もなことである。「少年が歌手になつたり、卒業資格試験を受けようとしてかくの如き努力をする場合に、それに貯金の強制が必要であると信じますか」 Lit. 66. S. 191f.

「そして又道義上の方面に於ても強制貯金は非常によい成績を上げたのである。それは、窮乏の未だ存せぬ時に（一九一七年ベルリンに於て）少年に儉約心を教へるのである。賢明な心構と經濟が教へられ、貯蓄慾が喚起される。既に小資本を持つたといふ感情に更にそれを増さうとする慾望が加はる。強制貯金は又少年の放恣さを非常な程度でおさへる。高貨銀を受け過ぎること、若年にして既に全家族の扶養者となることは、多くの少年に、餘りにも明白に、自惚を起さしめる。彼等は價値のある一人前の人間として感じ、少年らしい弱點から、屢々その未經験と大都市の誘惑との犠牲となるに相違ない。強制貯金はこの點を治療的に制止する。彼等は社會の監督を感じ不必要な支出をなすことを躊躇する、蓋し拂渡の申立に於て、前には金で濟ましたことを辯明せねばならぬからである。

「私は強制貯金の最大の價値をそれが我々をして各個の少年に接近する機會を得しめた點に求める。これによつてわれわれは、最も善き意味で、少年に感化を及ぼすことを得るのである。母親が子供の亂暴を訴へて來る時には、われわれはその子供と親しく話をする。役所に來て怪しからぬ振舞をする者には、熱心に且つ親しく（？）教訓を興へる。不良化の危険がある場合には、そのことに立入つて、少年をドイツ少年保護中央會の監督に委ねる。長く經たぬうちにベルリンに歸つて來て、少年組合や職業紹介所や訓練所の推薦で、よい仕事を周旋される澤山の可愛い少年もある。」

明らかに、この敘述のうちで若干の點は、餘りに婉曲に過ぎるやうである。そして、現實の事情と矛盾してゐるやうである。^[60]しかし、非常に正しく觀察されてゐる點も少くない。この會議に於て、ボ

「リツヒカイトが、強制貯金は根本的には「我が國の社會保險の新しきもの、即ち、丁度、疾病及び不具保險のやうに、保險の強制を示すところの貯蓄保險」^[61]に外ならぬといふことを一般の人々は了解すべきであると、異論を述べてゐるが、それは尤もなことである。

60 「強制貯金」に對し部分的に鋭く反對してゐるシヘルマン (Scheilmann) の説明 (Lit. 66 S. 153f Hartmann, S. 184ff; Oplertel, 169ff; Wissell, 192ff. を参照せよ。

61 Eibendorf, S. 187.

この手段とその他の前記の如き手段が、どの程度に有効に働いたか、又果して根本的にみて有利な影響を興へたか、は後になつては仲々、決定し得られない。一樣に、そして同時に條理のある實施を保證するには、人も設備も不充分であり、その上に、有害な、そして少年を墮落せしめる戰爭の要素、(食糧の缺乏、監督の缺如、情操の野蠻化)は益々その害を激しくし強まつてくるのであるから、社會教育上の對策は、たゞ時折その成果を現はすのみで、全體的發展には恐らく全く影響を興へ得なかつたのである。それにも拘らず、その影響は、將來の發展に對しては、大なる意義を持つてゐた。世界大戰の破壊的な影響の最中であつて、平和時に對する理性と責任との維持的な、建設的な聲が勢力を得て來た。この軍事的な少年保護の命令が、正しく、卓越せる教育家・刑事學者・及び醫師の注意を惹いたといふこと、部分的には素人流に企てられた・總司令部のこの仕事に、ケルシエンス・タイナー (Kerschsteiner) クルムケル (Klumker) アロイス・フイッシャー (Aloys Fischer) ルマ

ン・フォン・ミッラー (Hermann v. Müller, München) リスト (List) ケーネ (Köhne) と云ふやうな人々が、眞摯な態度で従事してゐたといふこと、ドイツ少年保護中央部と他の保護團體が専心に且つ深刻にこの問題に關して争つたといふこと——これらのことは何等偶然なことではない!

戰時に於て教育制度の改革運動が、一九〇〇年以來の「新ドイツ」教育運動に結び付ける・且つその思想を發展せしむる・要求をもつて、始められたやうに、これと同様な發展は、社會保護及び社會教育(刑法、とにかく新派の刑法もこの兩者に屬してゐるが)の領域に於ても、行はれたのである。此處に於ても亦、戰時は如何なる新思想をも支配的なものとはしなかつた。が併し、それは事實上教育的な又社會的な見地に立つ人々をして、既に有してゐる危険とその克服の方法に鋭い注意の眼をむけしめたのである。戰爭の齎らしたものは、フリットナー (Fritzer) に從へば、「人間といふものに關する巨大な經驗」である。そしてこの經驗は精神的鬭争を自熱化し、ある種の傾向をば比較的速かに發展せしめたのである。——勢力のある新しい觀念で戰爭によつて論争に導かれたものは少いし、古い複雑な問題に對する簡單に爲さるべき重大な解決も決して發見されなかつた。しかし、普及した觀念は、突然、大いなる反響を喚び起し、國民の輿論となり、そして完成せられ又は速かに解決されたのである。此處に論ずべき領域に於て、戰爭による經驗の結果として、決定的な發展を見、非常な反響を喚び起して、その爲に戰後間もなく實際的な實現と法律的完成に熟して行つた觀念は、とりわけ、刑事裁判に於ける少年の特別な扱ひと計畫的な少年保護制度の統一的な建設とであ

る。

62 これに關してはフリットナーの説明 (Lit. 100, S. 233—235) 参照

リスト刑法學派の影響によつて、一九〇八年以來ドイツの行政に於ては、一九二三年にかの少年裁判法 (Jugendgerichtsgesetz) を作り出した思想が實現されてゐるのである。少年に對する刑法上の手續は、これによつて、成年者に對する刑事訴訟から分離せられ、現行刑法の・鎮壓的な・行爲の應報に對してのみ向けられた。すべての傳統から解放せられ、教育的・社會的見地の支配下におかれてゐるのである。それ故、少年裁判官は、同時に後見裁判官 (Vormundschaftsrichter) であらねばならぬし、少年司法補助の協力によつて、少年の個人的、家庭的、經濟的、教育的諸事情並に、少年の全人格及び環境を公判に先立つて調査せねばならぬ。自由刑執行は、判決に於てこれを猶豫することが出来る。「有罪者が、試験期における善行によつて刑の免除をうけ得る様に。これは直ちに刑の執行をなすことが教育手段を害する虞ある場合に、特に行はるべきである。」(法第十條) 更に、その他、少年裁判所は刑罰と教育手段(訓誡を加ふること、教育者の訓育に委すこと、一定の義務を課すること、他人の家庭に收容すること、保護觀察、保護教育)との間に考量するの權利及び義務を有する——「裁判所が教育手段を以て充分なりとする場合は刑は除外される」(第六條)。

少年保護に關しては、戦前に既に統一化と少年對策との内的關聯との開始によつて、單一な包括的な少年保護制度にまでなつてゐる。しかし、長年に涉つて驚くべき分裂があつたのである。保護事業

は、貧民、孤兒に對する機關とその補助團體に委ねられてゐた。狭い意味での少年對策は教會と學校に委ねられてゐた。プロシヤでは、前者については内務大臣がこれに當り、後者については文部大臣がこれに當つてゐる。有罪少年は司法省、補習教育は商務省、地方の少年は農務省がこれを考慮するのである。^[63]そして中級、下級の官廳にあつては、分裂と過度な組織は尙大さかつた。公立孤兒院、後見裁判所、區裁判所、地方裁判所、保護官廳及び貧民救済の機關、警察署、營業監督廳、地方疾病組合、地方保險機關、財團法人、宗教及び一般團體が、この場合互に協力せねばならなかつた。「條理も無意味なものとなり、慈善も苦痛となる。汝が未成年者なることは悲しいことだ」とヨハンネス・ペーターゼン (Johannes Petersen) は救済の必要なる私生兒の状態について、その保護の任にある官廳に對して述べたことである。「聰明な目的をしつかりともつた裸母のみが、これらの好意ある人々によつて子供に危害を加へずに、訓育するであらう。」^[64]

63 Siegmund-Schulze, Städtische Jugendämter in Lit. 65, S. 66. Vgl. Lit. 66.

64 Petersen, Lit. 321, S. 235.

ハンブルグに於て、公共の少年保護の統一化を最初に遂行し、^[65]そのためにドイツに於けるその後の發展に模範を垂れたのはペーターゼンであつた。蓋し、この思想は「ドイツ公私保護聯盟中央委員會」(Zentralausschuss des Deutschen Vereins für öffentliche und private Fürsorge) と「ドイツ職業後見局文書課」(Archiv Deutscher Berufsvormünder) とによつて採用せられ普及せられたからである。

ポリーツヒカイト、クルムケル、ブラウム (Braun) といふやうな經驗に富み且つ實行力のある人々はこの任務の遂行に努力した。あらゆる力(教會的、俗世的、國家的、地方的な)の結合を迫り、且つ困窮の甚大さの結果として黨派的な區別なく驚嘆すべき統一事業を促した點では、戦争は第一流の促進者であつたといへる。

59 Vgl. hierzu Kriegsmann, Lit. 228

これらの男女の人々(ゲルトルート・ホイメル Gertrud Bäumer マリー・バウム Marie Baum)が日常の懸念をなくするためにのみ、その力を盡したのではないといふことは特に意義のあることであつた。これらの人々の努力は戦時の負擔の下に恐ろしく増大し——「始められれば、不可能なことも可能となる」^[66]のである。——就中、驚嘆すべきことは、この事業が最初から戦後の時代に對する組織的規準を得ようとする意圖に基いてゐたとしふことである!このことは一九一五年既にドイツ少年保護中央部 (Deutscher Zentrale für Jugendfürsorge) のフランクフルトの會議に於てあらはれてゐる。しかも、當時廣く行はれつゝあつた空語的なものは、その實質的な眞摯な態度に於て著しく異なるところがあつたのである。報告者ツィーエン (Zielen) とジークムント・シュルツェ (Siegmund-Schulze) の要求を「國民教化の全計畫への少年保護の編入」とポリーツヒカイトは總括していつてゐる。^[67]一九一八年の初めには、この標語に應じて「少年の公共保護をライヒ法により規定するための委員會」(Kommission für richtsgerichtliche Regelung der öffentlichen Jugendfürsorge) が設立せられた。こ

れを機會として一九一八年の九月二十日及び二十一日の兩日にベルリンに於ては「ドイツ少年保護デー」が施行せられた。「官廳やあらゆる地方の團體から多數の出席者を見、又あらゆる階級から少年保護制度の専門家が千人以上も出席した」^[68]とこのこの會議に於ては、次の要求が満場一致で決議せられた。即ち、地方及び都市の貧兒、孤兒、貧兒、養兒、私生兒、保護兒のために少年公共保護の機關として少年保護司 (Jugendämter) を創設すること、職業の後見を新しい保護司に委ねること、保護の必要な子供に要する費用を、同じ領域に於て活動してゐる一般の慈善團體の廣汎な協力によつて、比較的大きな公共團體及び少年保護司の行政的組織に於て引受けることである。そして、かゝる少年保護の法律の實施を、政府及び國會に於て出来るだけ早く達成し、「少年保護司設置をライヒの法律によつて規定することの急務なる所以」に對して國民全體の理解を喚起せしめることが議長に委任せられたのである。

66 エスタロッチ・フレールハウスのリリ・ドワーシヘル (Lilli Dreoscher) はこのカーライルの特徴のある言葉をその報告の基礎として用いた。Lit. 65, S. 52.

67 Lit. 65, S. 128 (Poligkeiti); 20—30(Zielen); 31—37 (Siegmund-Schulze)

68 Braun-Riesell-Slovek, Lit. S. 26, S. XXXI.

少年及び幼兒の公共保護に對する念願は、世界大戰の影響によつてかくも熾烈であつたのであるが——「崩壊」(Zusammenbruch) とこれに次ぐ經濟的・政治的恐慌のために、眞に偉大なこの運動の實現

は、困難な問題に逢着したのである。即ち、こゝで計畫された建設事業は、その内外に於て、表面上橋渡しの出来ない對立物——一方の人々の無理解、他方の人々の要求の誇張、といふ對立物に逢着したのである。それにも拘はらず事態は推移して行つたのである。

ワイマール憲法は、まづその第七十七條に於て、「人口政策、母性・乳兒・幼兒・及び少年の保護」に關する立法をライヒに委ねてゐる。ライヒの法で不充分である場合のみ各州はこれらの點につき規定し得るのである。第二百十條は更に「兒童の教育を受ける権利」を綱目的に説明してゐるが、これに基づいて一九二二年七月九日新しく、ライヒ少年保護法 (Reichsjugendwohlfahrtsgesetz) がつくられてゐる。その基礎的第一條は「少年を教育して肉體的・精神的・社會的に有爲なる者たらしむることとは、兩親の最高の義務であり又自然的權利である。國家協同體はその行動を監視する」となつてゐる。憲法第二百十條——ライヒ少年保護法の本質的な意義を有する第一條は「あらゆるドイツ少年は肉體的・精神的・社會的に有爲なる者たるの教育を受ける權利を有する。教育に對する兩親の權利及び義務はこの法律には之を言及しない。教育をうくる權利を有するものの意志に反して干渉を爲し得るは法律の許す場合に限らる。即ち、教育に對する兒童の要求が家庭によつて充たされない限り、自發的な行動の參加を害うことなく、公共の少年補助が行はれる。」一九二一年一月法案の速かな提出を要求した者は、各派の婦人代議士であつたことは注意に値ひする。

戦時の新しい問題によつて強められ促進せられて、三個の價值ある根本思想が此處にあらはれる。

少年保護を中央の教育問題として理解することが先づその一である。少年を社會協同體の生活に適するやうにすることの出来るものは、昔の貧民救濟の意味での保護でもなく、偏狹な警察的・刑法的鎮壓でもなく、内部からの教育事業であり、少年の善良な有爲な性質に結びついた構成的建設事業である。この任務——これがその二であるが——は、その場合、國民のあらゆる階級の信頼と協力とを唯一の頼りとして居つた國家の、爲さねばならぬ義務の一である。そして最後に、不良化と犯罪の克服よりは、寧ろその豫防、即ち、犯罪の原因となる要素を逸早く認識し、これを合目的に防遏するところが肝要である。この點に少年保護の全刑事政策に對する意義があるのである。「未だ矯正し易い生長盛りの少年をも、犯罪者とならぬやう又犯罪者として止ることのないやうに、保護することが出来ないならば、既になり切つた大人となつた法律違反者を刑によつて矯正するといふ見込はないのである」。

86 Liepmann, Lit. 251, S. 4

最後に、この少年犯罪の研究のうち、なほ確定さるべきことがある。それは即ち、少年の不良化と犯罪に對する社會及び國家の態度に於けるかゝる根本的な變化は、その不良化と犯罪に如何なる影響を及ぼしたかである。戦争犯罪の頂點は、少年に關しては一九一八年である。この年には、九九、四九三人の少年がライヒ法の重罪、輕罪の廉によつて有罪となつてゐるが、それは一九一四年の二倍以上である。戦後の第一年目には、曲線の低下があらはれ、そして一九二二年から一九二三年まで、

再び繼續的に増加してゐる。一九二三年には八六、〇四〇人の少年有罪者がゐる。これでも矢張り、一九一八年の最高の状態に比し七分の一少いのである。次の年には數字は、一九二三年の少年裁判法の結果として、更に減じてゐる。即ち、刑事責任年齢を十四歳に引上ぐることは二月十六日の法律の公布により效力を發生し、其の他の制限、強制處分の廢止、刑に代る任意の他の教育手段は一九二三年七月一日より效力を發生した。一九二四年の統計は少年有罪者四三、二七六人を示してゐる。(つまり前年に比し約半數の減少である)一九二五年には更に減少を見て又約半數を減じた。即ち、二四、七七一である。犯罪指數は一九二三年の一、〇八二から一九二五年の四六七に減少する。即ち、凡そ三分の二を減じた譯である。一九一九年以後、總犯罪に對する少年の割合は一八・六%に減じたが、更に一九二五年には四・三%に減少した!

ドイツに於けるよりは寧ろ國外に於て重く評價せられ、それ自身驚嘆すべき價值のあるこの減少は、刑事政策上、その儘ドイツ少年のそれだけの向上を意味するものではなく、まづ第一にはたゞ犯罪構成事實の推移を意味するにすぎぬのである。少年の犯罪は今や大部分犯罪統計から消え失せてゐる。それは必ずしも一般になくなつたわけではなく、寧ろ、訓誡、保護觀察、保護教育、の處分がこれに振り向けられてゐるのである。それ故ライヒの統計的概觀から引き離されてゐるのである。といへ、判決に於けるこの變化は、二つの理由からみて、將來に對する樂觀主義の正常な根據である。第一に、この異常な減少は少年に於ける重い犯罪の事實上の減少を意味してゐる。蓋し、少年の實際

上重い犯罪は、少年裁判法の行はれてゐる場合でも、亦常に、刑といふ最後の手段 (Ultima ratio) によつて非難されるものであることは確實である。従つて、統計の數字にあらはれる著しい減少は少年の犯罪の事實上の減少を示すものである。第二には、我がドイツ刑法の過去の經驗は、兎も角刑罰は、少年にあつては、其の後の社會生活の豫後を改善しないばかりでなく、逆に、最も危険なことに、これを悪化するものであるといふことを、判然と教へて居るのである。少年に對する刑罰は少年自身にとつても又社會一般にとつても悪しき處置であることが明白になり、従つて、刑罰に多くの制限を付する場合にのみ社會の負債勘定がなくなり、改善の道が開かれるのである。國家及び社會が、幾分なりとも、以前刑罰の取扱に際して示した如き熱意と徹底さをもつて、少年保護法によつて規定せられたる刑罰なき保護と教育との手段を採るならば、その結果は、不良化と犯罪とに對するドイツ少年の危険を實際的に防遏することになるであらう。

第二節 女子

本節に於て單獨に論せらるべき成年女子の戦争犯罪は、戦争といふ經驗を全く故郷で過してゐる社會集團を問題とせねばならぬのであるから、特別な統計學的竝に心理學的、社會學的な意義を有するものである。男子の戦争犯罪とは反對に、此處では大多數の人間が軍隊への召集によつて、犯罪統計から除かれるといふことを、統計上の錯誤原因と見做してはならない。女子については、かゝる見地

で、充分に、世界大戦の犯罪に及ぼす影響を研究することが出来る。

1 この節の基礎はこれをコッペンフェルス (v. Koppenfels) の書、戦時に於ける女子の犯罪、一九二六年 Lit. 226, に得てゐる。一九二六年までに發表せられた必要な文献資料を除くところなく又批判的に採り上げてあるところのドイツ女子の戦争犯罪に關する唯一の論文である。

勿論、ドイツに於ける世界戦争中の犯罪に關しその統計的な全像を覆ひ且つ歪めてゐる他の錯誤原因は、正しく女子犯罪の統計数にも當てはまる。即ち、訴追能力の低下したこと——それは戦争中多くの官吏が軍隊に召集せられたためであらうし、又、戦後の第一年目に於ける革命時代のためであらうが——並に犯罪に對する反動が弱まり、従つて又被害者の告訴感情が弱まつたことである。

戦争中及び戦争後に於ける女子犯罪の数字的な發展に對し、正しい觀念を得るために、まづ第一に、戦争前のドイツの女子にとつて代表的であつた犯罪の状態を簡單に論ずることとしよう。

女子の犯罪は、数字的に見て、戦争前は男子のそれより遙に少數であつて、全く男子の犯罪の凡そ五分の一を算するに過ぎず、平和の最後の年に於ては、平均、全犯罪の一六%であつた。戦前に於ては、女子犯罪者の指数は人口の増加に比して著しく減少してゐるのに對し男子の犯罪者の指数はなほ増加してゐたことは注目すべきである。^[2]この場合、一八八二年より一九〇七年の間に於て、生活能力のある女子の数は倍加してゐる。^[3]一九〇七年に於ては、全ドイツ女子の約三分の一が職業生活に就いてゐた勘定になつてゐる。これに對し、有罪女子は一八九八年の三八九から一九一〇年の三六五(刑

事有責の女子十萬に對し)に減少してゐる。^[4]

2 Wolf, Lit. 450, S. 23, 33, 287.

3 v. Mayr, Lit. 281, S. 742.

4 v. Fritsen, Lit. 114, 115.

個々の犯罪及び犯罪集團に關しては、戦前は次の如き結果になつてゐる。即ち、女子の犯罪は男子の犯罪に比して、國家及び公の秩序に對する犯罪は全犯罪の七分の一、人身に對する犯罪は六分の一財産に對する犯罪は三分の一を占めてゐたのである。^[5]

5 Hoegel, Lit. 178, S. 231.

更に、われわれの目的にとつては、以下の如き犯罪に於ける女子犯罪の全犯罪に占むる割合についてなしたところのアッシュフェンブルク (Aschaffenburg) の計算が、^[6]よき説明を與へてゐる。これに従へば一八九二年より一九〇一年までに於ける有罪者百人に對し、女子有罪者は次の如くである。

6 Aschaffenburg, Lit. 7, S. 170

嬰兒殺	一〇〇・〇%
遺棄	八九・七
墮胎	八一・一
毒殺	六三・三

淫行媒介	六〇・七%
他人の秘密の侵害	四六・二
累犯の贓物授受	三九・五
職業的及び習慣的贓物授受	三六・八
單純なる贓物授受	三四・九
庇護 (Begünstigung)	三四・三
虚偽の宣誓	三〇・二
單純なる竊盜	二八・五
誣告	二七・七
過失に因る虚偽の宣誓	二六・九
侮辱	二六・八
單純なる累犯竊盜	二三・六
横領	一八・三
詐欺	一八・一
恐喝	一三・四
重き竊盜	一一・六

家宅侵入	一一・三
輕き傷害	一〇・五
重き累犯竊盜	八・三
重き傷害	七・五
器物毀棄	五・八

アシャップフェンブルグの計算^[7]によれば、戦前の一八九七年より一九〇一年までの間に於ては、女子犯罪の年齢階級による分布状態は次の如くになつてゐる。即ち、單純竊盜、重き竊盜、横領、詐欺及び墮胎は十八歳より二十一歳の間が最も多く、虚偽の宣誓は二十一歳より二十五歳の間、又官吏に對する暴行及び脅迫は二十五歳より三十歳、三十歳より四十歳、四十歳より五十歳の間が多く、淫行媒介、侮辱單純傷害、危険なる傷害、器物毀棄は三十歳より四十歳の間が多く、又家宅侵入及び贓物授受は四十歳より五十歳の間が最も多い。一般の重罪及び輕罪の数は三十歳より四十歳の間年齢階級が頂上をなしてゐる。従つて、戦前に於ては三十より四十の間の年齢が女子にとつて犯罪の危険期であつたのである。之に反し、男子に於ては、犯罪の頂上は本質的にはこれより早く、十八より二十五の年齢階級に存するのである。

7 Elberdorf, S. 173, 176f., 186.
有罪女子の家庭状態を統計的に觀察すれば、戦前のこの年齢階級の統計の結果は更によく説明され

る。こゝに驚くべきことには、獨身女子に比して既婚女子の方が遙に犯罪が多いといふことである。コッペンフェルス (Koppenfels) の計上するところによれば、一九一〇年に於て、刑事有責の女子十萬人につき二九一人は獨身者、四二九人は既婚者、又三三一人は寡婦又は離婚せる者となつてゐる。この數字の状態は、年齢別に分類する場合には、なほ、寡婦及び離婚者に有利となつてくる。^[8] 一八八二年より一八九三年の間について、アシャツフェンブルグ^[9]の確證せるところによれば、個々の犯罪集團については、特に家宅侵入、侮辱、傷害、器物毀棄、庇護及び贓物授受に於ては既婚者及び寡婦又は離婚者が多きを占めてゐるのであるが、竊盜、詐欺、背信に於ては獨身者が多きを占め、なほ寡婦又は離婚者と既婚者とを比すれば既婚者が多數を占めてゐる。

8 v. Koppenfels, Lit. 226, S. 7.

9 Lit. 7, S. 186.

戦争前に於て、かくの如く既婚女子の犯人が著しい高率を占めて居つたといふことは、男子犯人に於てはこの獨身と既婚との數的關係は、十八歳より二十五歳の間を除けば、これと全く反對であつたといふ事實に對應するものである。鰥夫若くは離婚せる男子の場合は、女子の場合に反し、著しく多く犯罪を犯してゐるのである。

以上、戦前の女子犯罪の外面的な統計的狀態を概観したのであるが、そしてそれには、なほ犯罪學的な説明の試みが殊更に等閑に付されてゐるのであるが、大體、これで充分であらう。

さて、戦時及び戦後の女子犯罪の數は如何に變化してゐるであらうか。

戦時及び戦後の數字と戦前の數字との比較を可能ならしむるには、直接な戦時犯罪、即ち、戦争及び過渡期を機會として發せられた刑罰法令の違反の數字はこれを除外し、此處には所謂間接な戦争犯罪のみを研究せねばならぬ。

かくて、一九一三年——一九二六年間における女子犯罪の絶對數に關しては「ライヒ」の犯罪統計から次の如き數列を得る。

一九一三年	八八、四六二
一九一四年	七七、八七〇
一九一五年	七五、四〇〇
一九一六年	八六、四〇〇
一九一七年	一〇二、八〇六
一九一八年	一二七、九〇六
一九一九年	八五、四五四
一九二〇年	一一八、七四九
一九二一年	一三〇、五五〇
一九二二年	一一三、八八五

一九二三年	一三四、九四三
一九二四年	一一四、四八八
一九二五年	九三、三六七
一九二六年	八九、三四四

第一に、一九一五年までは有罪数は低減して居つた。しかし、全犯罪（多分、男子が新たに軍隊に召集されたことに因るのであらうが）は、一九一六年に於ては一九一五年に對しなほ稍々減少してゐるのであるが、女子の犯罪に於ては、少年犯罪と同様に、一九一六年に於て増加の傾向を示し始め、戦争の末期の一九一八年にその最初の頂點に至つた。それから、一九一九年に於ては、全犯罪数は軍人が市民に復歸し、從つて「ライヒ」の犯罪統計に入り込んで來たために増加したのにも拘らず、女子竝に少年の有罪数は著しく低落した。一九一九年、即ち、國家變革の年、從つて又刑事訴追の能力の低減した年に於ける、かゝる女子犯罪の統計上の減少については之を大して尊重すべきではない。既に一九二〇年には（少年に於けると同じく）有罪女子の数は再び激しく増加してゐるのである。一九二一年には一九一八年の數字が初めて凌駕せられ、そして暗澹たるインフレーションの年である一九二三年には頂點に達してゐる。それ以後は、有罪数は速かに低減して行き、一九二六年には一九一三年の絶対數に再び近づいてゐるのである。

間接な全戦争犯罪に對する女子の間接な戦争犯罪の割合は、同じ時代につき次の百分比であらはさ

れる。

一九一〇年	一六・一%
一九一三年	一五・七"
一九一四年	一六・九"
一九一五年	二七・五"
一九一六年	三三・六"
一九一七年	三七・八"
一九一八年	三七・二五"
一九一九年	二四・五四"
一九二〇年	一九・四六"
一九二一年	一九・九"
一九二二年	一七・八"
一九二三年	一六・三八"
一九二四年	一六・四三"
一九二五年	一六・二二"
一九二六年	一五・二"

この百分比は本来の意味の戦争年代にとつては、相對的に無價値なものである。蓋し、少くとも戦争中は數百萬人の兵役義務ある男子が不在であつたといふ點を顧慮するとき、これは必然的に著しく増加する筈であるからである。しかし、この比例數は、兎も角も、戦後について女子犯罪と全犯罪との間の戦争前の常規的な状態がなほ數年間に涉つて妨げられてゐたといふことを示してゐる。一九二五年に至つて初めて、女子犯罪の全有罪者數に對する割合が再び一六%といふ戦前の状態に低下し、一九二六年には更に一五・二%に低下したのである！

女子の犯罪の發展と男子のそれとを比較すれば、一〇〇人の有罪男子につき、有罪女子は次の如くである。^[10]

一九一〇年	一九人
一九一三年	一九 "
一九一五年	三六 "
一九一七年	五四 "
一九一九年	三三 "
一九二一年	二五 "
一九二三年	二〇 "
一九二四年	二〇 "

一九二五年

一九人

10 この數字はドイツ普通刑法政府案の追加第二 (Lit. S. 4, S. 8) から引用した。

この數列から一九一七年、即ち、多分一九一八年と竝んで男子の軍隊召集の多く行はれた年である一九一七年には、女子の犯罪は男子の犯罪の半數以上に達し、漸く一九二二年に再び一九%といふ平常の状態に到達してゐるのである。

女子の全犯罪については、なほ所謂「犯罪指數」の發展を觀察して置かねばならぬ。即ち、刑事有責の普通人十萬に對して、有罪女子の數は次の如くである。^[11]

女子の犯罪指數

年 度	數	十二歳又は十四歳より十八歳まで
一九一三年	三五九	一九九
一九一四年	三一	一七四
一九一五年	二九六	二一五
一九一六年	三三四	二五八
一九一七年	三九二	三一八
一九一八年	四八二	三四九

11 この數はドイツ普通刑法政府案追加第二 Lit. S. 4, S. 8 から引用した。そして其處には一九一八年、一九二〇年、一九二二年、一九二六年の各年次が缺けてゐるのであるが、これを出来るだけ補充した。(一部は Roemer, Lit. 348 より、最近のものについては Lit. 392, Bd. 370 より)。本書第一二七頁にはこの數を曲線圖にあらはしてゐる。

これらの數字が示してゐる女子の犯罪は、かくて、戦争初期には低減し、のみならず、一九一五年

一九一九年	三四〇	二二九
一九二〇年	四七五	三一四
一九二一年	五一五	三四五
一九二二年	四五二	二六五
一九二三年	五二八	二四七
一九二四年	四六七	二二七
一九二五年	三七七	一四三
一九二六年	三五六	一三三

には二九六といふ指数によつて、「ライヒ」犯罪統計の設定以來兎も角示されて來たところでは、ドイツ女子犯罪の最低點に達してゐるのである。それからは、女子の犯罪は膨大し始め、一九一八年の四八二といふ犯罪指数に至つてゐる。戦後に於ては、まづ、一九一九年に全犯罪はなほ増加してゐるにも拘らず、有罪となつてゐる女子は一九一七年より一七%少い。然しながら、一九二〇年以降、女子の犯罪

は再びこの發展に追從してゐる。早くも一九二一年には犯罪指数は五一五となり一九一八年を越して了つた。そして一九二三年には犯罪指数は五二八に達し、「ライヒ」犯罪統計設定以來のドイツに於ける女子犯罪の絶頂に達した！一九二三年以後始まつた一般犯罪の減少傾向に伴ひ、女子犯罪も亦減少し、そして、事實、一九二五年には、それに先立ち、早くも戦前の正常な状態に達したのである。

女子犯罪に於ける各年齢階級の分布に關しては、統計は遺憾乍ら一九一七年迄しか存しない。一九一八年以降については、「ライヒ」犯罪統計はこれの計算をやめてしまつたからである。女子の間接な戦争犯罪の年齢別の絶對数は、ツァーン (Fr. Zahn) に従ふとき、一九一四年——一九一七年间に

つき次の如き數列となつてゐる。

女子の間接な戦争犯罪

年 度	總 數	内 一八歳—二〇歳	内 二一歳—二五歳	内 二五歳—三〇歳	内 三〇歳—四〇歳	内 四〇歳—五〇歳
一九一四年	七七、八七〇	七、五一九	九、〇四八	一〇、三三五	一九、六二九	一四、三〇五
一九一五年	七五、四〇二	八、〇一三	九、一四二	九、二三二	一七、七三四	一四、六六九
一九一六年	八六、四〇〇	九、三五四	一一、二四一	一〇、七七五	一九、八七八	一四、六二〇
一九一七年	一〇二、八〇八	一二、六五八	一五、三八四	一三、一一一	二一、六九四	一五、九〇六

コッペンフェルスは^[12]一九一七年に於ける女子の犯罪の數的變化を一九一一年、一九一二年及び一九一三年の平均に對比して、各年齢階級につき次の如き百分比を以て計算してゐる。
(増加は+、減少は-)

十五歳以下……………(+九〇・九) 三十歳——四十歳……………(-) 八・一
十五歳——十八歳……………(+五四・九) 四十歳——五十歳……………(-) 八・五

十八歳——二十一歳……………	(+)	六三・三	五十歳——六十歳……………	(-)	六・一
二十一歳——二十五歳……………	(+)	五四・七	六十歳以上……………	(-)	二〇・七
二十五歳——三十歳……………	(+)	一三・四			
各年齢階級の總數(+)		一四・五			

12 Lit. 226, S. 14.

なほ、有罪女子の家庭状態をその全數に對比したコッペンフェルスの計算を附加して置かう。

(百分比を以て表はす)

年 度	獨 身	既 婚	寡婦又は離婚
一九一一年——一九一三年	三二・五	五七・五	一〇・〇
一九一四年	三四・三	五五・八	九・九
一九一五年	三七・九	五三・一	九・〇
一九一六年	四〇・三	五一・一	八・六
一九一七年	四四・二	四七・五	八・三

この有罪女子の年齢と家庭状態とに關する數列から、戦争の初期の年については、次の如き諸事象が判るであらう。

(1) 戦争の初期の年に於ける女子の全犯罪が戦争前の平均に比して、一四・五%だけ増加してゐる

のは、専ら十二歳より三十歳までの年齢の若い女子の作用するところである。三十歳以上の年齢階級の犯罪は戦争中は相當著しい減少を示してゐる。戦前に於ては、三十歳より四十歳に至る年齢階級が女子にとり有罪となる素質の最も多い年齢階級であるとすれば、このことはなほ著しいことになる。

(本書第一七九頁以下参照)

(2) 家庭状態に關しては、全女子犯罪に對する獨身者の割合は戦前の平均に比し、一一・七%だけ増加して居り、これに反し、既婚者は一〇・〇%、寡婦及び離婚者は一・七%だけ減少して居る。一九一七年には獨身者の割合は殆ど既婚者の割合にまで達したのである！ 戦争中の婚姻の減少は既婚女子の減少の傾向には僅かな範圍にしか影響を及ぼしてゐないといふことをコッペンフェルスは示してゐる。彼に従へば

- (1) 刑事有責の女子十萬人に對し有罪の既婚女子は一九一〇年に二〇九人、一九一六年に一六八人
- (2) 刑事有責の既婚女子十萬人に對し有罪の既婚女子は一九一〇年に四二九人、一九一六年に三六七人

第一の場合には一九・二%の減少、第二の場合(従つて婚姻の減少に基く錯誤原因を除外してゐるわけである)には一四・四%の減少となる。

世界大戰における女子の全犯罪を統計的に概観することは、前科のない女子の有罪者の絶對數並にその百分率を引用することを以て止めることとしよう。

一九一四年	有罪女子七八、〇〇八人に對し前科なきもの	五六、〇一五人
一九一五年	" 七五、四〇二人	六一、二六〇人
一九一六年	" 八六、四〇〇人	八六、〇五四人
一九一七年	" 一〇二、八〇六人	一〇一、八二五人

即ち、全有罪女子のうち、一九一四年には七一・八%、一九一五年には八一・四%、一九一六年には九九・六%、一九一七年には九九%が全く前科なきものなのである！

さて、次に、このドイツ女子の犯罪の總數を各個の犯罪及び犯罪集團を觀察することにより分説すること努めよう。

こゝに大きく四個の分類を置きこれを基礎としよう。

1. 國家及び公の秩序に對する犯罪
2. 職務上の犯罪
3. 人身に對する犯罪
4. 財産に對する犯罪

「ライヒ」犯罪統計は遺憾ながら、これらの分類の各々に對する女子の犯罪數を一九一七年までしか掲げてゐない。

この年までについて女子の重罪及輕罪の有罪者は

年 度	總 數	國家及び公の秩序に對す	職務上	人身に對す	財産に對す
一九一一年	八九、一九二	一四、六六五	四七	三二、三八三	四二、〇九七
一九一二年	九一、六五三	一五、二二八	三六	三四、〇〇四	四二、三八五
一九一三年	八八、四六二	一五、四九四	五〇	三二、五五五	四〇、三六三
一九一四年	七七、八七〇	一三、四六九	四五	二七、六一七	三六、七三九
一九一五年	七五、四〇〇	九、一七四	六七	二三、八六一	四二、三〇〇
一九一六年	八六、四〇〇	七、九〇八	一六二	二五、二一四	五三、一一六
一九一七年	一〇二、八〇六	六、七九四	四〇九	二二、六二九	七二、九七四

これらの數を曲線圖を以てあらはせば次頁の如し。

曲線を目して判るやうに、専ら財産犯罪が全女子犯罪の曲線を規定してゐる。一九一七年には女子の全犯罪に對する財産犯罪の百分率は七一%になつてゐるのである。國家及び公の秩序に對する犯罪並に人身に對する犯罪の數は、戰爭の全期間を通じ減少してゐるに對し、財産犯罪は最初減少の傾向を辿つてゐるが、一九一五年以降一九一七年迄に殆ど倍加してゐるのである。